

経済産業省 御中

令和 4 年度産業経済研究委託事業
(SDGs を含めた企業の事業性評価手法及び
ローカルベンチマーク・ABL に関する実態把握に係る調査研究)

報告書 (公表版)

2023年3月

株式会社帝国データバンク

目次

1. 背景・目的	1
2. 調査概要	2
2.1 ローカルベンチマークガイドブック改訂業務.....	2
(1) 金融機関ヒアリング	2
(2) 検討会開催.....	2
(3) ローカルベンチマークガイドブック改訂版	2
2.2 ABL 調査業務.....	2
(1) 背景・目的.....	2
(2) アンケート調査の実施要領	3
(3) アンケート調査の回答結果	3
3. ローカルベンチマークガイドブック改訂業務.....	3
3.1 SDGs に関する認知度・取り組み状況	3
3.2 SDGs に取り組む企業への評価・支援事例.....	8
(1) 金融機関による事例.....	8
(2) 信用保証協会の事例	8
(3) 国・自治体の事例.....	8
3.3 金融機関ヒアリング	9
3.4 検討会の実施.....	10
3.5 ガイドブック改訂版の改訂ポイント	12
4. ABL 調査業務.....	22
4.1 ABL の融資実績	22
4.2 ABL の実施方針・体制	36
4.3 ABL の推進に向けた取り組み	42
4.4 ローカルベンチマークについて	56
4.5 FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用.....	67
5. 参考資料.....	72
5.1 ABL 調査票	72

1. 背景・目的

ローカルベンチマーク（以下「ロカベン」という。）については、令和 2 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にて 2024 年度までロカベン認知度・活用度向上等について示されている。そのためロカベン活用戦略会議を開催し、今後の普及や活用に向けた取り組み方針について関係者と検討しているが、今年 7 月に開催したロカベン活用戦略会議にて、ロカベンを活用した SDGs の推進について今後の取り組みの方向性が示された。

SDGs については、昨今、国内企業においても考え方が浸透しつつあり、特に大企業においては SDGs に関する具体的な取り組み事例が増加している一方、中堅・中小企業においては日々取り組みが進んでおらず、そもそも十分に SDGs を認知・理解できていない企業も少なくないといった状況である。

中小企業庁などにおいて補助金等の各種施策により中小企業の SDGs に関する取り組みを推進しているが、支援を受けることが目的化されてしまっているケースも多く、企業の行動変容を促すためには、そもそも SDGs とは何かを認識したうえで、自社の活動内容と結びつけることが肝要である。

こうした状況を踏まえると、ロカベンは支援機関（金融機関含む）との対話により自社の経営を見える化するツールであり、中堅・中小企業が主なユーザーであるため、SDGs の取り組みを推進するうえで重要な役割を果たすといえる。

このため、ロカベンをどのように活用すれば、中堅・中小企業の意識変革を促し、SDGs の取り組みを推進できるか検討し、中堅・中小企業における SDGs の取り組み実態やあるべき姿を把握するとともに、ロカベンツール自体の改修、令和 2 年度策定したロカベンガイドブックの改訂など様々な選択肢の中から最適な手段を検討し、必要な措置を講じる必要がある。

また、ロカベン公表以降実施している活用実態調査（アンケート）、不動産担保・経営者保証に依存しない融資である ABL に関する利用動向調査（アンケート）についても継続的に実施し、実態を把握する必要がある。

2. 調査概要

2.1 ローカルベンチマークガイドブック改訂業務

（1）金融機関ヒアリング

事前に企業の SDGs への取り組みに関する金融商品や事業性評価を行っている金融機関について文献調査等を行った上で選定を行い、5 機関に対してヒアリング取材を行った。

（2）検討会開催

ローカルベンチマークガイドブックの改訂を行うために、検討会を全 3 回実施した。なお、検討会の会場については新型コロナウイルス感染症対策も含め、オンライン会議形式にて開催した。

（3）ローカルベンチマークガイドブック改訂版

企業編、支援機関編共にローカルベンチマークガイドブックの改訂を行った。全体及び巻末に SDGs、DX に関する記載を加え、検討会の意見交換に基づき、ガイドブック全体の表現の修正や追記を行った。

2.2 ABL 調査業務

（1）背景・目的

我が国の産業金融においては、依然として銀行貸出を中心とした間接金融のプレゼンスが大きく、中堅・中小企業への資金供給は、今後も引き続き間接金融を中心として行われるものと見込まれる。従って、今後も、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高い。

こうした状況において、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、間接金融の機能強化が図られる中で、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産（在庫、売掛債権等）を担保とする「動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）」（以下、「ABL」）の普及促進が図られ、金融機関における取り組みが普及してきた。

また、近年では FinTech（フィンテック）を活用した新たな融資手法の実用化が進み、我が国の金融をとりまく環境は急速に変化しつつある。こうした取り組みの普及状況を明らかにし、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決の方策を検討することも重要となっている。

本調査では、「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」として、ABL ならびに FinTech を活用した新たな資金調達手法等の利用実態を把握しつつ、その効果や課題を明らかにすることを目的として、金融機関等へのアンケート調査を実施した。

（2）アンケート調査の実施要領

- ・調査名称：企業の多様な資金調達手法に関する実態調査
- ・調査対象：ABL の貸し手として期待される金融機関 600 社
- ・調査方法：郵送による送付、郵送及びメールによる回収
- ・調査期間：2023 年 1 月 25 日（発送）～2023 年 2 月 24 日（回収締切）
- ・有効回答：480 社（有効回答率：80.0%）

（3）アンケート調査の回答結果

金融機関の業態別の回答件数を図表 1 に示す。

図表 1 回答件数（業態別）

No.	業態	2022年		2021年 構成比(%)	2020年 構成比(%)	2019年 構成比(%)	2018年 構成比(%)
		件数(n)	構成比(%)				
1	都市銀行、信託銀行	5	1.0	1.1	1.0	1.8	1.8
2	地方銀行	48	10.0	9.3	9.2	7.8	8.9
3	第二地方銀行	27	5.6	5.5	6.6	5.5	6.7
4	信用金庫・信金中央金庫	235	49.0	48.4	46.0	50.1	47.6
5	信用組合	110	22.9	25.2	23.8	23.4	24.0
6	政府系金融機関	4	0.8	1.1	1.3	0.9	0.8
7	系統金融機関	45	9.4	8.7	11.3	8.0	8.7
8	その他の銀行	6	1.3	0.8	1.0	0.9	0.8
9	その他	0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.6
全体		480	100	100	100	100	100

※2020年以降、調査対象から「カード会社等(その他)」を除外した。

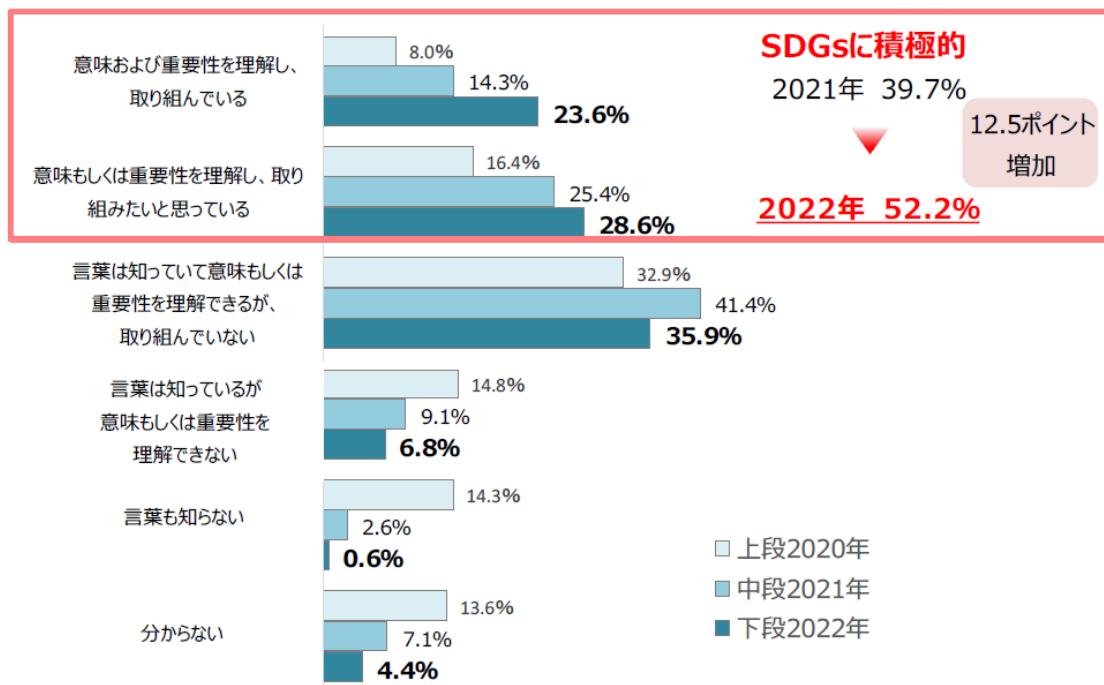
※2020年以降、調査対象に「労働金庫(系統金融機関)」を加えた。

3. ローカルベンチマークガイドブック改訂業務

3.1 SDGs に関する認知度・取り組み状況

弊社が行った「SDGs に関する企業の意識調査（2022 年）」によると、自社における SDGs への理解や取り組みについて、「意味および重要性を理解し、取り組んでいる」企業は 23.6% となった。「意味もしくは重要性を理解し、取り組みたいと思っている」（28.6%）と合計すると『SDGs に積極的』な企業は前回調査(2021 年 6 月)より 12.5 ポイント増の 52.2% と半数以上となった。2020 年調査と比べると、SDGs に積極的な企業は 2 倍以上増加していることがわかる。

図表 2 SDGs への理解と取り組み¹

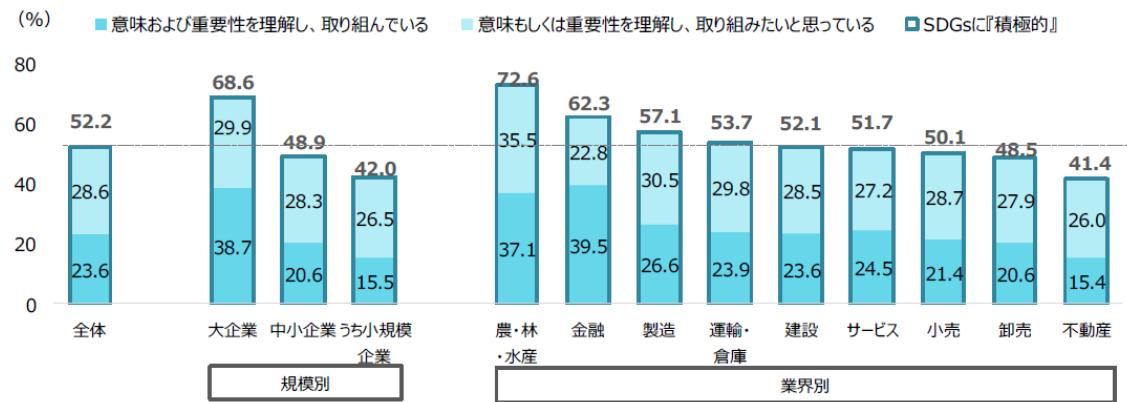


注：母数は有効回答企業1万1,337社。2021年6月調査は1万1,109社。2020年6月調査は1万1,275社

¹ 株式会社帝国データバンク「特別企画: SDGs に関する企業の意識調査（2022 年）」
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220811.pdf>

規模別にみると、「大企業」では SDGs に積極的な企業が 68.6% で、全体を大幅に上回った。一方で、「中小企業」では 48.9%、「うち小規模企業」では 42.0% となり、依然として企業規模間で格差が生じている。

図表 3 SDGs に積極的な企業割合（規模・業種別）²



SDGs では、2030 年までに達成すべき 17 の目標が設定されている。そこで、17 目標のなかで現在力を入れている項目を尋ねたところ、働き方改革などを含む『働きがいも経済成長も』が 31.4% で最も高かった(複数回答、以下同)。同目標は、社内から取り組むことができる「キャリアパスに応じた研修」や「従業員の健康保持・増進」などといった取り組み方があり、企業にとって取り組みやすい目標であると考えられる。次いで、リサイクル活動やエコ商品の生産・使用などを含む『つくる責任つかう責任』(22.9%)、再生可能エネルギーの利用などを含む『エネルギーをみんなにそしてクリーンに』(22.5%)、および CO2 排出量の少ない原材料の使用などを含む『気候変動に具体的な対策を』が 2 割台で続いた。

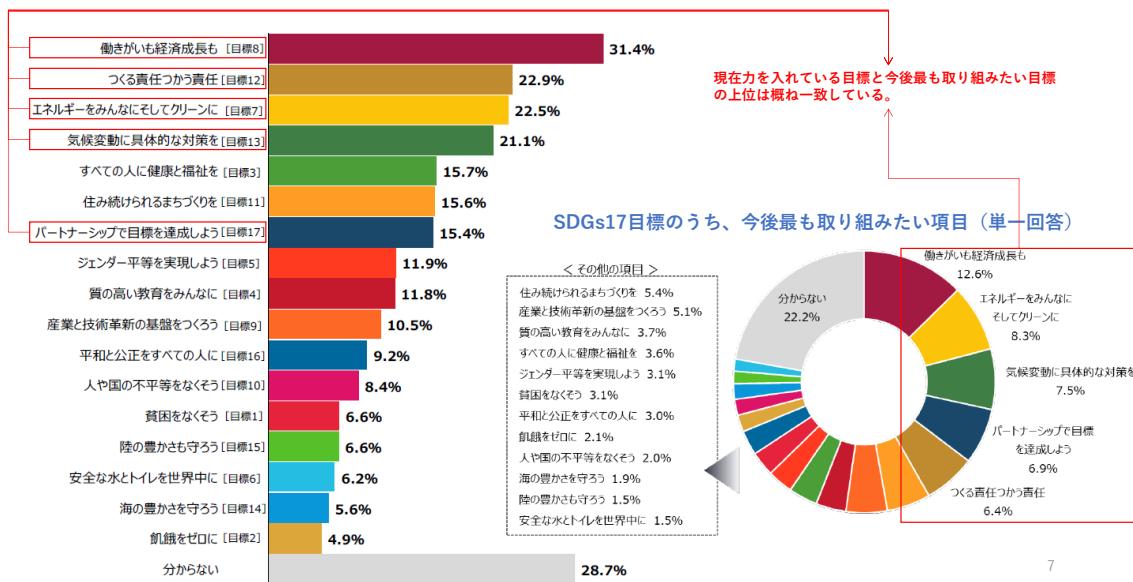
SDGs の 17 目標のうち、今後最も取り組みたい項目について尋ねたところ、「働きがいも経済成長も」が 12.6% でトップだった(単一回答)。現在最も力を入れている項目と同様に最も高く、全項目のなかで唯一 1 割を超えた。次いで、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(8.3%) や、「気候変動に具体的な対策を」(7.5%) が上位に並んだ。

現在力を入れている項目と今後最も取り組みたい項目については、ある程度類似していることがわかる。

² 株式会社帝国データバンク「特別企画: SDGs に関する企業の意識調査 (2022 年)」

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220811.pdf>

図表 4 SDGs17 の目標のうち現在力を入れている項目と今後最も取り組みたい項目³



³ 株式会社帝国データバンク「特別企画: SDGs に関する企業の意識調査（2022 年）」

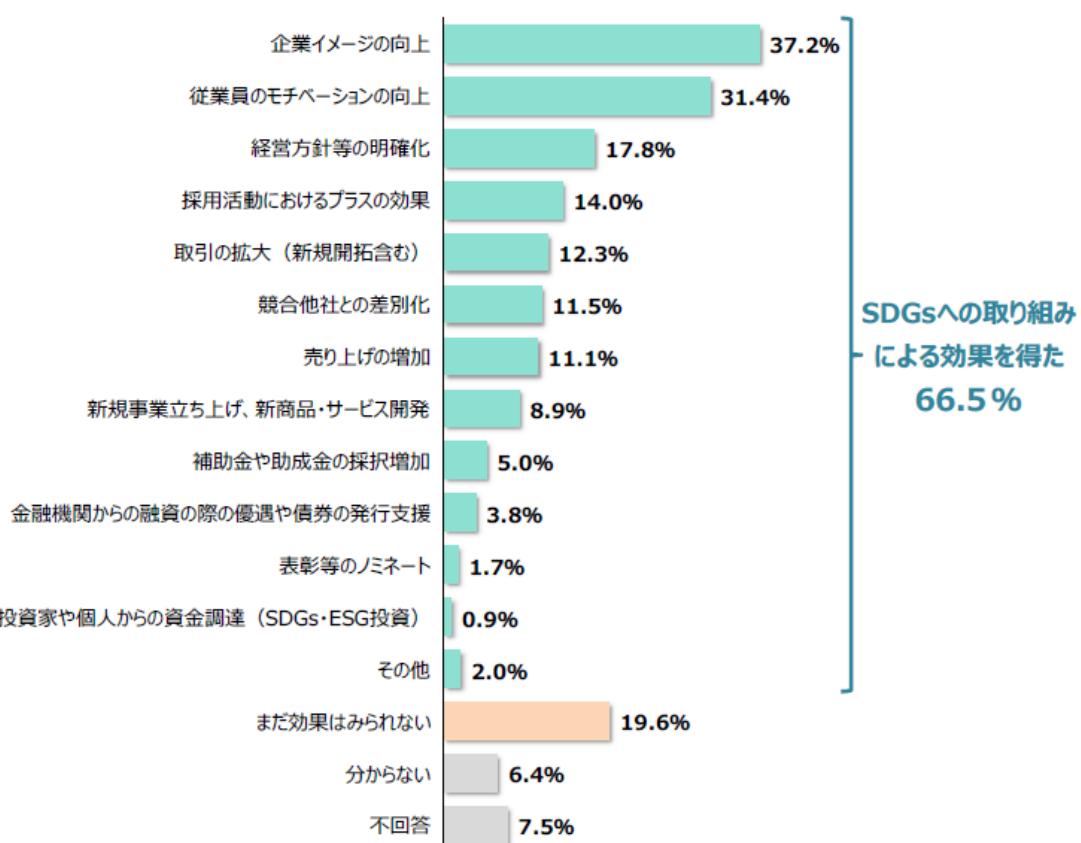
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220811.pdf>

現在 SDGs 各目標に力を入れている企業に SDGs への取り組みによる効果を尋ねたところ、「企業イメージの向上」が 37.2% でトップとなった。また、人材の定着率の向上につながり得る「従業員のモチベーションの向上」(31.4%) も 3 割台となり、企業の見られ方に関する効果が上位に並んでいる。次いで「経営方針等の明確化」(17.8%)、「採用活動におけるプラスの効果」(14.0%)、「取引の拡大 (新規開拓含む)」(12.3%) が続いた。

また、SDGs への取り組みが「売り上げの増加」につながった企業は 11.1% となった。単なる慈善活動だと思われるがちな SDGs をビジネスチャンスとして捉え、実際に売り上げの向上につなげた企業も出てきているもようである。

総じて、SDGs の効果を実感している企業は 66.5% となった。

図表 5 SDGs への取り組みによる効果⁴



注: 母数は、「現在、力を入れている項目」のうち、17の目標(項目)のいずれかを選択した企業8,080社

⁴ 株式会社帝国データバンク「特別企画: SDGs に関する企業の意識調査 (2022 年)」

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p220811.pdf>

3.2 SDGs に取り組む企業への評価・支援事例

（1）金融機関による事例

①企業の SDGs の取り組みを可視化

地域企業の事業を SDGs の視点で対話することにより、SDGs の 17 の目標に資する取り組みを既に企業が行っているという気づきを与える支援を行っている。数十項目のチェックリストを活用するなど、金融機関職員に高度な専門知識が無くても実施できるよう工夫しており、地域企業に気づきを与えることで「SDGs 宣言書」を対外的に発信するなど、SDGs への一歩を踏み出すことに繋がっていることが明らかになった。

②自治体と連携した融資

「(3) 国・自治体の事例」にて後述しますが、自治体が取り組む「地方創生 SDGs」の取り組みにおいて、「自治体独自に SDGs に取り組む企業の登録制度」を設けているケースがあり、登録企業に対して金利などの優遇措置を行うサステナブルローンを提供し、SDGs に取り組む地域企業に対して取り組んでいない企業と差別化した資金供給を行っていることが明らかになった。

③事業性評価の変化

2014 年 9 月に金融庁が「金融モニタリング基本方針」の中で「事業性評価」という指針を示して以降、地域金融機関では組織的な事業性評価の取り組みが行われている。地域金融機関の中には独自の事業性評価シートを作成し、運用しているケースもあるが、近年の ESG/SDGs といったサステナブル経営を背景に、事業性評価の在り方も時代に応じた形に変化させている。商流を把握する際に、環境へ負荷が低い製品の調達を確認することや、内部管理体制において女性活躍の視点を含めるなど、企業の事業性を理解・評価するための項目に、SDGs の観点を含めていることが明らかになった。

加えて、カーボンニュートラルの取り組みのように、一部専門性の高い内容については、外部の専門機関と連携した評価に取り組む金融機関もあることが明らかになった。

（2）信用保証協会の事例

信用保証協会においては、「地方創生 SDGs」に取り組む自治体と連携した保証制度や、SDGs 特定社債保証制度など、SDGs に取り組む企業を対象とした優遇策を打ち出すと共に、金融機関と同様、自治体と連携した取り組みを行っているケースが見られた。

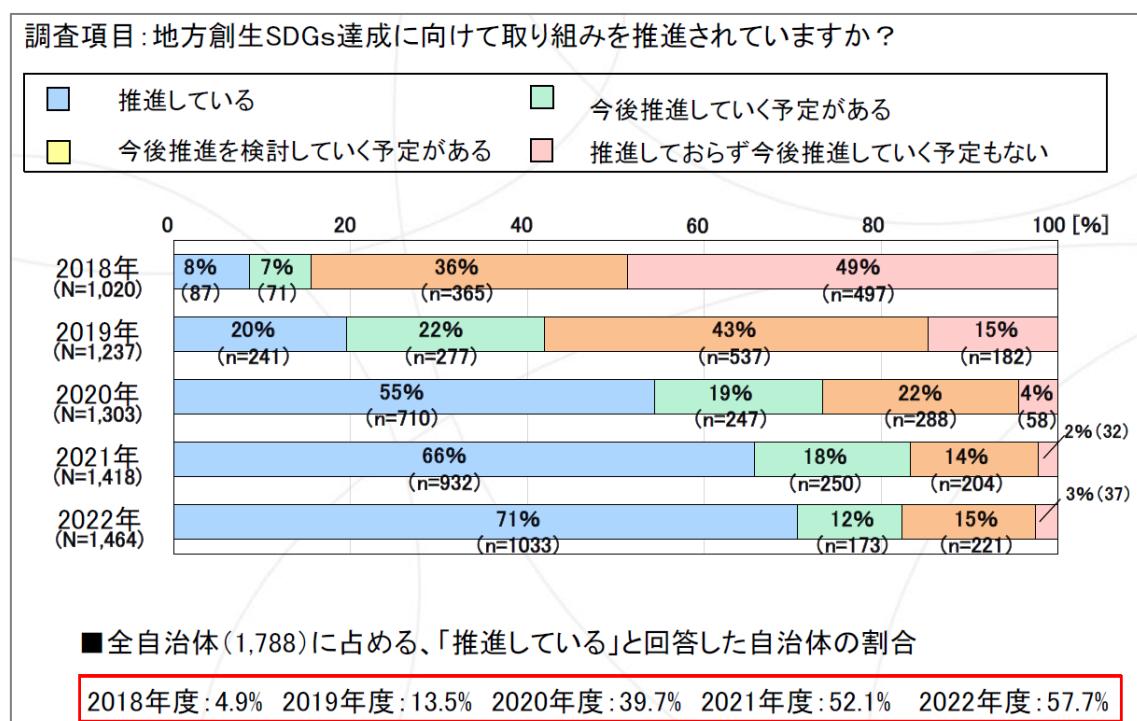
（3）国・自治体の事例

内閣府が主導し、「地方創生 SDGs」の取り組みを推進している。2018 年当初は「推進している」と回答した自治体が 10% に満たない状況であったが、2022 年の調査においては

71%もの自治体が「推進している」と回答しており、地方創生に SDGs の考え方を取り込み、活動している自治体が増加していることがわかる。

また、「地方創生 SDGs」に取り組む自治体では、「自治体独自に SDGs に取り組む企業の登録制度」を設け、自治体のホームページなどで企業名や企業の活動内容を紹介したり、「環境にやさしい製品づくりを行っている企業を表彰したりといったように、SDGs に取り組む企業のブランディングの一助となると共に、現段階では SDGs に取り組んでいない企業に対して、SDGs への取り組みをはじめるきっかけとなるよう、ホームページなどを活用して PR を推進している。

図表 6 地方創生 SDGs 達成に向けた取り組み状況⁵



3.3 金融機関ヒアリング

企業の SDGs への取り組みに関する金融商品や事業性評価を行っている金融機関に対してヒアリング取材を行った。概要は以下の通り。

調査期間: 2023年1月14日～2023年2月7日

⁵ 自治体 SDGs 推進評価・調査検討会「令和4年度 SDGs に関する全国アンケート調査結果」

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/00_R4_kekka.pdf

調査対象：金融機関 5 機関

調査項目：取り組みの目的

- 取り組みの流れ（仕組み）
- SDGs に関する評価の視点や評価方法
- 活用の実績、活用事例
- 課題
- その他

3.4 検討会の実施

ローカルベンチマークガイドブックの改訂を行うために、以下の内容にて検討会を全3回実施した。なお、検討会の会場については新型コロナウイルス感染症対策も含め、オンライン会議形式にて開催した。

<検討会メンバー一覧>

【委員】

- | | |
|--------|-------------------------|
| 河原 万千子 | 公認会計士・税理士 |
| 黒澤 元国 | 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 広域指導員 |
| 水野 浩児 | 追手門学院大学 経営学部長 教授 |
| 森 俊彦 | 一般社団法人日本金融人材育成協会 会長 |
| 森下 勉 | 有限会社ツトム経営研究所 所長 |
| 渡辺 直 | 岐阜県信用保証協会 保証業務部 部長 |

【事務局】

- 経済産業省 経済産業政策局 産業資金課
株式会社帝国データバンク プロダクトデザイン部 官公庁ソリューション課

【プレゼンター】

- 金融機関：3 機関

図表 7 検討会概要

回数	日時	主な議題
第1回	2023年2月1日(水) 9:00-11:00	1. 開会 2. 経済産業省趣旨説明 3. A銀行様プレゼンテーション 4. プレゼンに対する質疑応答 5. 事務局資料説明 6. 討議 7. 閉会
第2回	2023年2月16日(木) 9:00-11:00	1. 開会 2. B銀行様プレゼンテーション 3. プレゼンに対する質疑応答 4. C信用金庫様プレゼンテーション 5. プレゼンに対する質疑応答 6. 事務局資料説明 7. 討議 8. 閉会
第3回	2023年3月10日(金) 9:00-11:00	1. 開会 2. 事務局資料 説明 3. 討議 4. 閉会

3.5 ガイドブック改訂版の改訂ポイント

検討会を経て作成した企業向け、支援機関向けのガイドブックの構成は以下の通り。詳細については別紙を参照されたい。

図表 8 ローカルベンチマークガイドブック SDGs/DX 対応版 企業編



図表 9 企業編ガイドブック 目次

- 1. はじめに
- 2. まずはロカベンを準備しましょう
- 3. ロカベンはこんなツールです！
- 4. 取り組み方法と活用・効果
 - (1) ロカベンの効果
 - ①対内的効果
 - ②対外的効果
 - (2) 取り組み方法
 - (3) 社内でロカベンに取り組む場合の対話のコツ
- 5. ロカベンの構成と内容
 - (1) ロカベン構成の特長
 - (2) ロカベンに取り組む前に読んでもほしい注意点
 - (3) 非財務
 - ①業務フロー
 - ②商流
 - ③4つの視点
 - (4) 財務分析
 - ① 6つの指標の特徴
 - ②入力方法に関する説明
 - (5) まとめ
 - (参考) SDGsについて
 - (参考) DXについて

図表 10 ローカルベンチマークガイドブック SDGs/DX対応版 支援機関編



図表 11 支援機関編ガイドブック 目次

- 1. はじめに
- 2. ロカベンの紹介・主なポイント
 - (1) ロカベンが検討された背景
 - (2) ロカベンが目指すもの
 - (3) ロカベンの全体像
- 3. 取り組み方法と活用・効果
 - (1) 取り組み方法
 - (2) ロカベンの効果（事例との連動）
 - ①企業における効果
 - ②支援機関における効果
- 4. ロカベンの構成と内容
 - (1) ロカベン構成の特長
 - (2) ロカベンに取り組む前に読んでほしい注意点
 - (3) 非財務
 - ①業務フロー
 - ②商流
 - ③4つの視点
 - (4) 財務分析
 - ① 6つの指標の特徴
 - ②入力方法に関する説明
 - (5) まとめ
 - ①全体の関連性を今一度確認し、現状を整理
 - ②現状と将来目標のギャップから、課題と対応策を明確化
- 5. 対話の方法論
 - ①対話力向上のメリット（ロカベンだけではない）
 - ②対話の際の心構え
 - ③対話の方法論
 - 方法論1「非言語（ノンバーバル）コミュニケーション」
 - 方法論2「無条件の肯定的関心」
 - 方法論3「オウム返し」
 - 方法論4「要約、言い換え」
 - 方法論5「Why+4W2Hとオープンクエスチョン」
 - 方法論6「クローズドクエスチョン」
 - ④対話のトレーニング方法
 - ⑤対話の悪例
- (参考) SDGsについて
- (参考) DXについて

SDGs/DX 対応版としての改訂ポイントは以下の 3 点。

①SDGs/DX の概要、SDGs・DX に取り組む意義等を追加

巻末に SDGs/DX の概要、SDGs・DX に取り組む意義等のコンテンツをまとめて記載した。初めて取り組む企業でも理解できるよう、ロカベンを取り組む前に最低限知っておいて欲しい基礎知識の取りまとめをおこなった。

図表 12 SDGs について

参考1 SDGsについて

参考1-1 SDGsとは

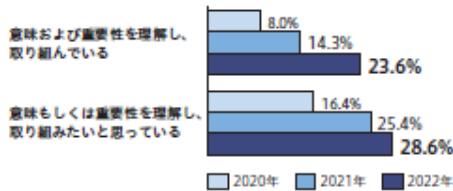
持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール (P37 参照)・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



参考1-2 企業がSDGsに取り組む意義・効果

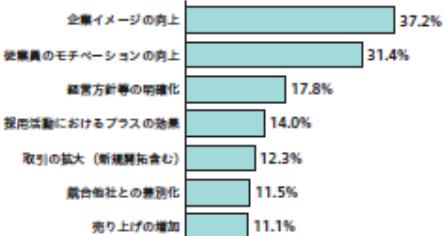
2年前はSDGsに取り組んでいる企業はわずか8%でしたが、直近では23.6%と3倍程度増加しており、取り組みたいと考えている企業も2倍程度に増加しています。また、取り組んでいる企業は企業イメージの向上や従業員のモチベーション向上といった効果を得られており、SDGsに取り組んでいないと取引先や求職者から選ばれなくなってしまう可能性もあります。持続可能な社会の実現に向けて大企業だけでなく中小企業にも必ず必要となります。また、サステナブル経営に取り組む企業への融資制度を活用することで、経済と環境の好循環を目指すことができます。是非取り組んでみてください。

SDGsへの理解・取り組み



理解度	2020年	2021年	2022年
意味および重要性を理解し、取り組んでいる	8.0%	14.3%	23.6%
意味もしくは重要性を理解し、取り組みたいと思っている	16.4%	25.4%	28.6%

取り組みによる効果



効果	割合
企業イメージの向上	37.2%
従業員のモチベーションの向上	31.4%
経営方針等の明確化	17.8%
採用活動におけるプラスの効果	14.0%
取引の拡大(新規開拓含む)	12.3%
競合他社との差別化	11.5%
売り上げの増加	11.1%

SDGsに取り組む意義・効果として①～③が挙げられます。

①選ばれる企業になる

- 自社の事業活動とSDGsの繋がりを可視化し、情報発信することにより、自社の社会への貢献や存在意義について取引先や金融機関などの関係者が認識し、自社の評価(企業価値)を向上させることに繋がる。
- 採用にあたっても、SDGsの取り組みを評価・共感する人材が集まるなど採用力向上に繋がる。
- サプライチェーン全体でSDGsに取り組むことにより、サプライチェーン上の企業との連携・評価に繋がる。

②新たな事業価値の創造に繋がる

- 自社の事業活動とSDGsの繋がりから社会への貢献や存在意義を従業員が認識・共有することは人材育成に寄与する。SDGsという新たな視点を取り入れた将来目標の設定などをすることで、既存の延長線上の目標にとらわれず従業員一體となり自社の変革や新たな事業価値の創出に繋がる。

③資金調達手段の多様化や各種優遇施策の利活用

- 政府のSDGsに関する各種優遇施策や地方創生SDGsにおける登録・認証の利用とそれに伴う融資や保証などの優遇施策を利活用できる。
- ESG投資に取り組む金融機関からSDGsに取り組む企業として資金調達や優遇施策を利活用できる。

こうしたSDGsの取り組みを把握することによって、企業の魅力を発掘し、新たな将来目標の設定や企業価値のさらなる向上に繋げていくことが重要です。

16

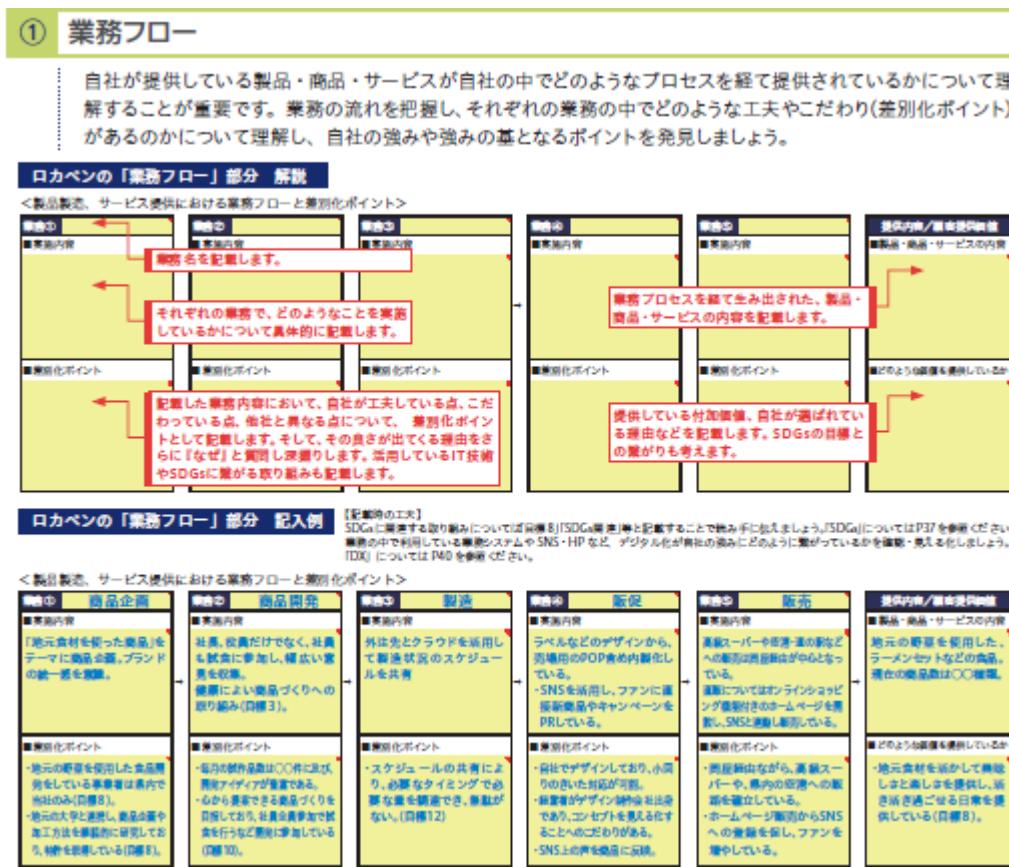
図表 13 DXについて



②SDGs・DXの取り組みのロカベンシートへの解説、記載例

既存のロカベンシートへの解説、記載例にSDGsとDXの観点を追加し、具体的にどのようにロカベンシートを使えば良いのかイメージしやすいように記載を変更した。

図表 14 業務フローの解説、記載例



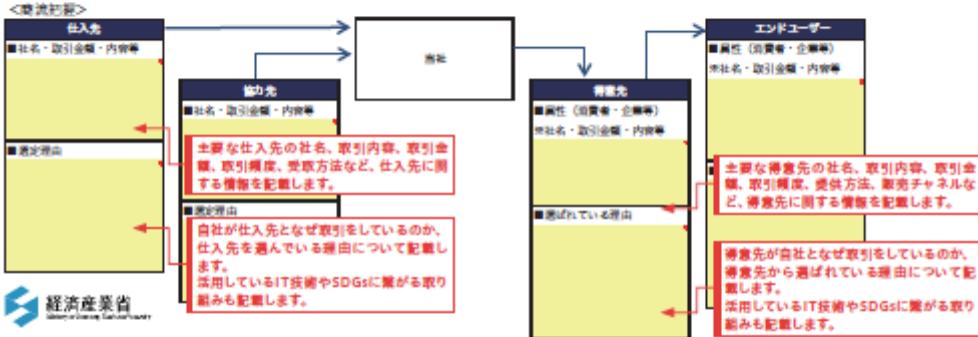
図表 15 商流の解説、記入例

② 商流

商流では企業がどのようにして商売を成立させているかを取引関係から把握します。企業が提供している製品・商品・サービスがどのような他社(者)との繋がりで成立しているのか。仕入先や協力先から何を得て、自社で何を行って(業務フロー部分で理解)、どのような顧客にどのような方法で何を提供しているのか。また、直接取引をしている顧客の先にエンドユーザーがいる場合、どのようなユーザーに何を提供しているのかについて理解すること。さらに、仕入先や協力先に対してなぜ企業が仕入先や協力先と取引しているのか(選んでいる理由)、逆に、得意先やエンドユーザーに対してはなぜ企業が選ばれているのかを理解することが重要です。

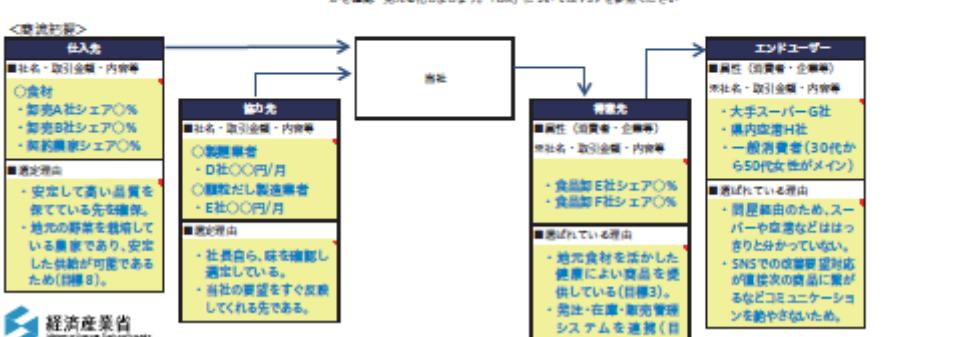
ロカベンの「商流」部分 解説

【記載の工夫】
SDGsに賛同する取り組みについては「目標8」「SDGs実現」等と記載することで読み手に伝えましょう。
SDGsについてのP36を参照ください。
事業の中で利用している業務システムやSNS・HPなど、デジタル化が自社の強みにどのように繋がっているかを確認・見える化しましょう。「DX」についてはP39を参照ください。



ロカベンの「商流」部分 記入例

【記載の工夫】
SDGsに賛同する取り組みについては「目標8」「SDGs実現」等と記載することで読み手に伝えましょう。
SDGsについてのP36を参照ください。
事業の中で利用している業務システムやSNS・HPなど、デジタル化が自社の強みにどのように繋がっているかを確認・見える化しましょう。「DX」についてはP39を参照ください。



図表 16 4つの視点 経営者の解説、記入例

①経営者への着目	
STEP 1 「①経営者」へ着目する理由	
<p>経営者が経営に与える影響は大きく、経営者の優劣が企業の優劣を左右することもあります。そのため、まずは「経営者」自身の考えを整理することが重要です。また、事業の継続性を推し測る観点から、事業承継の方針を確認することも重要です。</p>	
STEP 2 「①経営者」欄の解説と記入例	
① 経営者	ロカベンの4つの視点の「①経営者」部分 解説
	<p>経営理念・ビジョン 経営哲学・考え方・方針等</p> <p>地域企業においては、経営者が与える影響が大きく、経営者の優劣が企業の優劣を左右する面が強いといえます。そのため、経営者との対話に際して、まずは「経営者」自身について知ることが重要です。</p>
	<p>経営意欲 ※成長志向・現状維持など</p> <p>経営者が自社のことをどのように捉えているのか、今後どのような事業展開を考えているかを把握します。 経営者としての財務リテラシーやITリテラシーの向上に努めているか、経営者として適切に情報を開示する誠実性があるかを知ることは、支援を進める上で大切です。</p>
① 経営者	<p>後継者の有無 後継者の育成状況 承継のタイミング・関係</p> <p>事業の持続性を推し測る観点から、経営者が高齢の場合は事業承継の方針を確認することも欠かせません。</p>
	ロカベンの4つの視点の「①経営者」部分 記入例
	<p>経営理念・ビジョン 経営哲学・考え方・方針等</p> <p>「地元とともに発展していく事業を常に検討し、実施していく」が経営理念（目標12）。 社員に対しては、①社会的な責任を果たすこと、②常にチャレンジすること、③感動を創造できる人間を目指すこと、を方針として伝えている。 経営の見える化を行っている。試算表を開示し損益分岐点の開示による経営感覚の醸成をしている。</p>
① 経営者	<p>経営意欲 ※成長志向・現状維持など</p> <p>今年度創業〇〇年目であるが、まだ出来ることは多いと考えている。 目標としている売上高〇〇億円を目指して社長自ら直販先の開拓のための営業を行っている。 健康によい商品づくりへの取り組み意欲が高い（目標3）。 ロカベンを知ってから、経営分析に興味を持ち専門書を読み、最近では原価計算について関心を示している。 DXの講義受講を始めた。</p>
	<p>後継者の有無 後継者の育成状況 承継のタイミング・関係</p> <p>後継者は経営企画会議のメンバー全員で推薦で選んだ候補者がいる。 現在は専務として経営全般について学ばせているところ。 前任者が実施したことを洗い直し、引き継ぎに備えている。</p>

【記載例の工夫】
SDGsに賛同する取り組みについては「目標8」「SDGs実現」等と記載することで読み手に拾えましょう。「SDGs」についてはP36を参照ください。
事業の中で利用している業務システムやSNS・HPなど、デジタル化が業界の進みにどのように響かっているかを確認・見える化しましょう。「DX」についてはP39を参照ください。

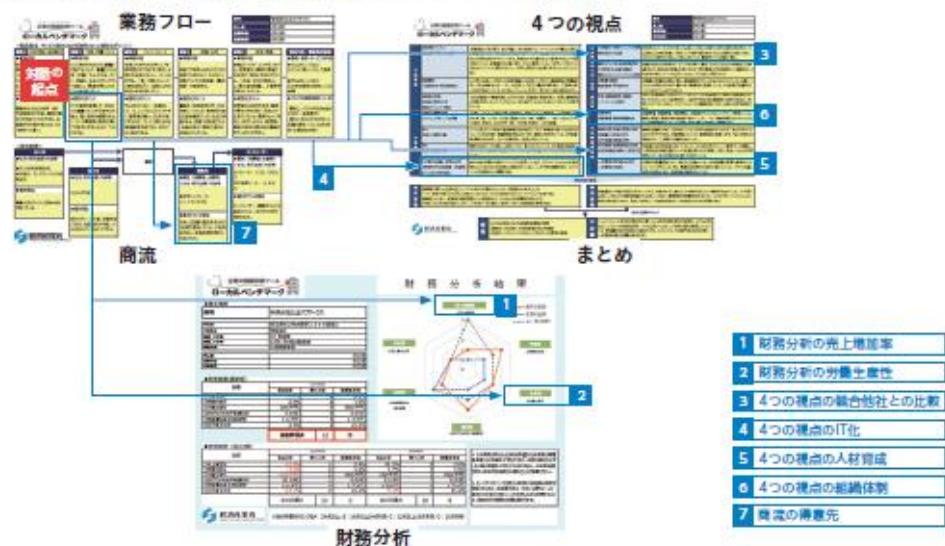
③支援機関と事業者との対話例

SDGs・DXの取り組みを聞き出し、気付きを与えるためのポイントとして、自演機関と事業者の対話例の改訂を行った。

図表 17 差別化ポイントから始まる企業の魅力の発掘例



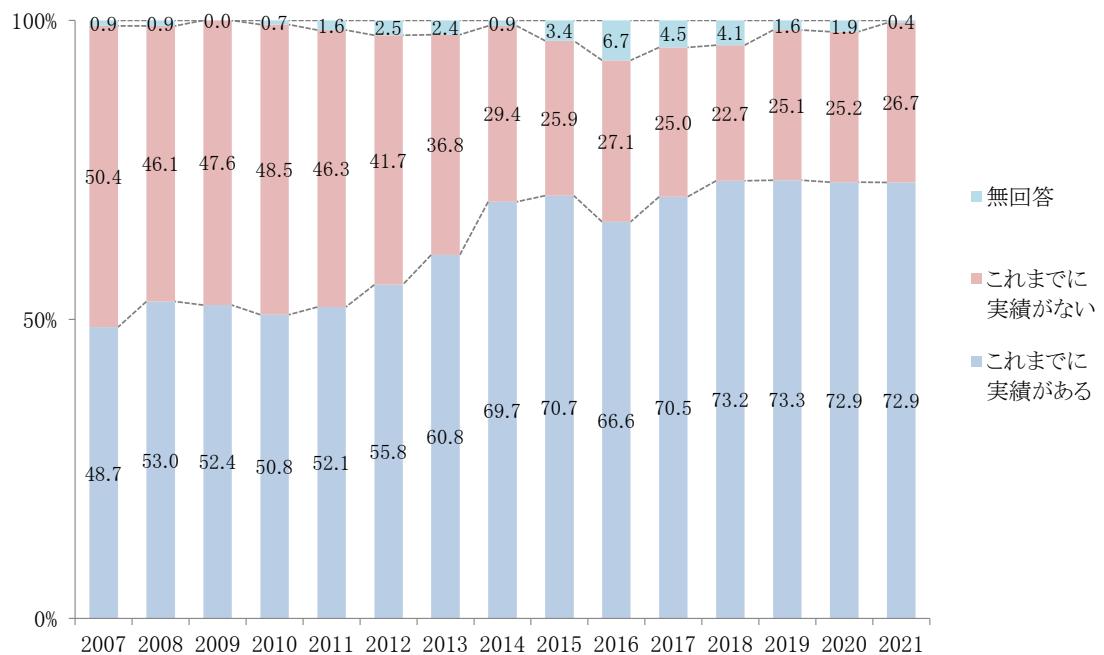
差別化ポイントから始まる企業の魅力の発掘例におけるロカベンシートの関連性



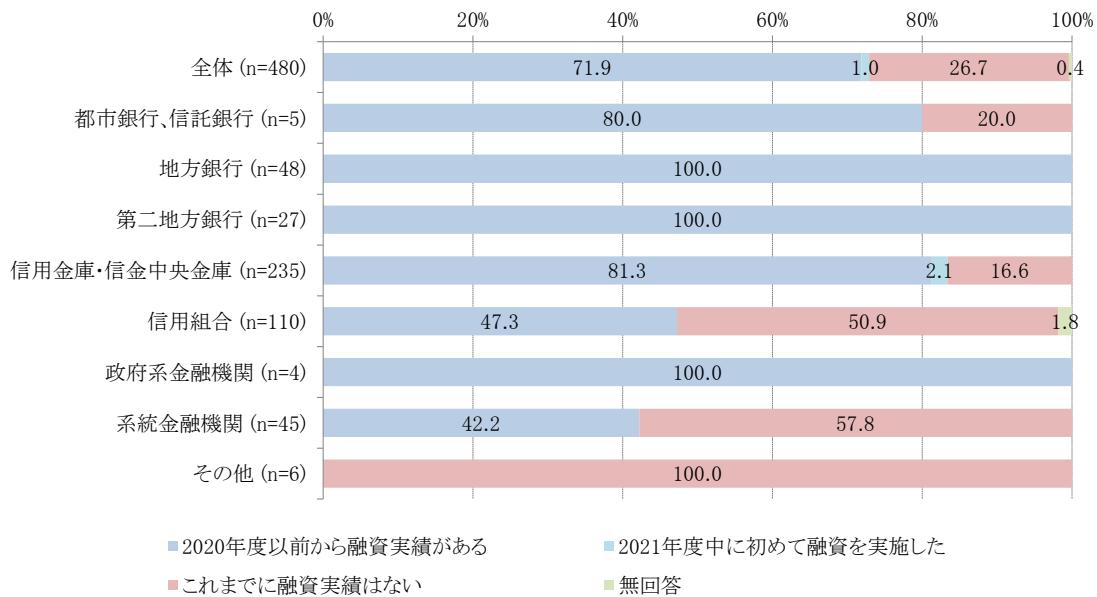
4. ABL 調査業務

4.1 ABL の融資実績

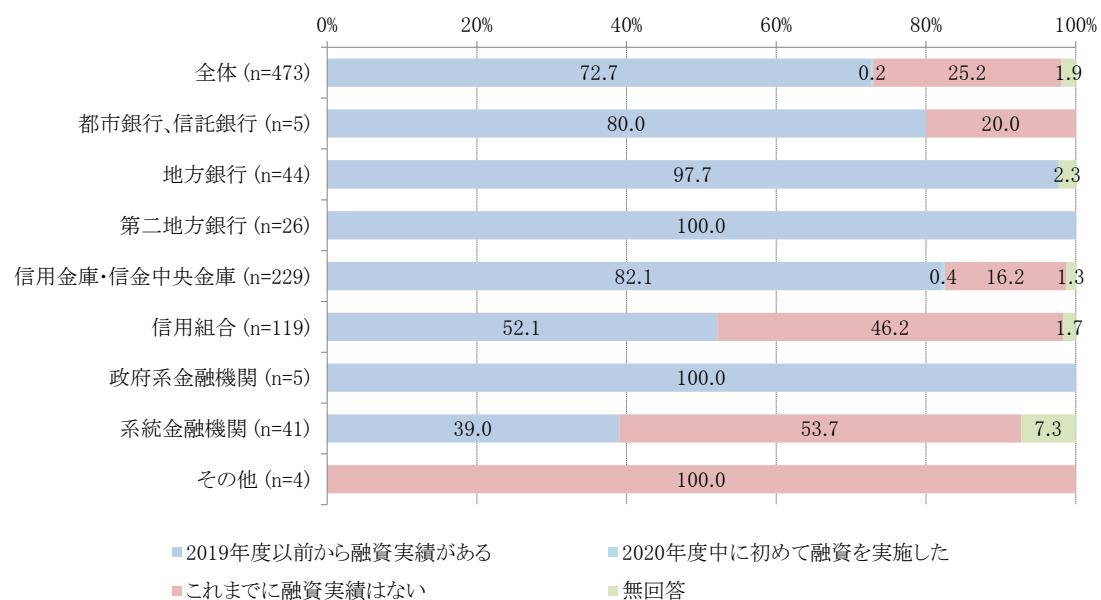
図表 18 ABL 融資実績の推移



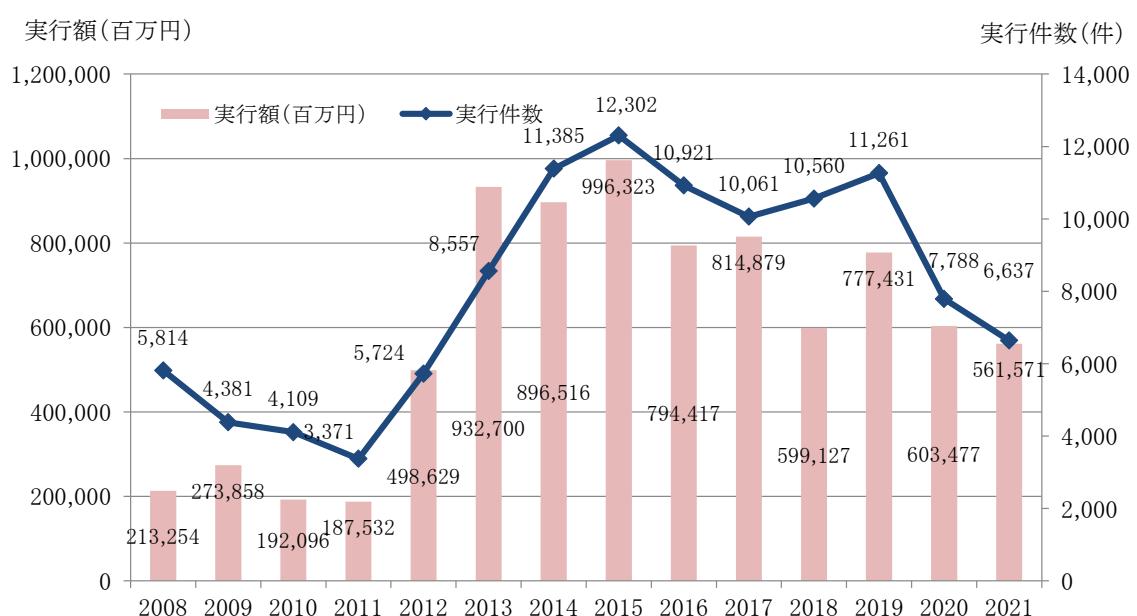
図表 19 ABL 融資実績の推移（業態別）2021 年度



図表 20 ABL 融資実績の推移（業態別）2020 年度

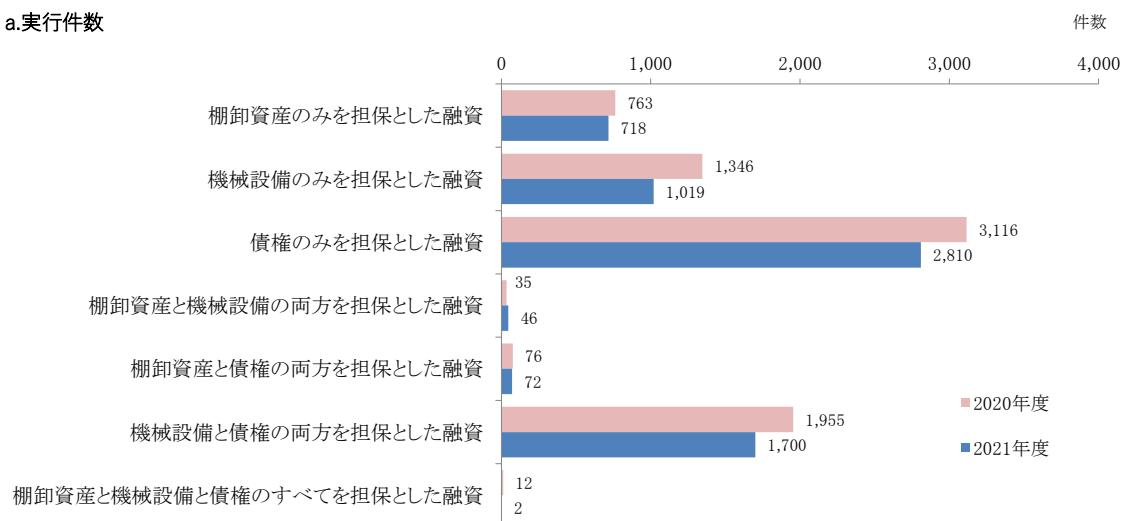


図表 21 ABL 融資実績の推移（2008 年度～2021 年度）

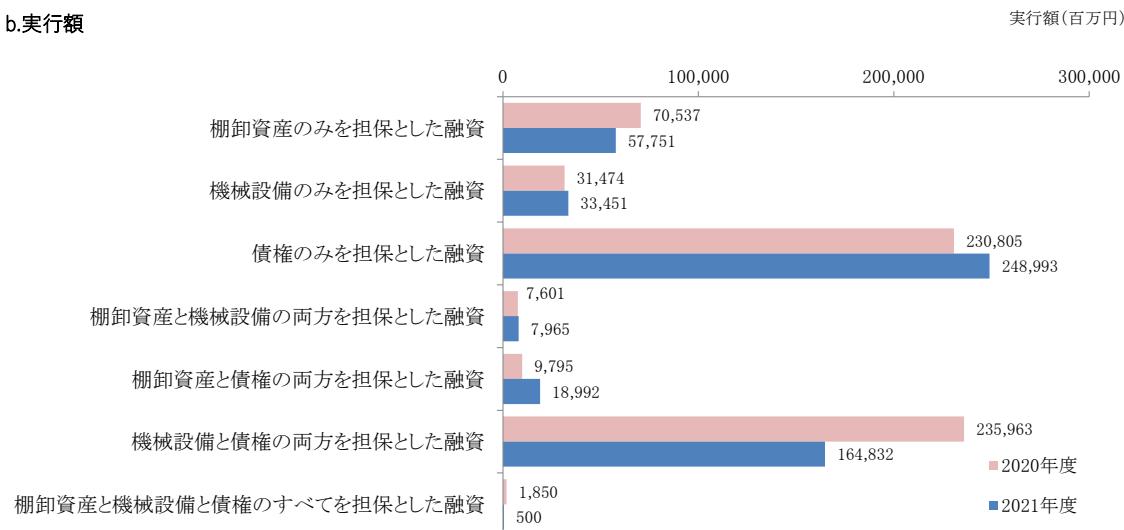


図表 22 担保種類別（大分類）の ABL 実行件数と実行額

a.実行件数



b.実行額



図表 23 業態別の ABL 実行件数と実行額

【2021年度】

業態	全体				うちプロバー案件				うちシンジケート案件			
	機関数	件数	実行額(百万円)	1件あたり実行額(百万円)	機関数	件数	実行額(百万円)	1件あたり実行額(百万円)	機関数	件数	実行額(百万円)	1件あたり実行額(百万円)
都市銀行、信託銀行	3	79	88,874	1,125	3	68	54,346	799	3	19	64,726	3,407
地方銀行	41	1,565	248,721	159	35	1,256	207,847	165	23	109	42,656	391
第二地方銀行	25	582	105,216	181	22	490	79,489	162	15	42	14,904	355
信用金庫・信金中央金庫	170	1,403	63,525	45	135	989	46,289	47	74	69	7,866	114
信用組合	44	626	19,302	31	37	436	27,554	63	18	3	40	13
政府系金融機関	3	658	9,271	14	3	647	9,146	14	2	11	2,994	272
系統金融機関	15	374	16,651	45	11	365	10,501	29	4	1	700	700
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	301	5,287	551,560	1,599	246	4,251	435,172	1,280	139	254	133,886	5,252
(ABL全体に占める割合)				80.4%	78.9%			4.8%	24.3%			

【2020年度】

業態	全体				うちプロバー案件				うちシンジケート案件			
	機関数	件数	実行額(百万円)	1件あたり実行額(百万円)	機関数	件数	実行額(百万円)	1件あたり実行額(百万円)	機関数	件数	実行額(百万円)	1件あたり実行額(百万円)
都市銀行、信託銀行	3	91	82,179	903	3	78	67,005	859	3	18	23,432	1,302
地方銀行	38	2,363	287,457	122	35	1,988	249,682	126	24	71	32,005	451
第二地方銀行	25	622	82,509	133	24	537	65,007	121	12	30	14,016	467
信用金庫・信金中央金庫	172	2,568	106,083	41	142	2,266	85,666	38	78	60	8,589	143
信用組合	53	627	21,976	35	43	422	22,238	53	28	2	2,037	1,019
政府系金融機関	4	1,067	9,669	9	3	1,031	5,880	6	1	11	3,957	360
系統金融機関	14	450	13,604	30	10	436	12,413	28	5	1	200	200
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	309	7,788	603,477	1,273	260	6,758	507,891	1,230	151	193	84,236	3,941
(ABL全体に占める割合)				86.8%	84.2%			2.5%	14.0%			

図表 24 ABL 融資残高

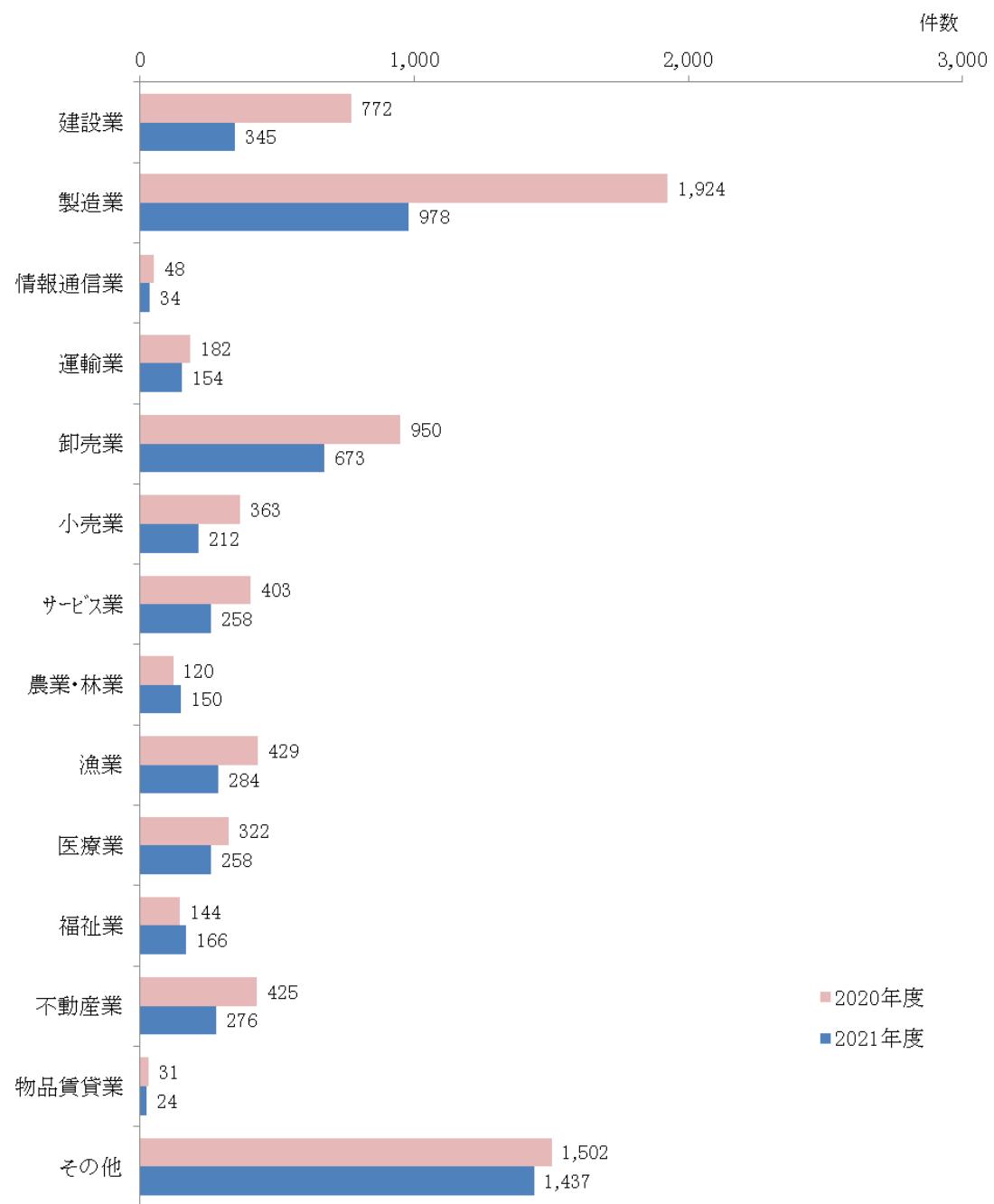
【2021年度】

業態	機関数	ABL全体		うちプロパー案件 (百万円)	うちシンジケート案件 (百万円)
都市銀行、信託銀行	3	567,047	20.7%	317,238	333,658
地方銀行	40	1,457,617	53.2%	1,186,738	140,842
第二地方銀行	25	389,917	14.2%	299,398	45,959
信用金庫・信金中央金庫	172	313,857	11.5%	242,345	17,824
信用組合	45	156,148	5.7%	154,079	1,364
政府系金融機関	2	36,731	1.3%	34,968	1,763
系統金融機関	16	34,047	1.2%	17,270	4,098
その他	0	0	0.0%		0
合計	303	2,955,363	107.9%	2,252,035	545,508
(ABL全体に占める割合)				76.2%	18.5%

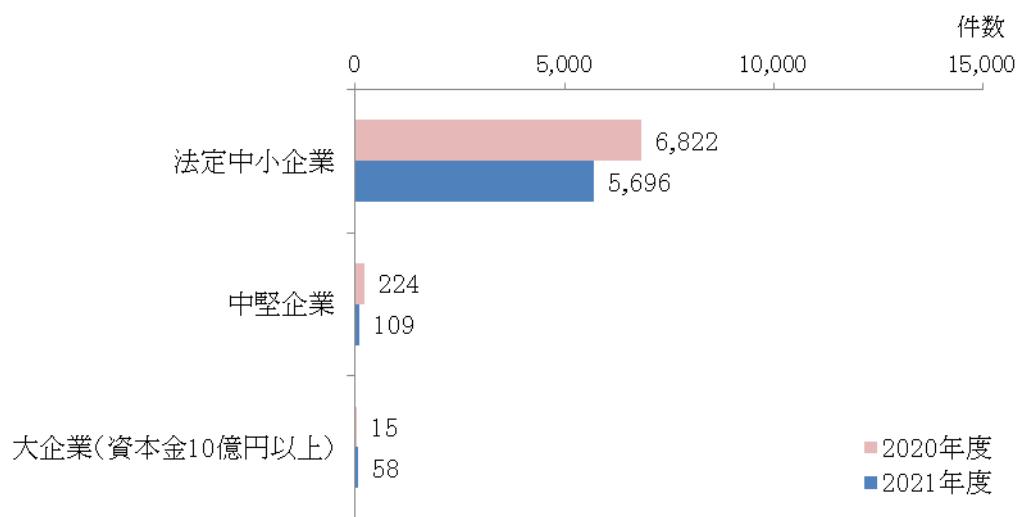
【2020年度】

業態	機関数	ABL全体		うちプロパー案件 (百万円)	うちシンジケート案件 (百万円)
都市銀行、信託銀行	3	578,673	21.1%	333,998	283,111
地方銀行	37	1,256,659	45.9%	1,042,321	112,224
第二地方銀行	26	359,838	13.1%	297,950	41,367
信用金庫・信金中央金庫	176	338,708	12.4%	260,594	15,766
信用組合	57	132,536	4.8%	115,376	6,855
政府系金融機関	3	48,391	1.8%	33,401	12,696
系統金融機関	15	23,367	0.9%	18,130	3,386
その他	0	0	0.0%	0	0
合計	317	2,738,171	100.0%	2,101,769	475,405
(ABL全体に占める割合)				76.8%	17.4%

図表 25 融資先業種別の ABL 融資件数



図表 26 融資先規模別の ABL 融資件数



図表 27 動産担保種類別（小分類）の融資件数と実行額

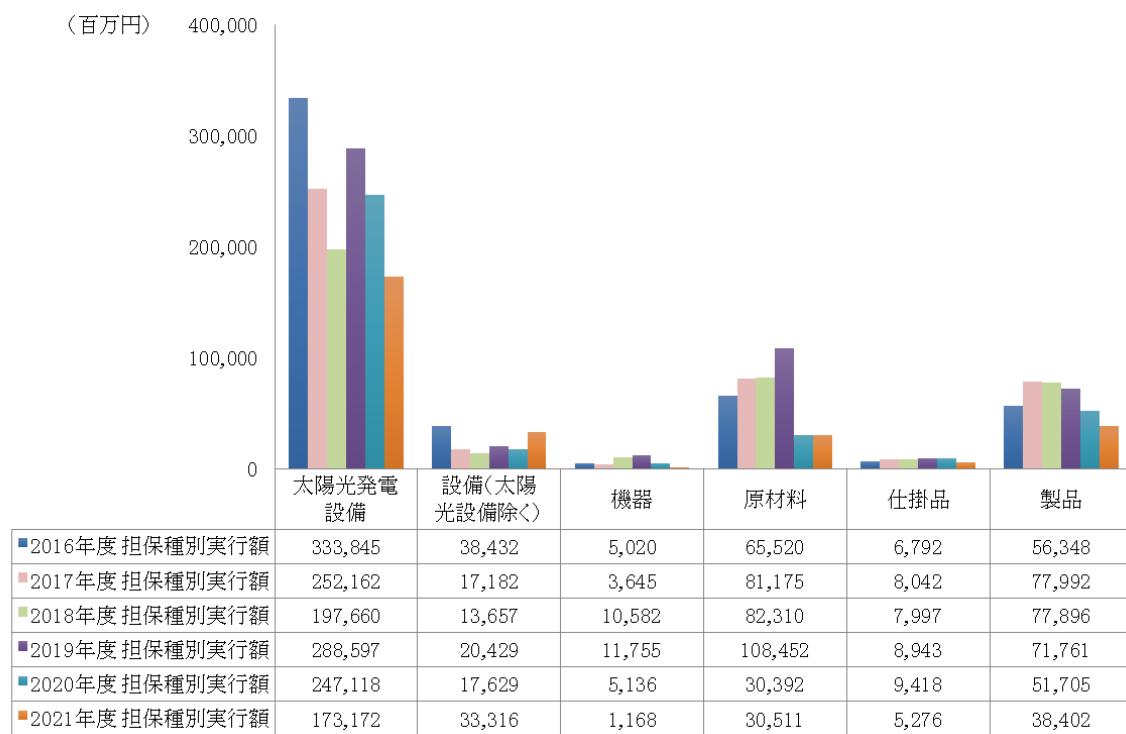
【2021年度】

担保の種類		実行件数	実行額(百万円)
設備	工作機械、建設機械	111	7,868
	業務用車両	84	1,995
	太陽光発電設備	1,679	173,172
	その他設備	246	23,453
機器	厨房機器	68	0
	医療機器	70	368
	OA機器、什器等	69	100
	その他の機器	78	700
原材料	鉄、非鉄、貴金属	87	4,855
	天然素材	2	5
	家畜(肉用牛、豚等)	94	14,032
	家畜(生産用)	10	1,713
	冷凍水産物	14	2,620
	その他の原材料	83	7,286
仕掛品	仕掛品	249	5,276
製品	衣料品	17	1,822
	ブランド品	21	9,444
	酒類	25	968
	食品	98	4,521
	家電	0	0
	DIY用品	0	0
	自動車	45	3,729
	その他の製品	150	17,919
債権	売掛債権	1,565	72,086
	売電債権	1,811	179,655
	介護報酬債権	152	8,612
	診療報酬請求債権	351	55,794
	工事請負代金債権	11	550
	電子記録債権	413	1,697
	リース債権/割賦債権	46	27,164
	その他の債権	113	58,376

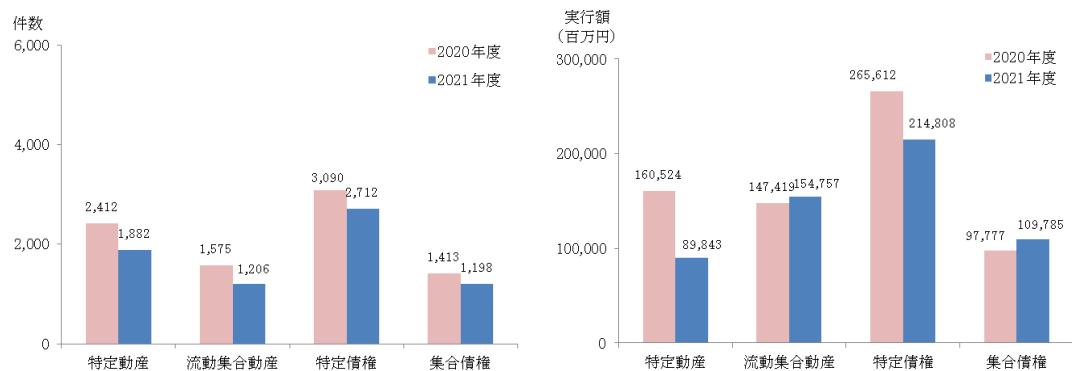
【2020年度】

担保の種類		実行件数	実行額(百万円)
設備	工作機械、建設機械	39	3,879
	業務用車両	15	773
	太陽光発電設備	2,055	247,118
	その他設備	174	12,977
機器	厨房機器	1	14
	医療機器	1	31
	OA機器、什器等	2	1,496
	その他の機器	30	3,595
原材料	鉄、非鉄、貴金属	20	4,087
	天然素材	5	290
	家畜(肉用牛、豚等)	108	13,502
	家畜(生産用)	5	562
	冷凍水産物	41	8,612
	その他の原材料	70	3,339
仕掛品	仕掛品	364	9,418
製品	衣料品	69	8,483
	アパレル品	55	8,732
	酒類	32	1,593
	食品	131	7,286
	家電	9	865
	DIY用品	1	50
	自動車	28	3,533
	その他の製品	271	21,163
	売掛債権	1,072	76,681
債権	売電債権	2,013	182,642
	介護報酬債権	156	9,327
	診療報酬請求債権	296	30,796
	工事請負代金債権	27	1,694
	電子記録債権	1,111	4,807
	リース債権/割賦債権	74	37,748
	その他の債権	155	46,740

図表 28 動産担保種類別（中分類）の融資実行額の推移

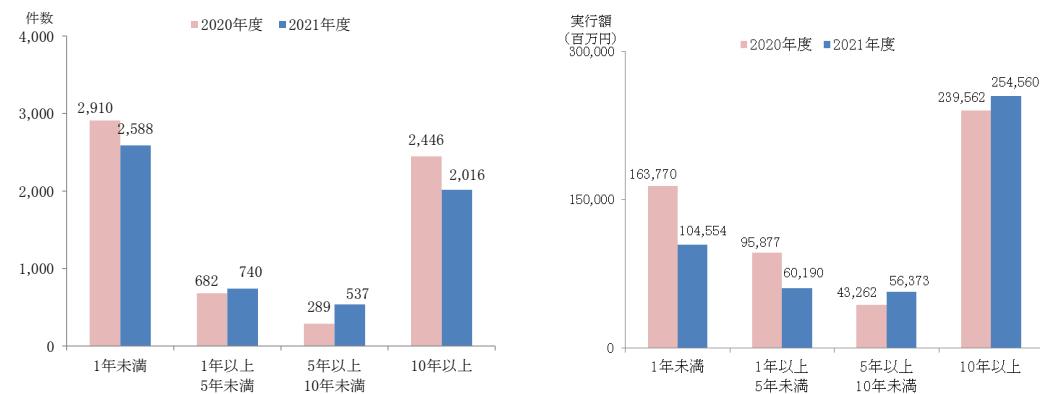


図表 29 特定方式別の融資件数と実行額



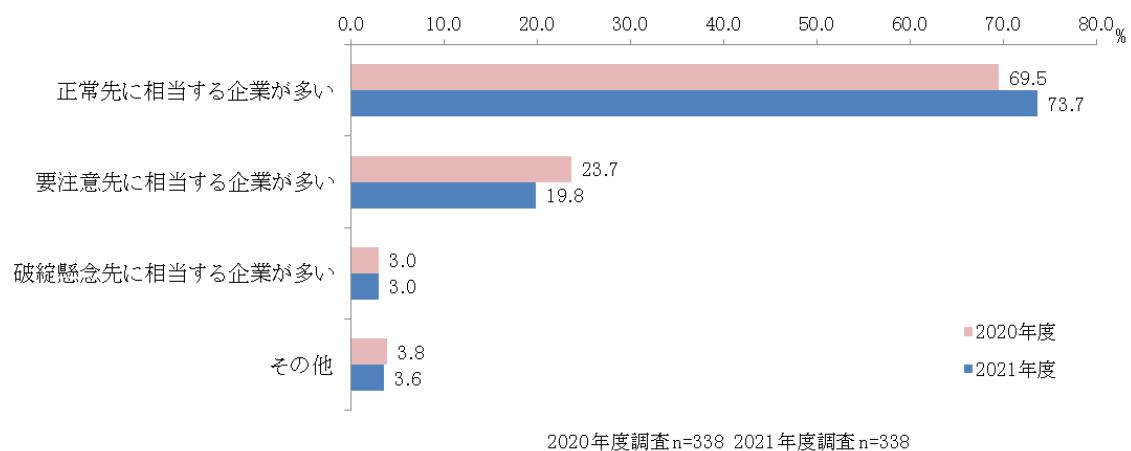
担保の特定方法	2020年度		2021年度	
	実行件数	実行額 (百万円)	実行件数	実行額 (百万円)
特定動産	2,412	160,524	1,882	89,843
流動集合動産	1,575	147,419	1,206	154,757
特定債権	3,090	265,612	2,712	214,808
集合債権	1,413	97,777	1,198	109,785

図表 30 融資期間別の融資件数と実行額

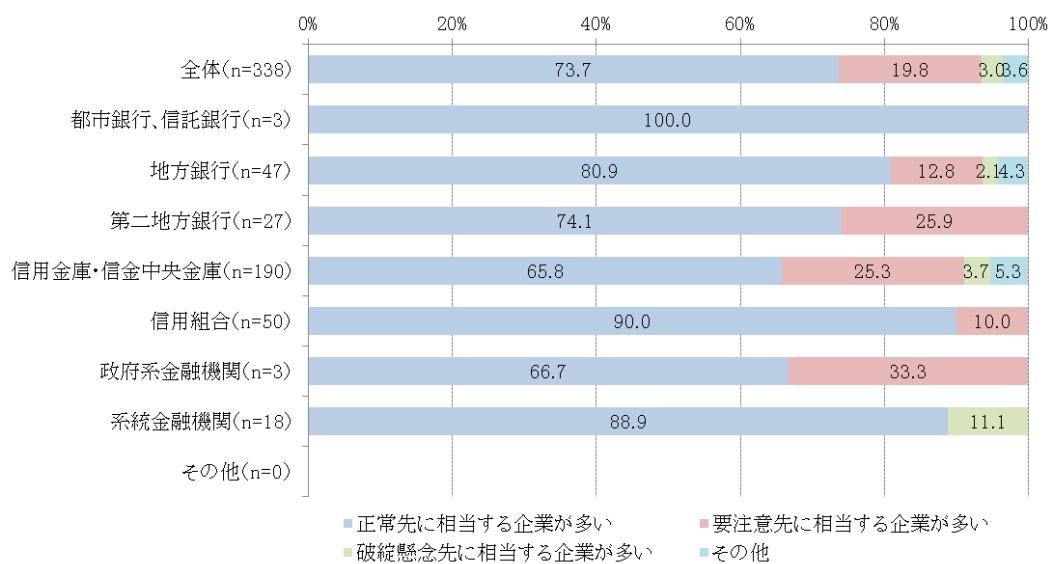


融資期間	2020年度		2021年度	
	実行件数	実行額 (百万円)	実行件数	実行額 (百万円)
1年未満	2,910	163,770	2,588	104,554
1年以上5年未満	682	95,877	740	60,190
5年以上10年未満	289	43,262	537	56,373
10年以上	2,446	239,562	2,016	254,560

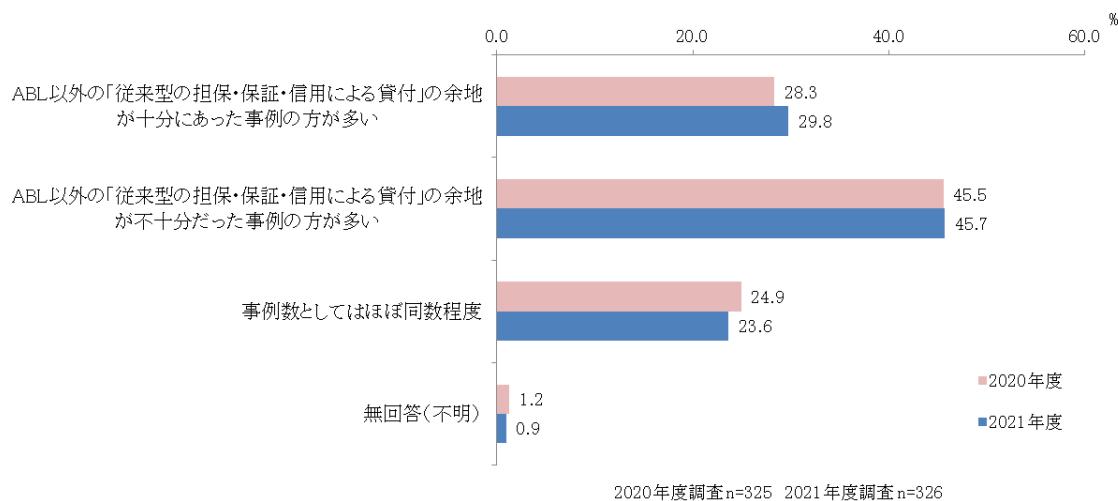
図表 31 融資先の信用状況の傾向



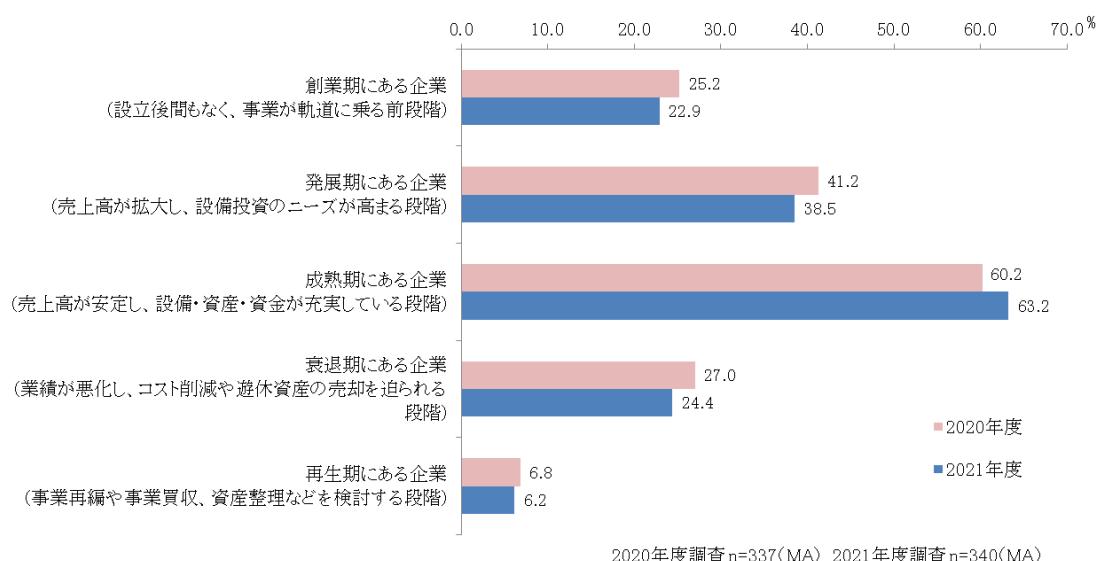
図表 32 融資先の信用状況の傾向（業態別）



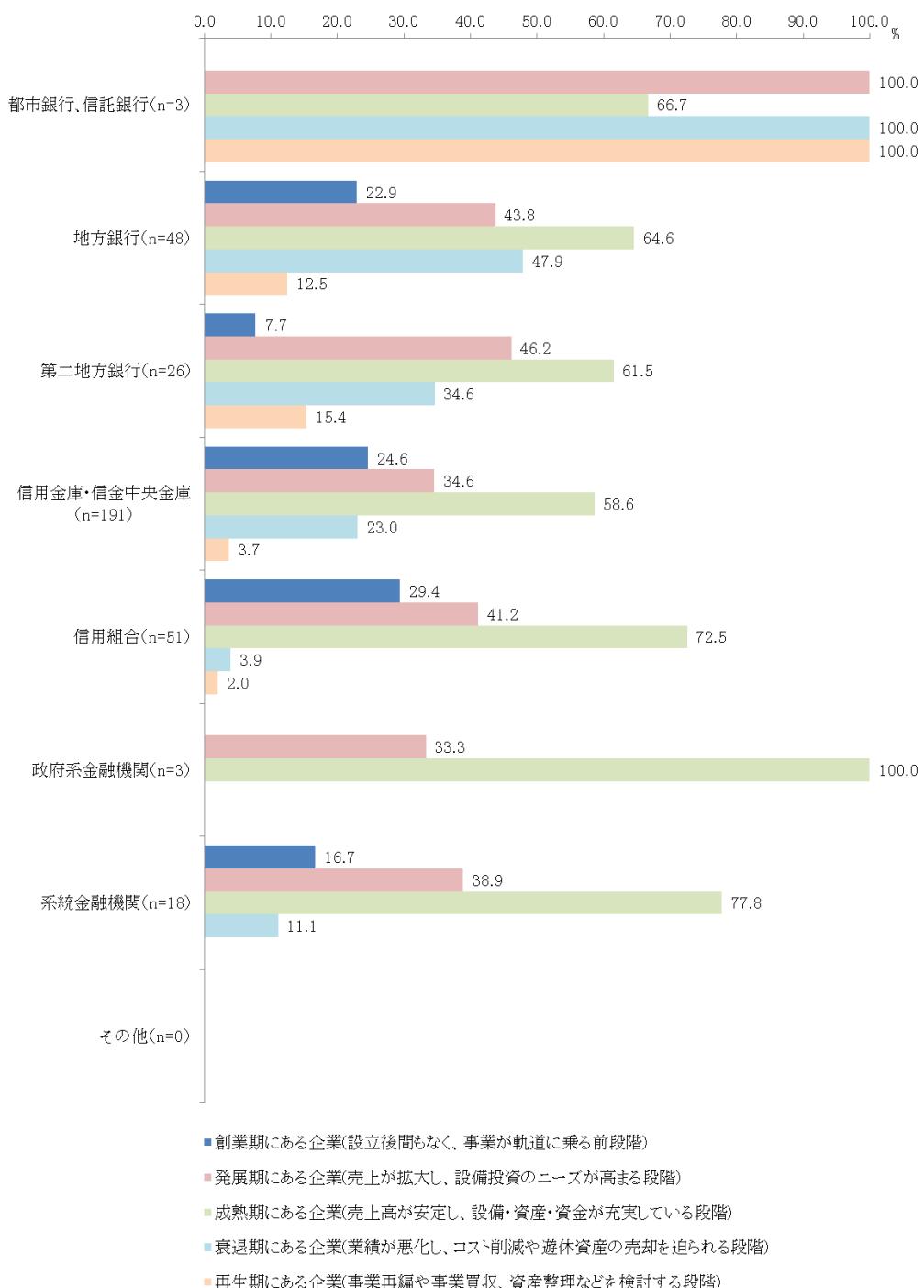
図表 33 ABL を実施した融資先の借入状況



図表 34 ABL を実施した主な取引先企業レベルのイメージ

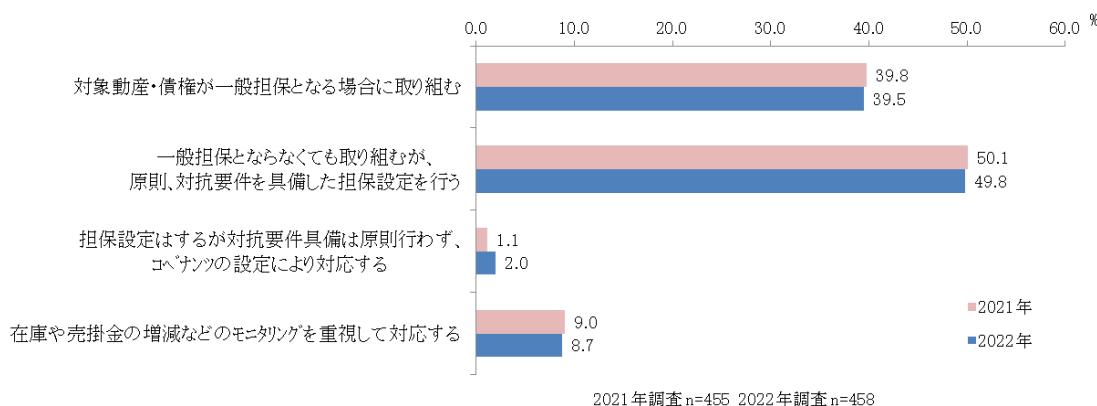


図表 35 ABL を実施した主な取引先企業レベルのイメージ（業態別）

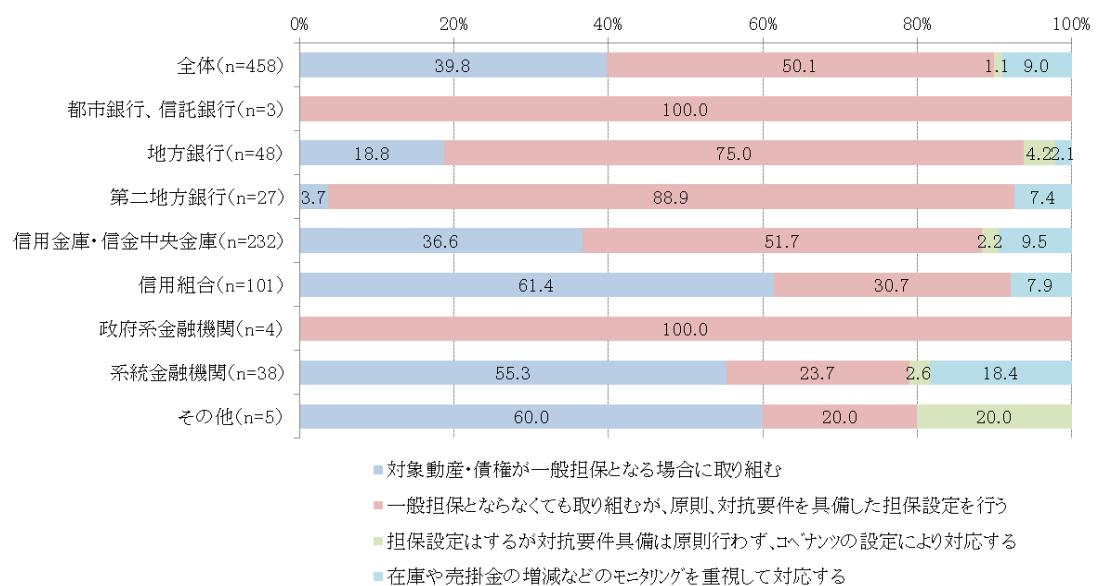


4.2 ABL の実施方針・体制

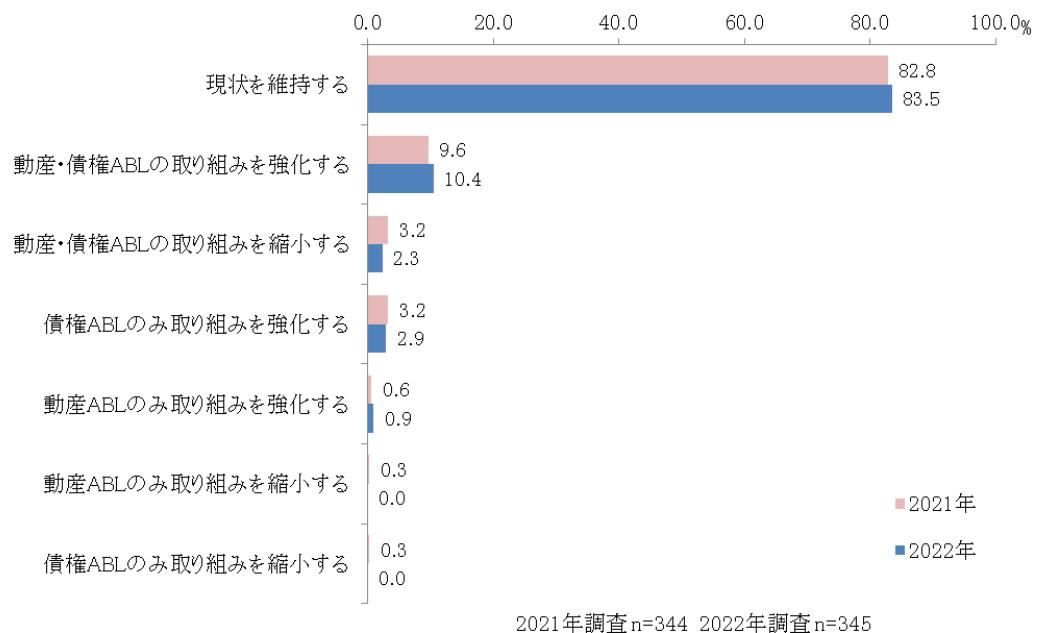
図表 36 ABL の実施方針



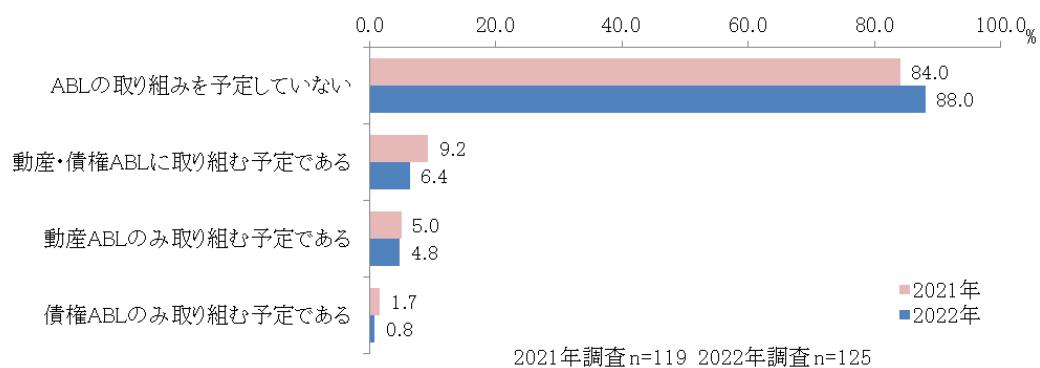
図表 37 ABL 実施方針 (業態別)



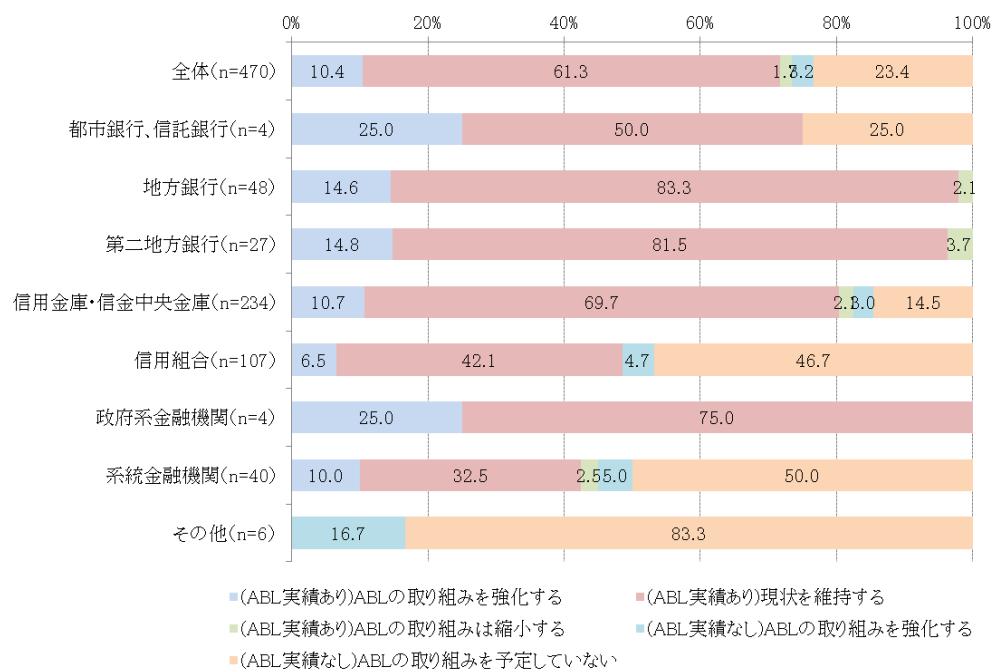
図表 38 今後の ABL 実施方針（ABL 融資実績あり）



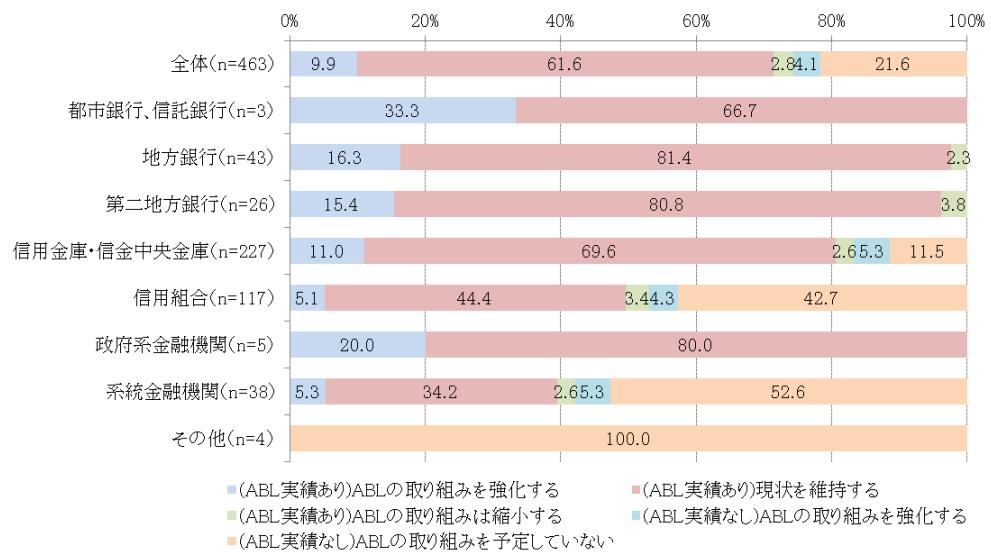
図表 39 今後の ABL 実施方針（ABL 融資実績なし）



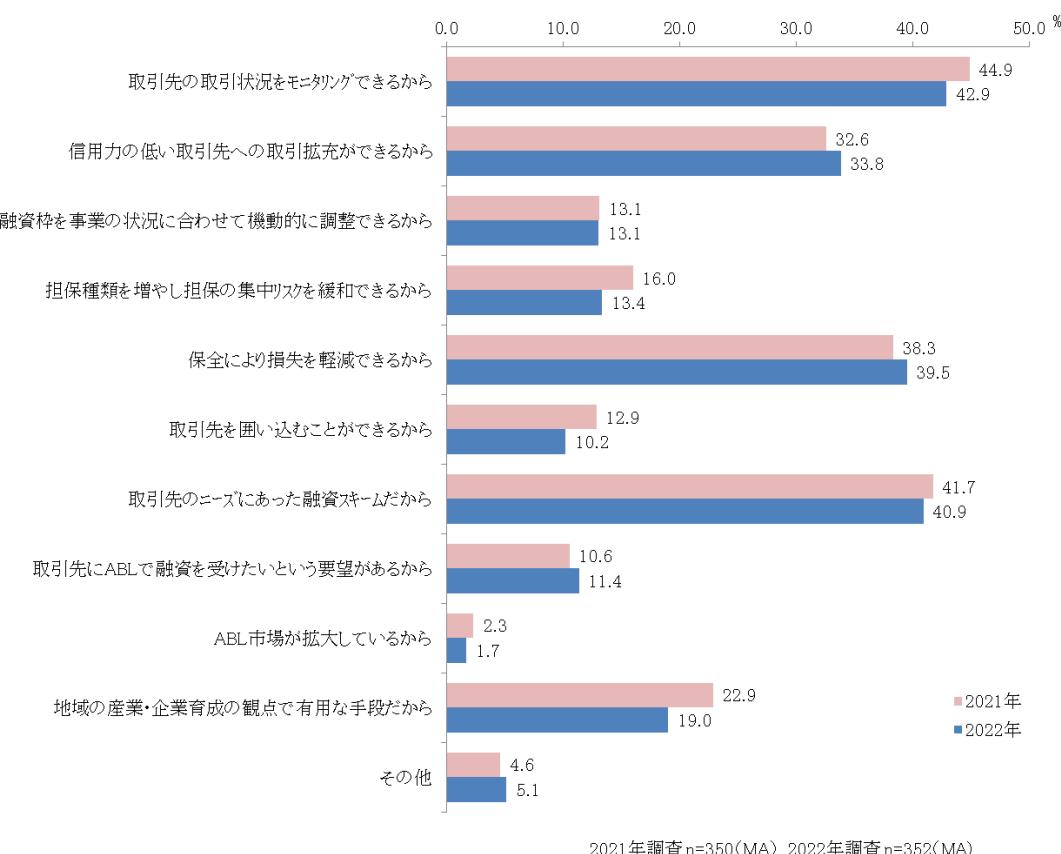
図表 40 今後の ABL 実施方針（業態別）2022 年調査



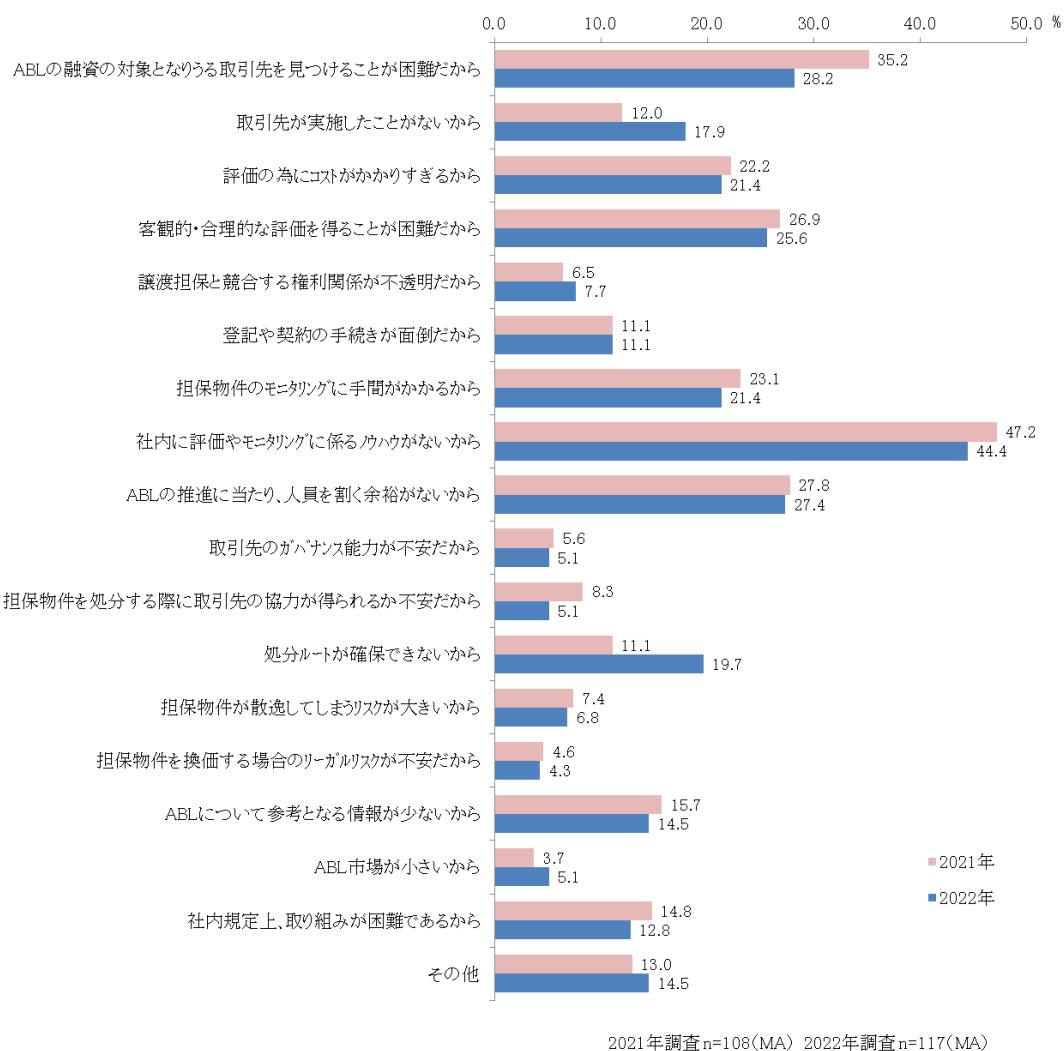
図表 41 今後の ABL 実施方針（業態別）2021 年調査



図表 42 ABL の取り組みを維持・強化する理由



図表 43 ABLに取り組まない、取り組みを縮小する理由



図表 44 ABL を縮小、取り組まない理由（業態別）

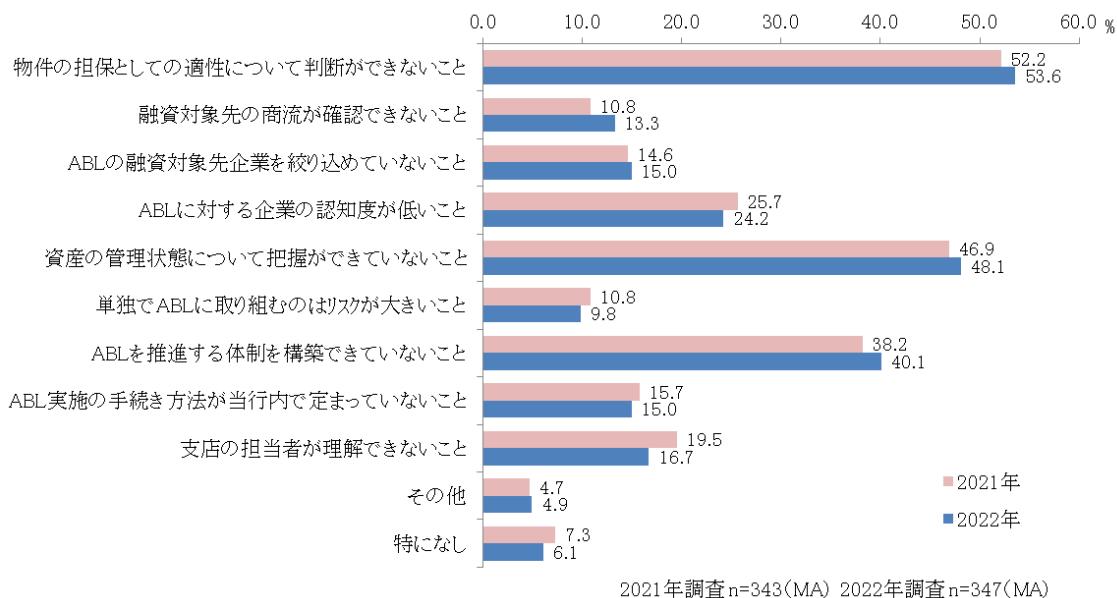
上段：回答機関数
下段：割合 (%)

取り組みを予定していない、縮小する理由	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 17.9	17 34.0	0 0.0	7 33.3	2 40.0
取引先が実施したことがないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 15.4	13 26.0	0 0.0	2 9.5	0 0.0
評価の為にコストがかかりすぎるから	0 0.0	0 0.0	1 100.0	7 17.9	9 18.0	0 0.0	8 38.1	0 0.0
客観的・合理的な評価を得ることが困難だから	0 0.0	1 100.0	0 0.0	14 35.9	9 18.0	0 0.0	6 28.6	0 0.0
譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから	0 0.0	0 0.0	1 100.0	2 5.1	4 8.0	0 0.0	2 9.5	0 0.0
登記や契約の手続きが面倒だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 7.7	7 14.0	0 0.0	3 14.3	0 0.0
担保物件のモニタリングに手間がかかるから	0 0.0	0 0.0	1 100.0	8 20.5	11 22.0	0 0.0	5 23.8	0 0.0
社内に評価やモニタリングに係る人手が少ないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	26 66.7	18 36.0	0 0.0	8 38.1	0 0.0
ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 28.2	18 36.0	0 0.0	3 14.3	0 0.0
取引先のがんばり能力が不安だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 7.7	1 2.0	0 0.0	2 9.5	0 0.0
担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 7.7	1 2.0	0 0.0	2 9.5	0 0.0
処分ルートが確保できないから	0 0.0	1 100.0	0 0.0	10 25.6	8 16.0	0 0.0	4 19.0	0 0.0
担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから	0 0.0	0 0.0	1 100.0	5 12.8	2 4.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.6	2 4.0	0 0.0	2 9.5	0 0.0
ABLについて参考となる情報が少ないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 15.4	7 14.0	0 0.0	4 19.0	0 0.0
ABL市場が小さいから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 5.1	4 8.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
社内規定上、取り組みが困難であるから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 5.1	5 10.0	0 0.0	7 33.3	1 20.0
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.6	11 22.0	0 0.0	2 9.5	3 60.0
回答機関数合計	0 100.0	1 100.0	1 100.0	39 100.0	50 100.0	0 100.0	21 100.0	5 100.0

※都市銀行・信託銀行・政府系金融機関は該当する金融機関がなかった。

4.3 ABL の推進に向けた取り組み

図表 45 ABL 案件発掘時の課題

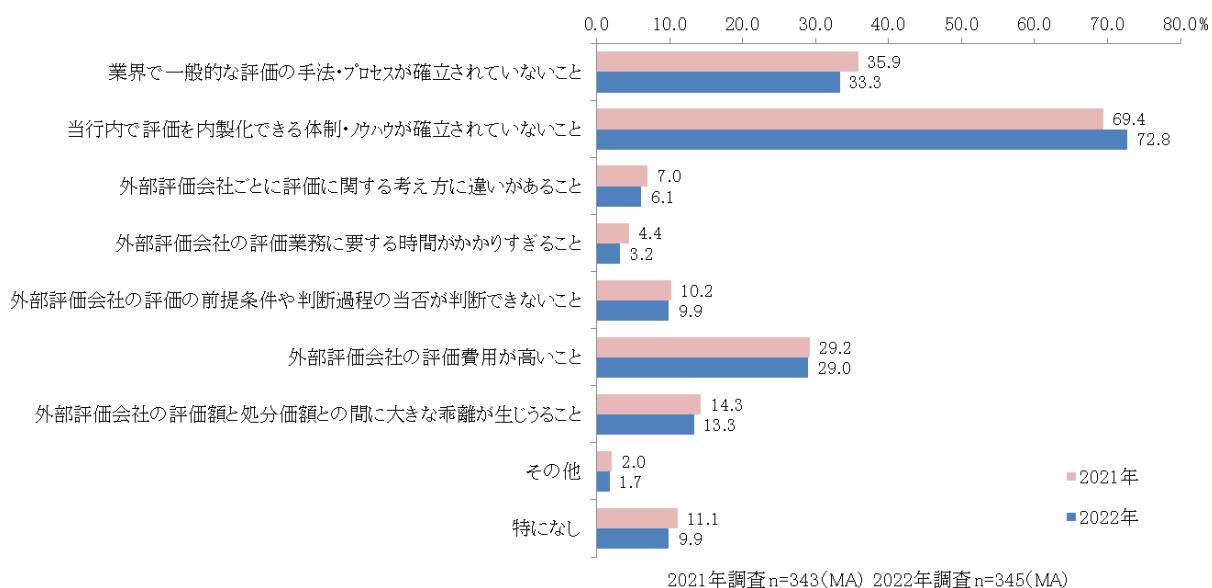


図表 46 ABL 案件発掘時の課題（業態別）

取り組みを予定していない、縮小する理由	上段：回答機関数							下段：割合 (%)
	都市銀行	信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信金中央金庫	信用組合	
物件の担保としての適性について判断ができないこと	0	20	11	118	27	2	8	0.0
融資対象先の商流が確認できること	0	41.7	40.7	60.5	51.9	50.0	44.4	0.0
ABL の融資対象先企業を絞り込めていないこと	0	0	4	33	8	0	1	0.0
ABL に対する企業の認知度が低いこと	0.0	0.0	14.8	16.9	15.4	0.0	5.6	0.0
ABL 実施の手続き方法が当行内で定まっていないこと	0	7	2	34	7	0	2	0.0
支店の担当者が理解できないこと	0.0	14.6	7.4	17.4	13.5	0.0	11.1	0.0
その他	1	10	9	54	10	0	0	0.0
資産の管理状態について把握ができていないこと	33.3	20.8	33.3	27.7	19.2	0.0	0.0	0.0
単独で ABL に取り組むのはリスクが大きいこと	2	15	16	97	27	2	8	0.0
ABL を推進する体制を構築できていないこと	66.7	31.3	59.3	49.7	51.9	50.0	44.4	0.0
ABL 実施の手続き方法が当行内で定まっていないこと	0	2	1	20	8	0	3	0.0
支店の担当者が理解できないこと	0.0	4.2	3.7	10.3	15.4	0.0	16.7	0.0
その他	0	13	12	83	24	0	7	0.0
特になし	0.0	27.1	44.4	42.6	46.2	0.0	38.9	0.0
回答機関数合計	3	48	27	195	52	4	18	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

図表 47 担保価値評価時の課題

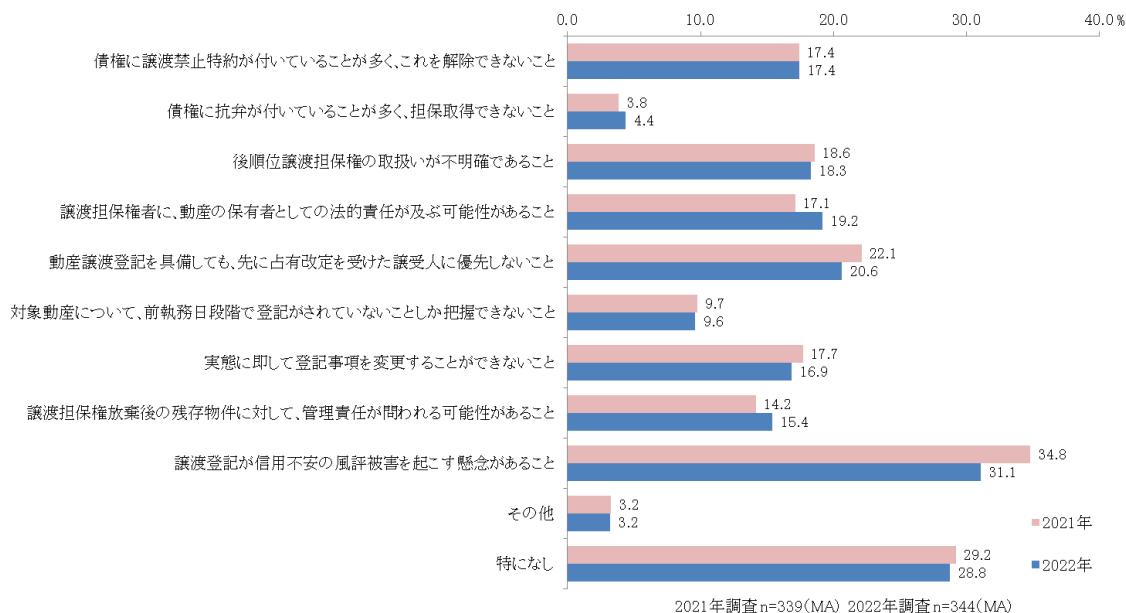


図表 48 担保価値評価時の課題（業態別）

取り組みを予定していない、縮小する理由	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと	0	13	8	71	17	2	4	0
	0.0	27.1	29.6	36.6	32.7	50.0	23.5	0.0
当行内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと	0	37	19	151	34	0	10	0
	0.0	77.1	70.4	77.8	65.4	0.0	58.8	0.0
外部評価会社ごとに評価に関する考え方方に違いがあること	0	5	2	13	1	0	0	0
	0.0	10.4	7.4	6.7	1.9	0.0	0.0	0.0
外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎること	1	1	1	5	1	1	1	0
	33.3	2.1	3.7	2.6	1.9	25.0	5.9	0.0
外部評価会社の評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと	1	5	4	21	3	0	0	0
	33.3	10.4	14.8	10.8	5.8	0.0	0.0	0.0
外部評価会社の評価費用が高いこと	3	29	18	39	6	1	4	0
	100.0	60.4	66.7	20.1	11.5	25.0	23.5	0.0
外部評価会社の評価額と処分価額との間に大きな乖離が生じうること	2	14	8	18	3	0	1	0
	66.7	29.2	29.6	9.3	5.8	0.0	5.9	0.0
その他	0	1	0	2	1	1	1	0
	0.0	2.1	0.0	1.0	1.9	25.0	5.9	0.0
特になし	0	1	3	18	9	1	2	0
	0.0	2.1	11.1	9.3	17.3	25.0	11.8	0.0
回答機関数合計	3	48	27	194	52	4	17	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

図表 49 担保設定時の課題

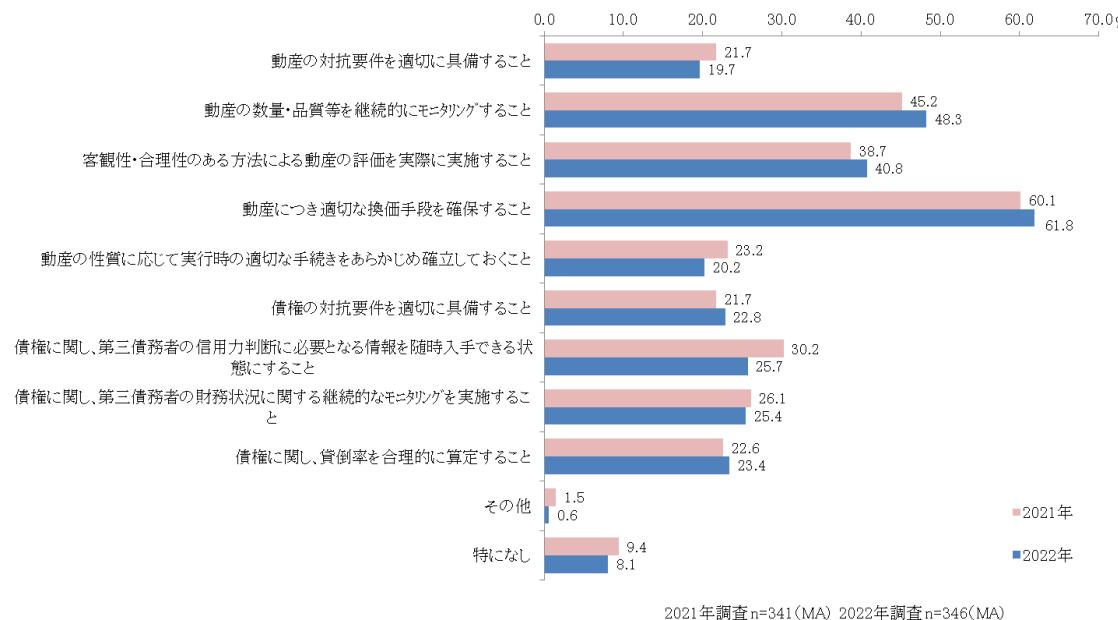


図表 50 担保設定時の課題（業態別）

取り組みを予定していない、縮小する理由	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
債権に譲渡禁止特約が付いていることが多い、これを解除できないこと	2 66.7	6 12.8	2 7.4	39 20.1	9 17.3	0 0.0	2 11.8	0 0.0
債権に抗弁が付いていることが多い、担保取得できないこと	1 33.3	2 4.3	2 7.4	8 4.1	1 1.9	0 0.0	1 5.9	0 0.0
後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること	2 66.7	7 14.9	9 33.3	34 17.5	5 9.6	2 50.0	4 23.5	0 0.0
譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること	1 33.3	10 21.3	5 18.5	40 20.6	7 13.5	1 25.0	2 11.8	0 0.0
動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと	3 100.0	14 29.8	8 29.6	33 17.0	9 17.3	1 25.0	3 17.6	0 0.0
対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと	1 33.3	7 14.9	5 18.5	15 7.7	3 5.8	0 0.0	2 11.8	0 0.0
実態に即して登記事項を変更することができないこと	2 66.7	14 29.8	14 51.9	22 11.3	3 5.8	2 50.0	1 5.9	0 0.0
譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること	1 33.3	6 12.8	5 18.5	36 18.6	3 5.8	1 25.0	1 5.9	0 0.0
譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること	0 0.0	15 31.9	14 51.9	57 29.4	15 28.8	1 25.0	5 29.4	0 0.0
その他	0 0.0	2 4.3	0 0.0	6 3.1	3 5.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
特になし	0 0.0	9 19.1	2 7.4	58 29.9	22 42.3	0 0.0	8 47.1	0 0.0
回答機関数合計	3 100.0	47 100.0	27 100.0	194 100.0	52 100.0	4 100.0	17 100.0	0 100.0

*その他は該当する金融機関がなかった。

図表 51 「一般担保として取り扱う」要件としての課題

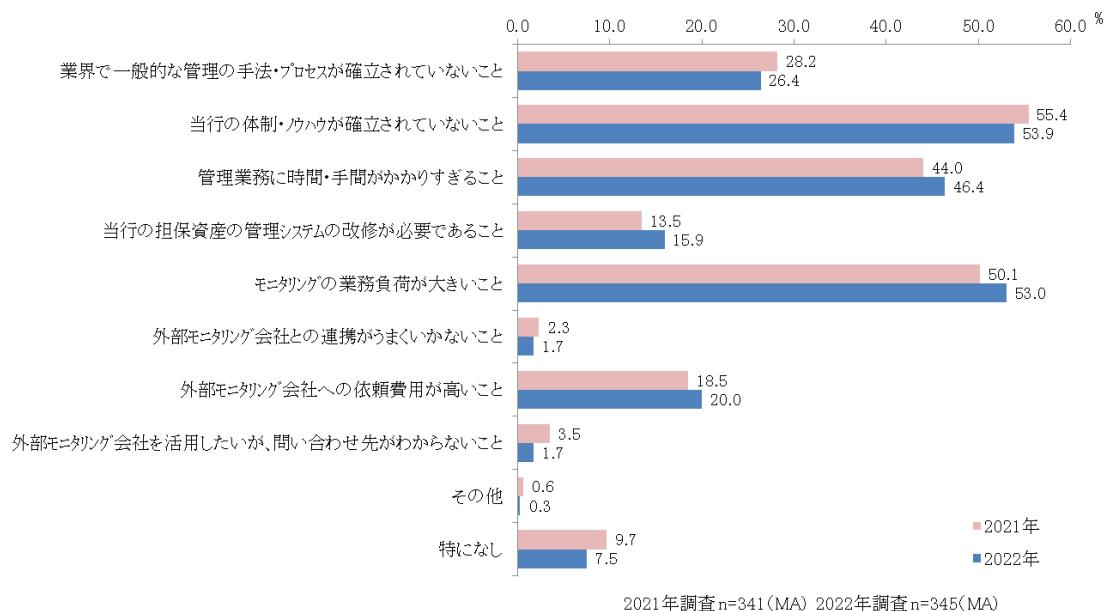


図表 52 「一般担保として取り扱う」要件としての課題（業態別）

取り組みを予定していない、縮小する理由	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
動産の対抗要件を適切に具備すること	1 33.3	4 8.3	7 25.9	41 21.1	10 19.2	1 25.0	4 22.2	0 0.0
動産の数量・品質等を継続的にモニタリングすること	1 33.3	19 39.6	16 59.3	100 51.5	21 40.4	2 50.0	8 44.4	0 0.0
客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施すること	0 0.0	17 35.4	13 48.1	83 42.8	20 38.5	0 0.0	44.4 44.4	0 0.0
動産につき適切な換価手段を確保すること	3 100.0	37 77.1	18 66.7	117 60.3	25 48.1	3 75.0	11 61.1	0 0.0
動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと	2 66.7	13 27.1	3 11.1	20.6 13.5	7 13.5	1 25.0	4 22.2	0 0.0
債権の対抗要件を適切に具備すること	1 33.3	6 12.5	7 25.9	46 23.7	15 28.8	1 25.0	3 16.7	0 0.0
債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること	0 0.0	8 16.7	6 22.2	55 28.4	15 28.8	1 25.0	4 22.2	0 0.0
債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること	0 0.0	15 31.3	12 44.4	49 25.3	8 15.4	1 25.0	3 16.7	0 0.0
債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること	1 33.3	18 37.5	10 37.0	42 21.6	7 13.5	0 0.0	3 16.7	0 0.0
その他	0 0.0	1 2.1	0 0.0	0 0.0	1 1.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0
特になし	0 0.0	2 4.2	1 3.7	16 8.2	7 13.5	1 25.0	1 5.6	0 0.0
回答機関数合計	3 100.0	48 100.0	27 100.0	194 100.0	52 100.0	4 100.0	18 100.0	0 100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

図表 53 ABL の管理・モニタリングに関する課題

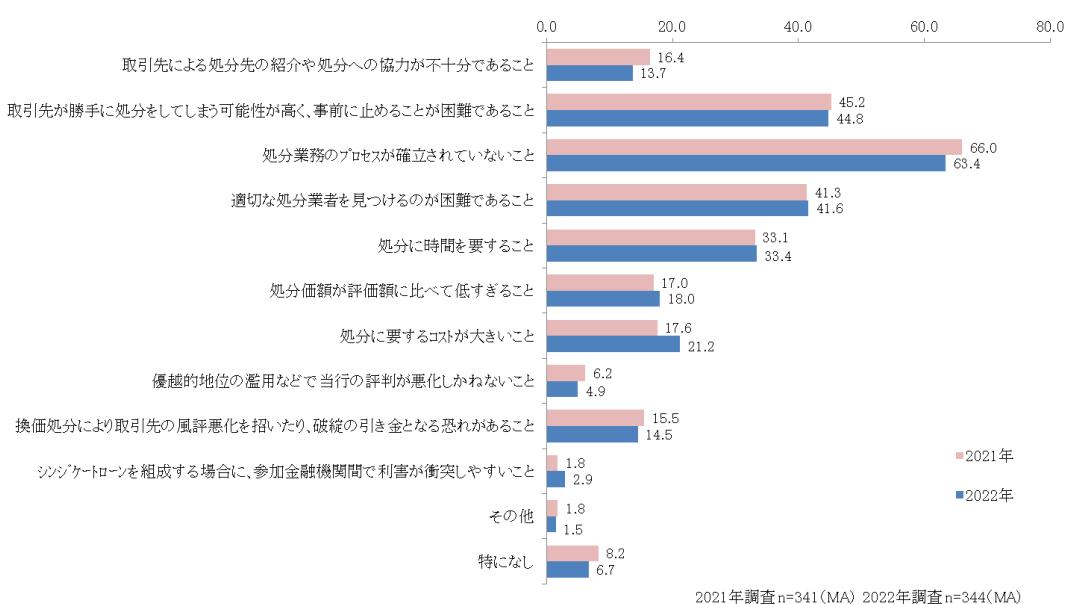


図表 54 ABL の管理・モニタリングに関する課題（業態別）

取り組みを予定していない、縮小する理由	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと	1 33.3	16 33.3	7 25.9	48 24.7	15 28.8	1 25.0	3 17.6	0 0.0
当行の体制・ノウハウが確立されていないこと	0 0.0	14 29.2	9 33.3	125 64.4	26 50.0	1 25.0	11 64.7	0 0.0
管理業務に時間・手間がかかるすぎること	3 100.0	26 54.2	17 63.0	88 45.4	19 36.5	3 75.0	4 23.5	0 0.0
当行の担保資産の管理システムの改修が必要であること	0 0.0	4 8.3	6 22.2	39 20.1	6 11.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
モニタリングの業務負荷が大きいこと	3 100.0	31 64.6	20 74.1	100 51.5	18 34.6	3 75.0	8 47.1	0 0.0
外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと	0 0.0	1 2.1	1 3.7	3 1.5	1 1.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0
外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと	2 66.7	17 35.4	13 48.1	25 12.9	7 13.5	1 25.0	4 23.5	0 0.0
外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 2.6	1 1.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
特になし	0 0.0	1 2.1	1 3.7	13 6.7	10 19.2	0 0.0	1 5.9	0 0.0
回答機関数合計	3 100.0	48 100.0	27 100.0	194 100.0	52 100.0	4 100.0	17 100.0	0 100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

図表 55 担保物件の換価処分に関する課題

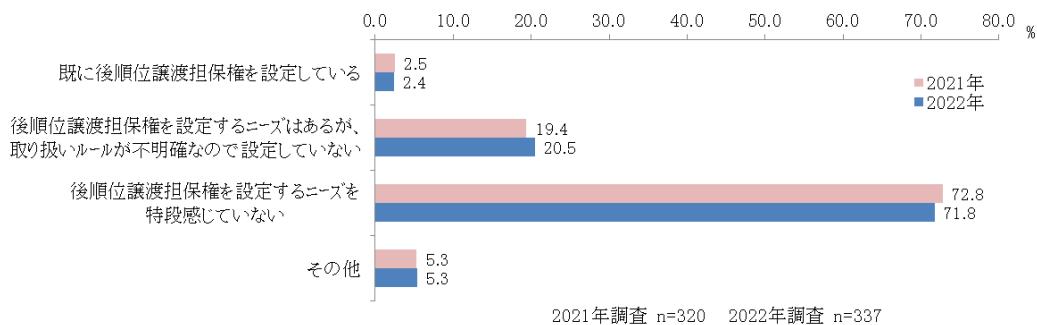


図表 56 担保物件の換価処分に関する課題（業態別）

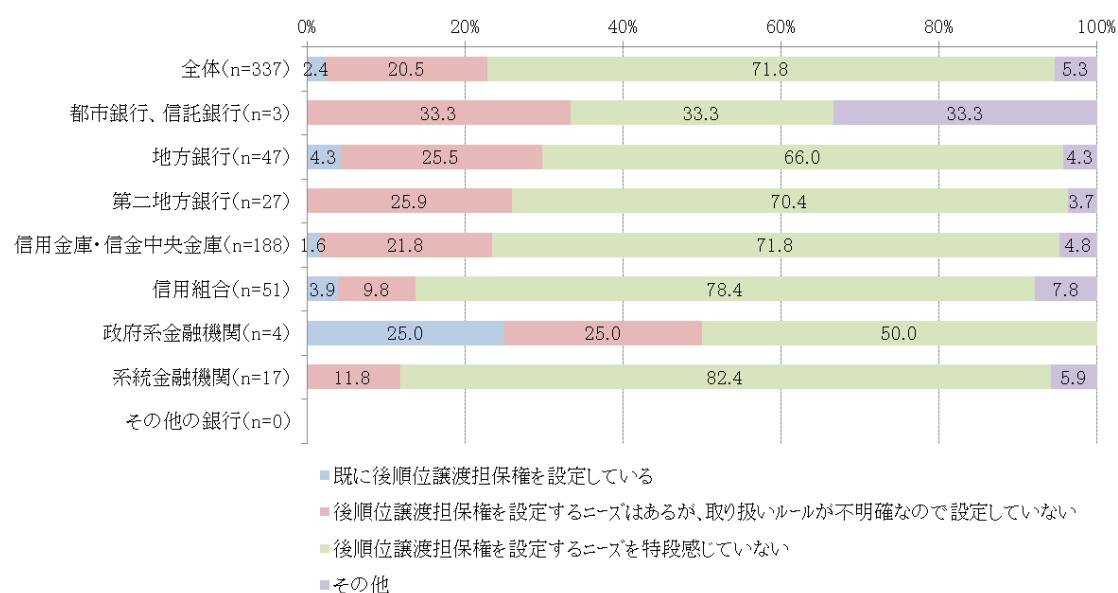
取り組みを予定していない、縮小する理由	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること	0	1	2	33	9	0	2	0
	0.0	2.1	7.4	17.1	17.3	0.0	11.8	0.0
取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること	3	23	17	87	16	2	6	0
	100.0	47.9	63.0	45.1	30.8	50.0	35.3	0.0
処分業務のプロセスが確立されていないこと	2	31	16	128	32	2	7	0
	66.7	64.6	59.3	66.3	61.5	50.0	41.2	0.0
適切な処分業者を見つけるのが困難であること	1	25	12	76	16	4	9	0
	33.3	52.1	44.4	39.4	30.8	100.0	52.9	0.0
処分に時間を要すること	1	18	9	66	12	1	8	0
	33.3	37.5	33.3	34.2	23.1	25.0	47.1	0.0
処分価額が評価額に比べて低すぎること	3	12	7	31	4	1	4	0
	100.0	25.0	25.9	16.1	7.7	25.0	23.5	0.0
処分に要するコストが大きいこと	2	12	5	42	7	3	2	0
	66.7	25.0	18.5	21.8	13.5	75.0	11.8	0.0
優越的地位の濫用などで当行の評判が悪化しかねないこと	1	3	0	9	2	0	2	0
	33.3	6.3	0.0	4.7	3.8	0.0	11.8	0.0
換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること	2	13	4	24	5	1	1	0
	66.7	27.1	14.8	12.4	9.6	25.0	5.9	0.0
シングルローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと	2	0	0	6	1	0	1	0
	66.7	0.0	0.0	3.1	1.9	0.0	5.9	0.0
その他	0	1	1	3	0	0	0	0
	0.0	2.1	3.7	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
特になし	0	0	2	11	8	0	2	0
	0.0	0.0	7.4	5.7	15.4	0.0	11.8	0.0
回答機関数合計	3	48	27	193	52	4	17	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

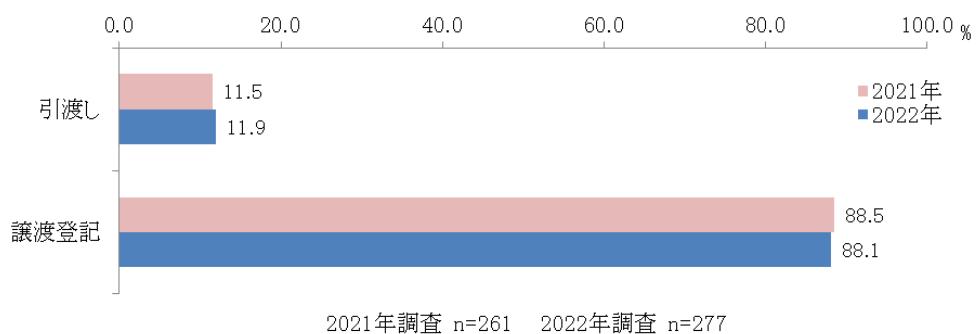
図表 57 ABL で譲渡担保を用いる場合の後順位譲渡担保権



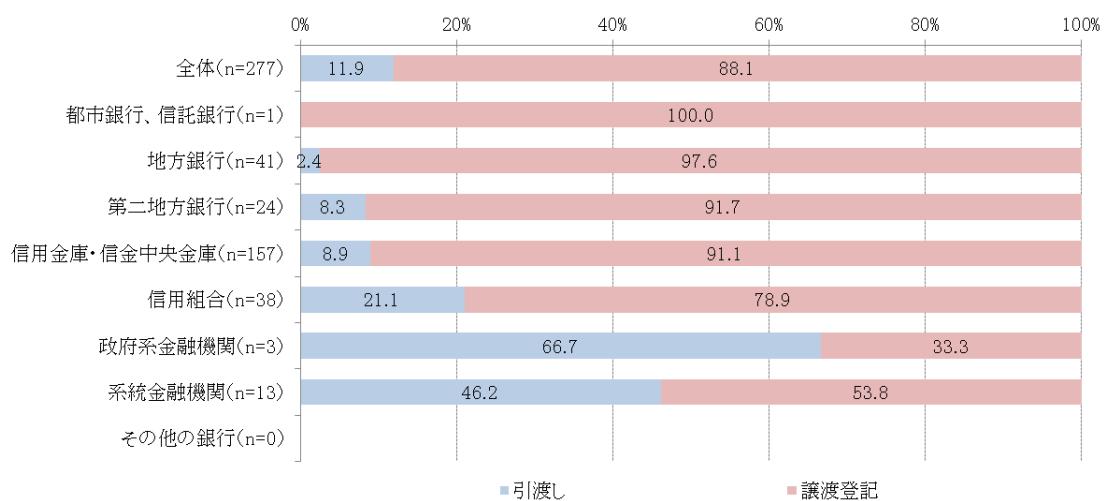
図表 58 ABL で譲渡担保を用いる場合の後順位譲渡担保権（業態別）



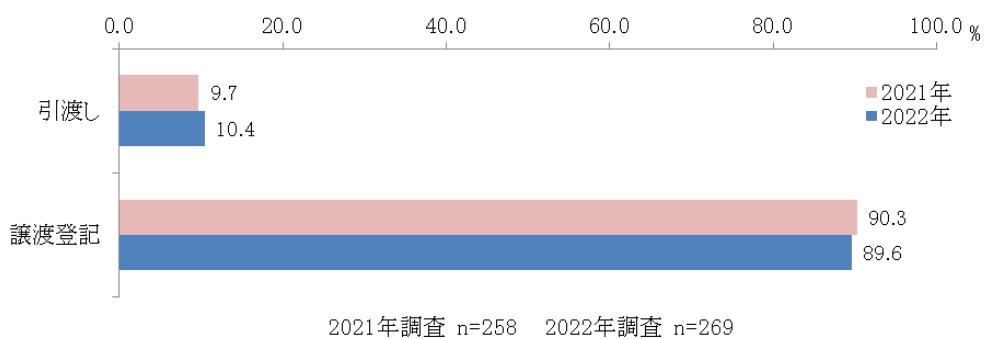
図表 59 対抗要件を具備する場合の方法:特定動産



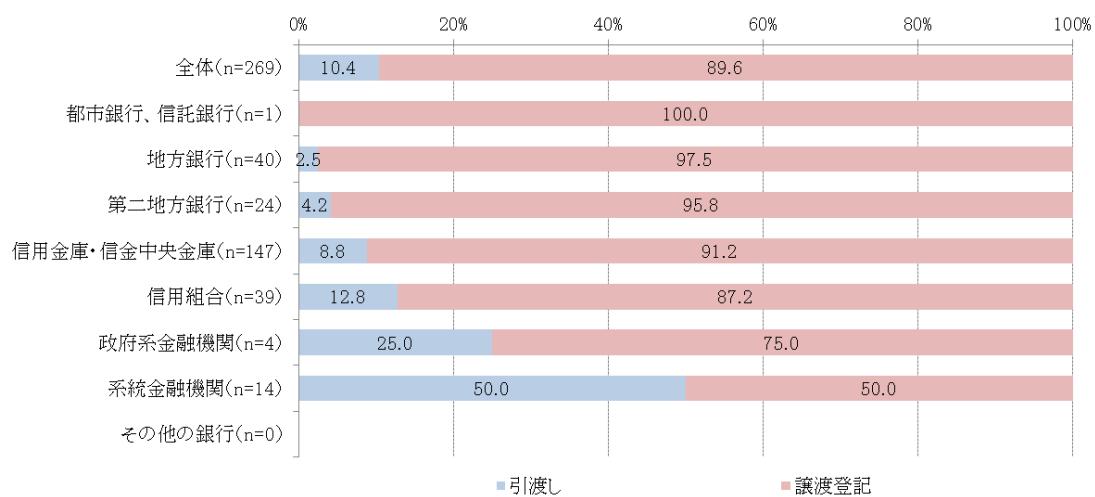
図表 60 対抗要件を具備する場合の方法:特定動産 (業態別)



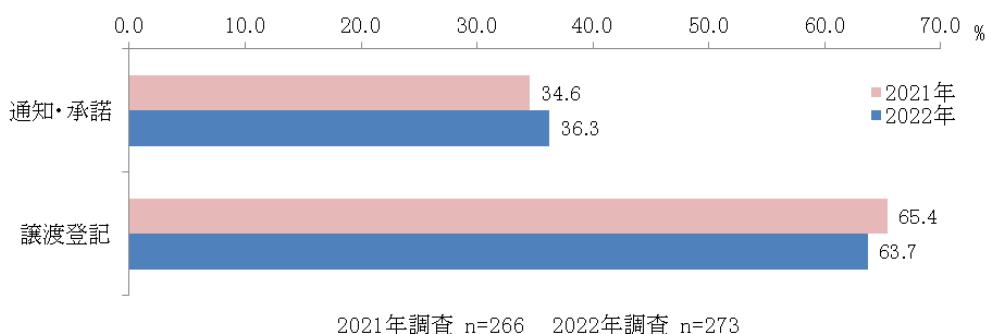
図表 61 対抗要件を具備する場合の方法:集合動産



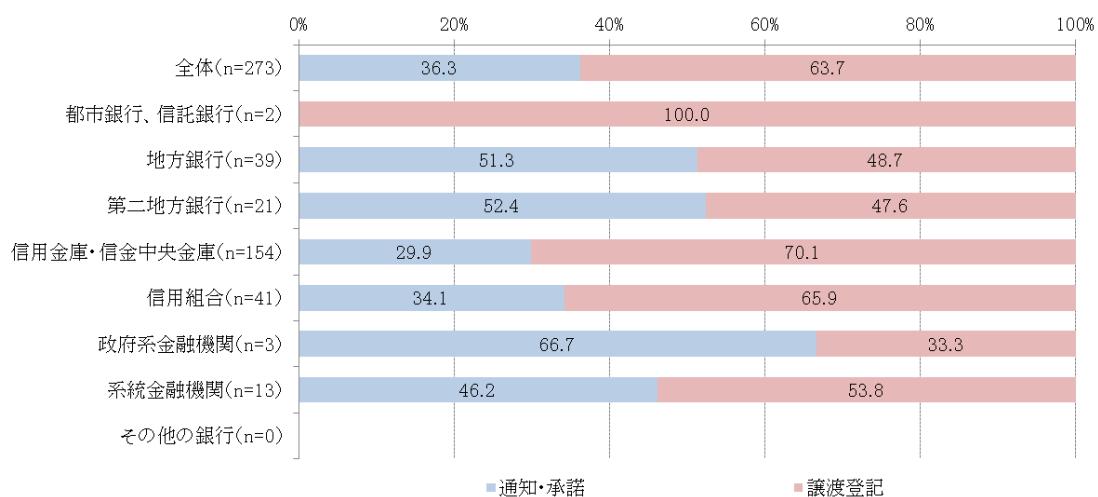
図表 62 対抗要件を具備する場合の方法:集合動産 (業態別)



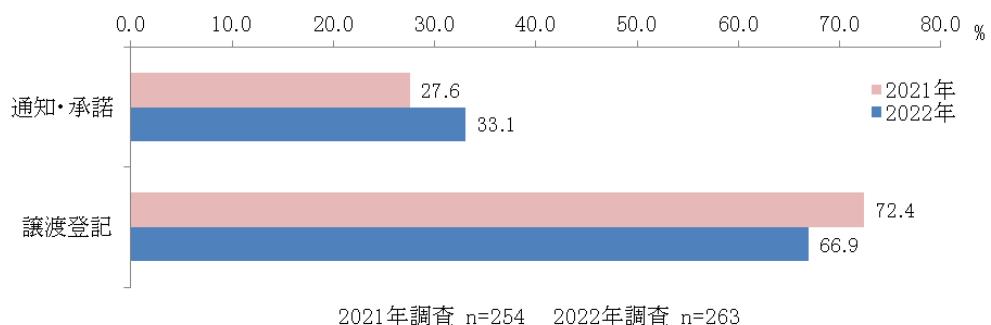
図表 63 対抗要件を具備する場合の方法:特定債権



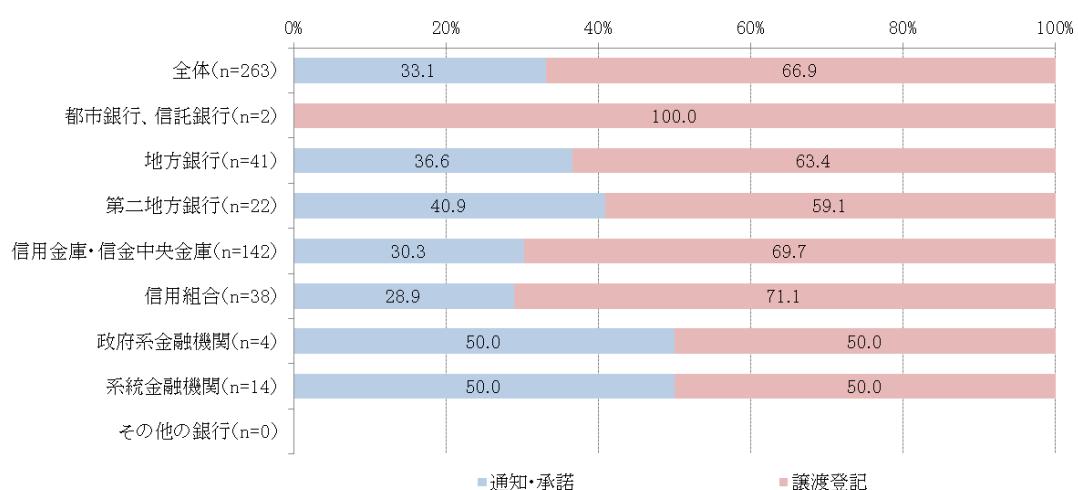
図表 64 対抗要件を具備する場合の方法:特定債権 (業態別)



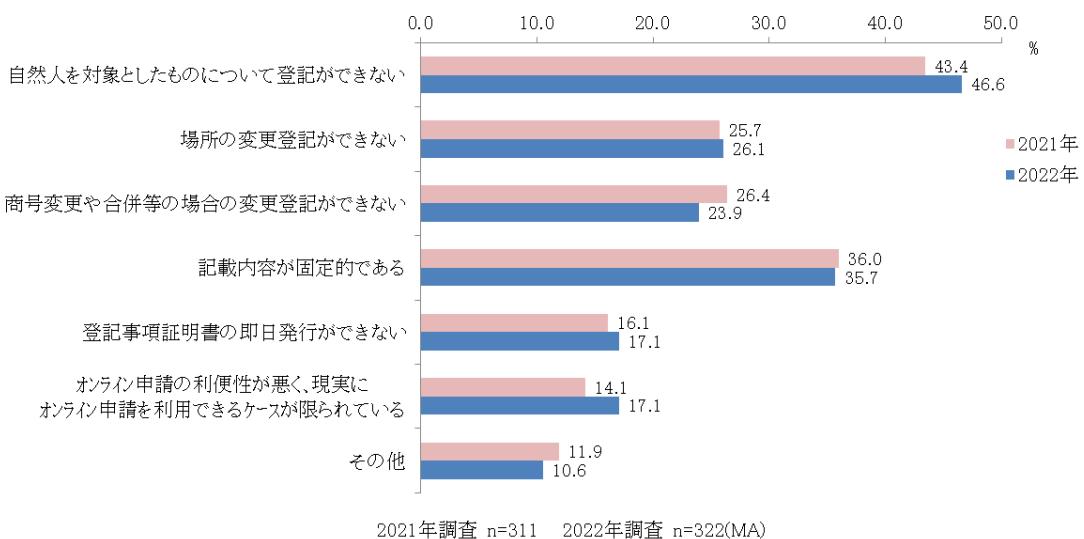
図表 65 対抗要件を具備する場合の方法:集合債権



図表 66 対抗要件を具備する場合の方法:集合債権（業態別）



図表 67 謾渡登記制度の課題

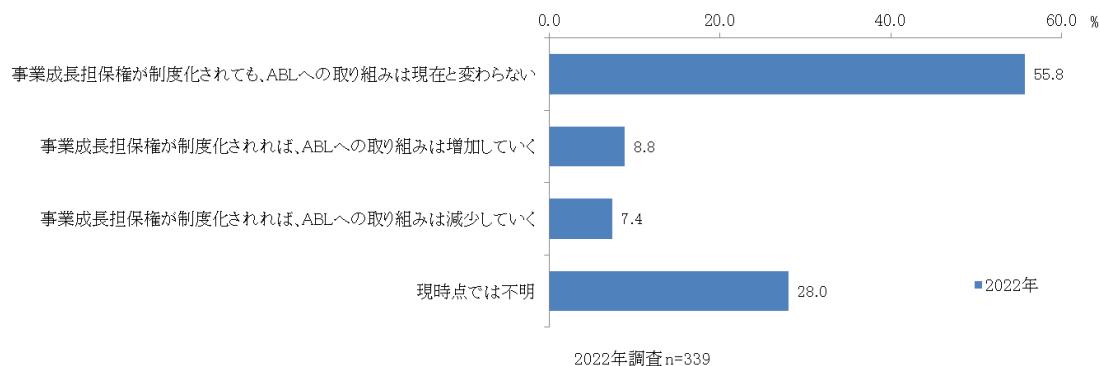


図表 68 謕渡登記制度の課題（業態別）

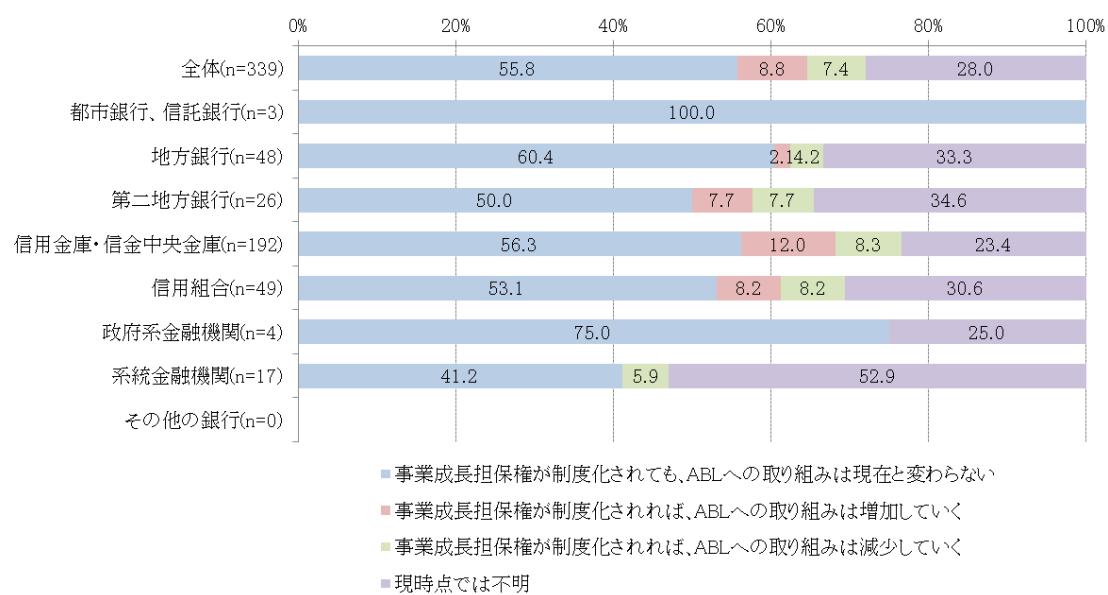
取り組みを予定していない、縮小する理由	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
自然人を対象としたものについて登記ができない	0 0.0	23 48.9	11 44.0	85 47.0	26 56.5	1 25.0	4 25.0	0 0.0
場所の変更登記ができない	16 33.3	11 34.0	45 44.0	6 24.9	1 13.0	1 25.0	4 25.0	0 0.0
商号変更や合併等の場合の変更登記ができない	1 33.3	18 38.3	9 36.0	40 22.1	5 10.9	1 25.0	3 18.8	0 0.0
記載内容が固定的である	1 33.3	18 38.3	15 60.0	61 33.7	13 28.3	1 25.0	6 37.5	0 0.0
登記事項証明書の即日発行ができない	1 33.3	4 8.5	2 8.0	37 20.4	8 17.4	0 0.0	3 18.8	0 0.0
オンライン申請の利便性が悪く、現実にオンライン申請を利用できるケースが限られている	0 0.0	12 25.5	4 16.0	25 13.8	12 26.1	1 25.0	1 6.3	0 0.0
その他	0 0.0	5 10.6	1 4.0	19 10.5	3 6.5	1 25.0	5 31.3	0 0.0
回答機関数合計	3 100.0	47 100.0	25 100.0	181 100.0	46 100.0	4 100.0	16 100.0	0 100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

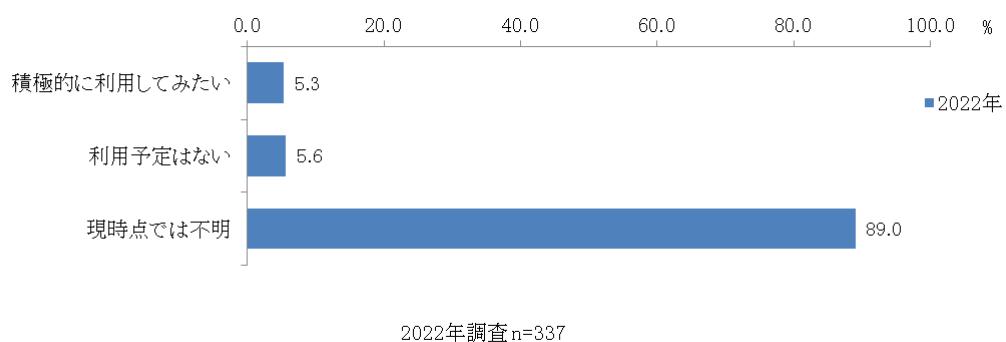
図表 69 事業成長担保権が ABL への取り組みスタンスに与える影響



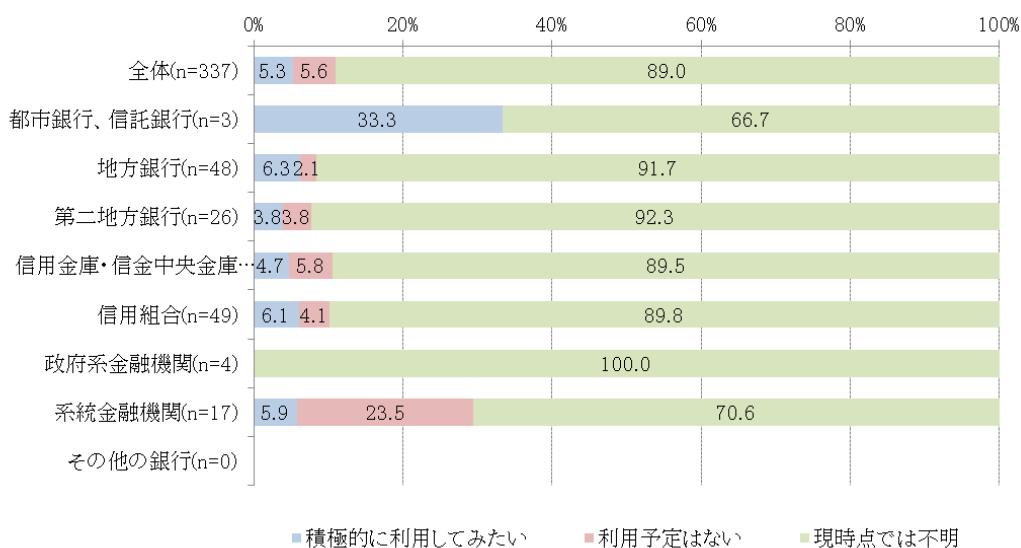
図表 70 事業成長担保権が ABL への取り組みスタンスに与える影響（業態別）



図表 71 事業成長担保権の利用予定

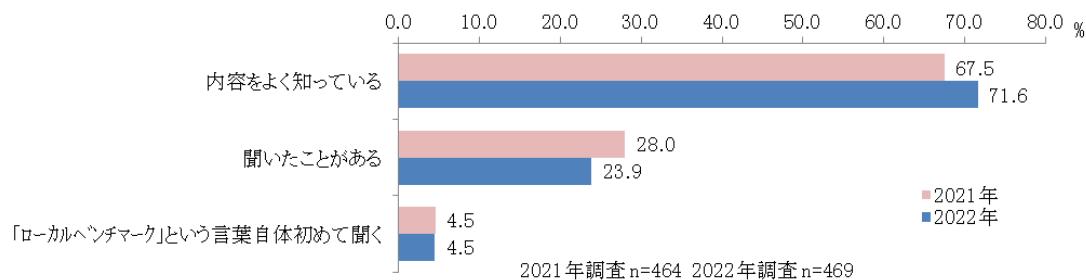


図表 72 事業成長担保権の利用予定（業態別）

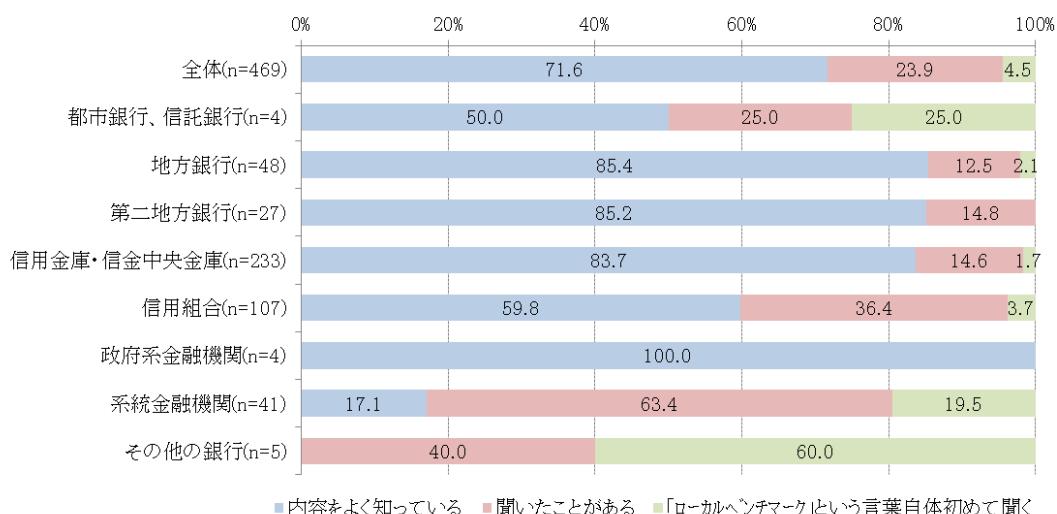


4.4 ローカルベンチマークについて

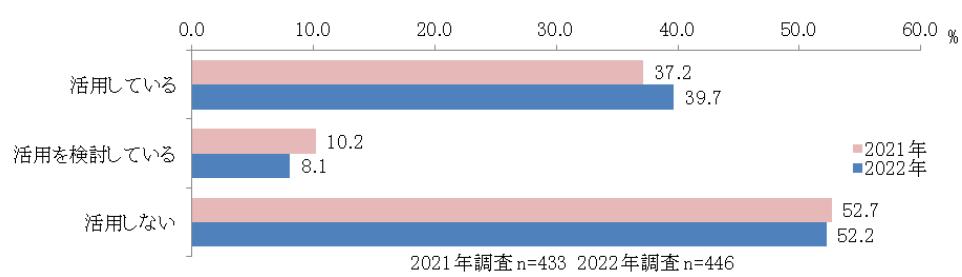
図表 73 ローカルベンチマークの認知度



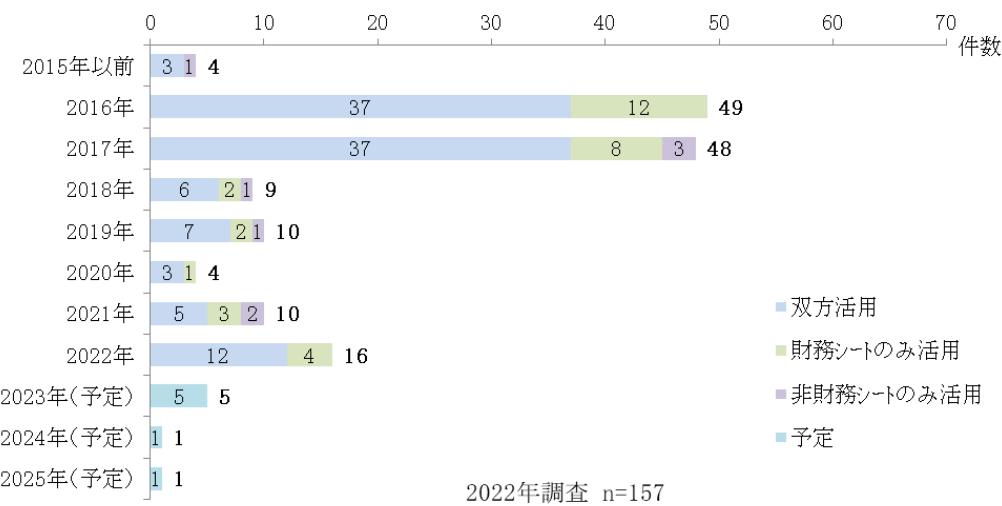
図表 74 ローカルベンチマークの認知度（業態別）



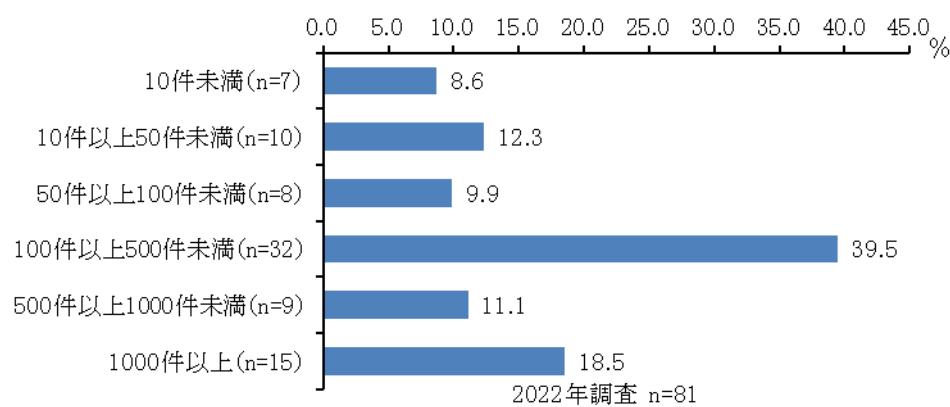
図表 75 ローカルベンチマークの活用状況



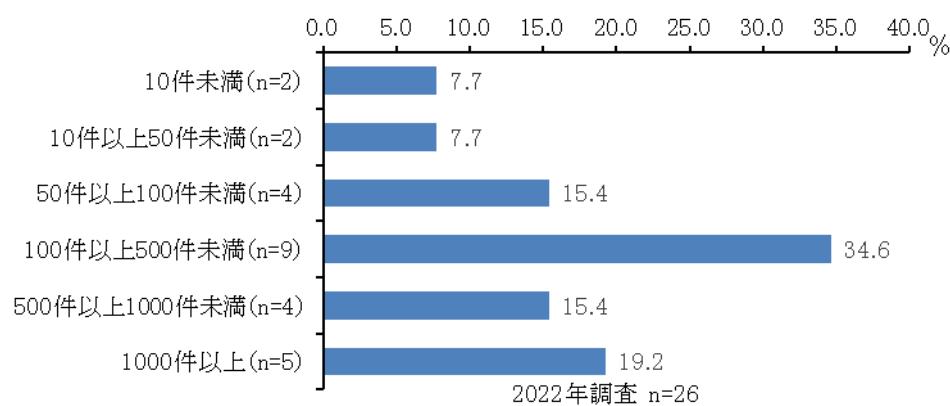
図表 76 ローカルベンチマークの活用開始時期



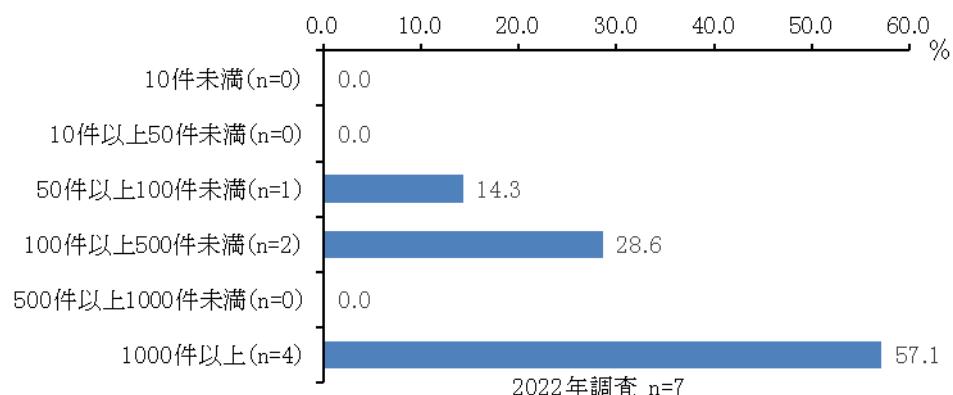
図表 77 ローカルベンチマークの活用状況：双方活用（件数別）



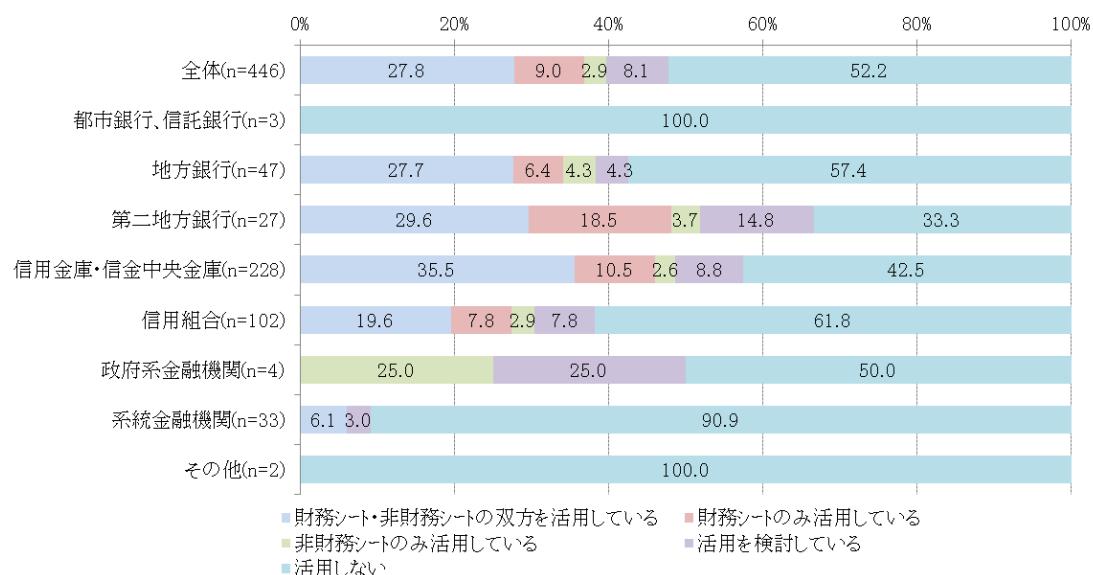
図表 78 ローカルベンチマークの活用状況：財務のみ活用（件数別）



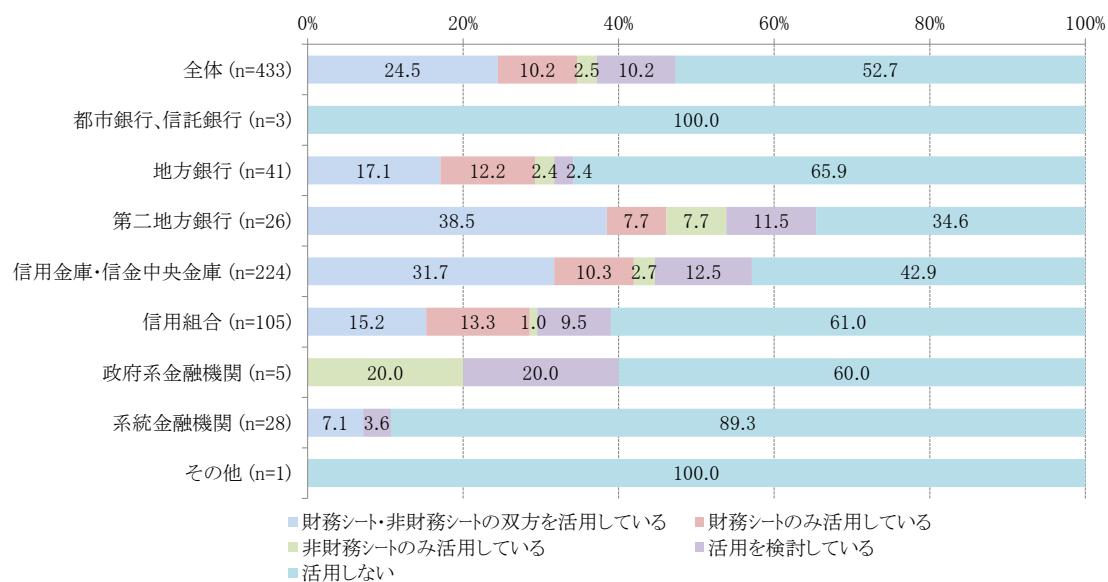
図表 79 ローカルベンチマークの活用状況：非財務のみ活用（件数別）



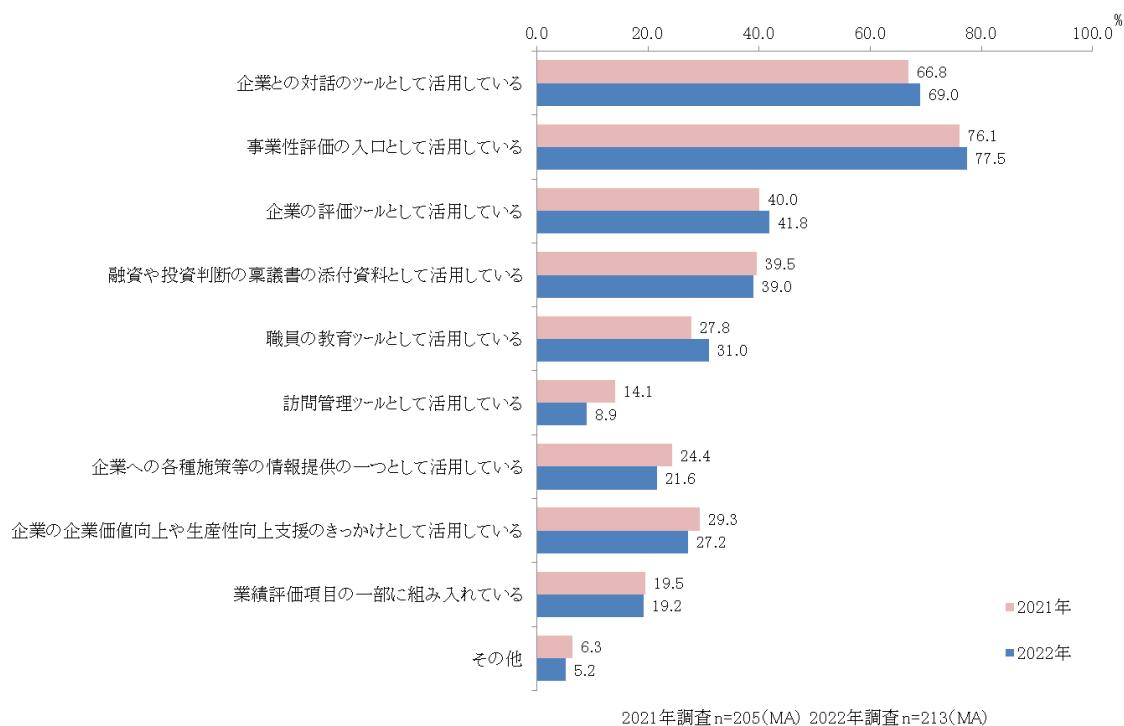
図表 80 ローカルベンチマークの活用状況（業態別） 2022年調査



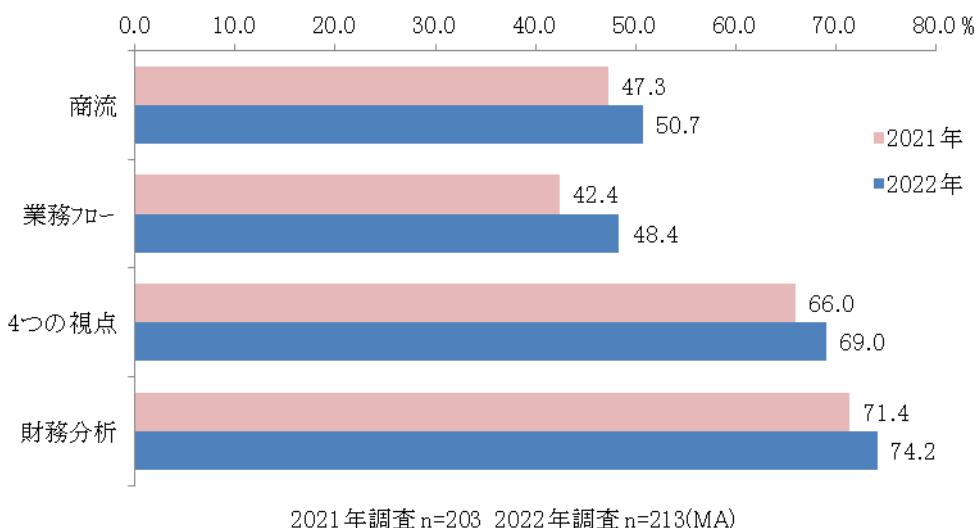
図表 81 ローカルベンチマークの活用状況（業態別） 2021年調査



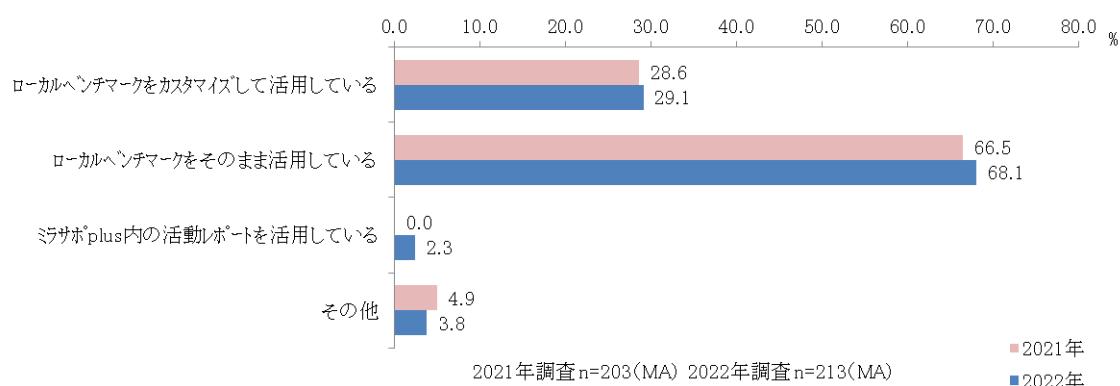
図表 82 ローカルベンチマークの活用目的



図表 83 ローカルベンチマークの活用パート

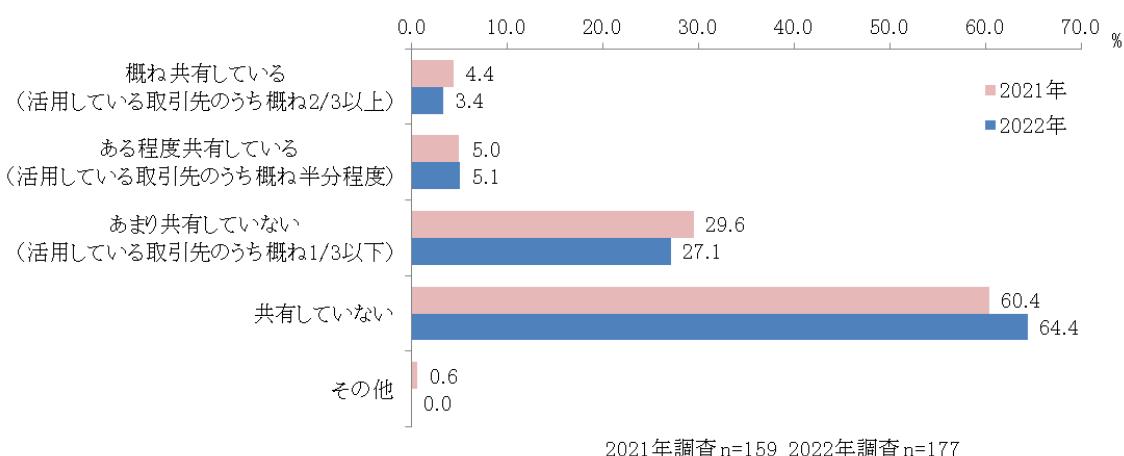


図表 84 ローカルベンチマークの活用方法

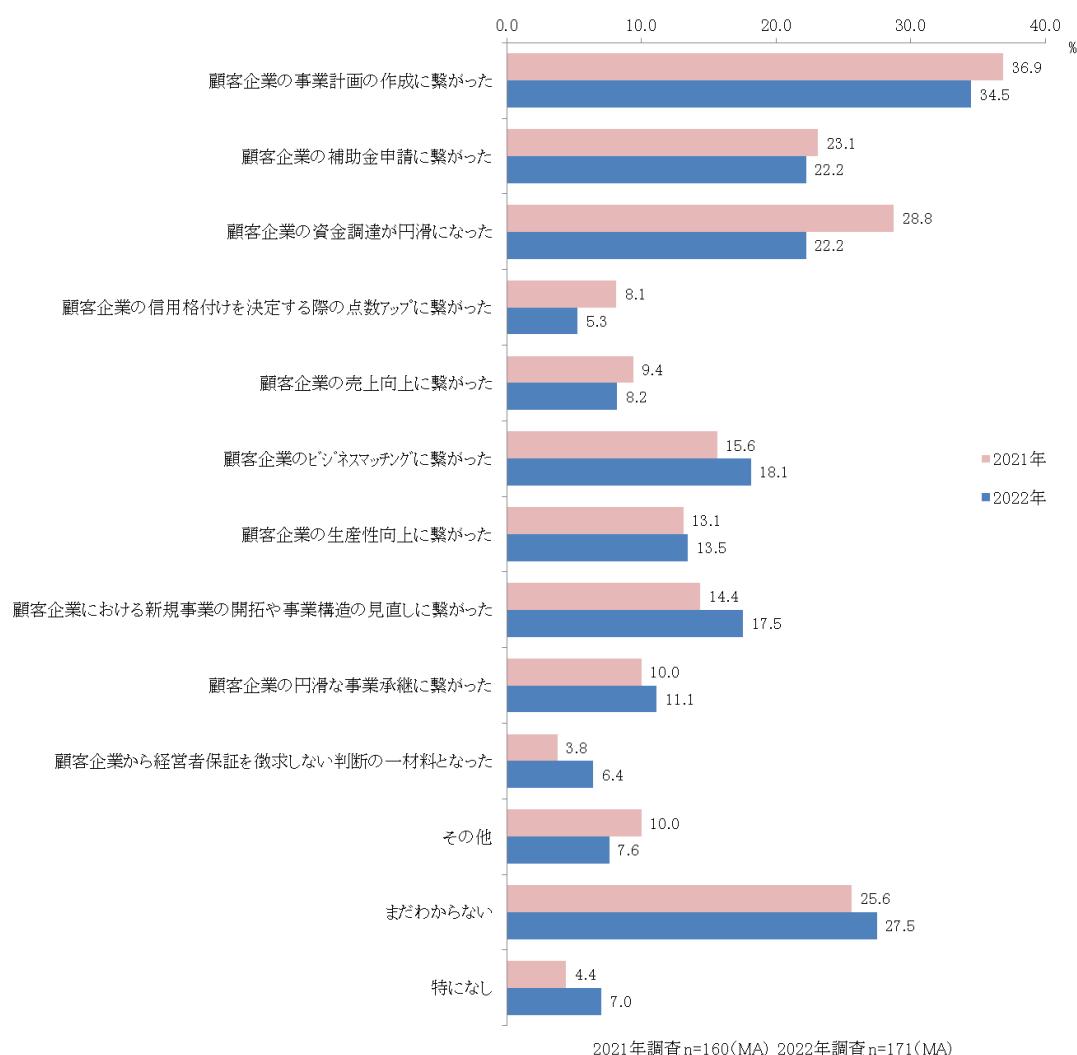


※2022年調査より「ミサボplus内の活動レポートを活用している」を項目追加

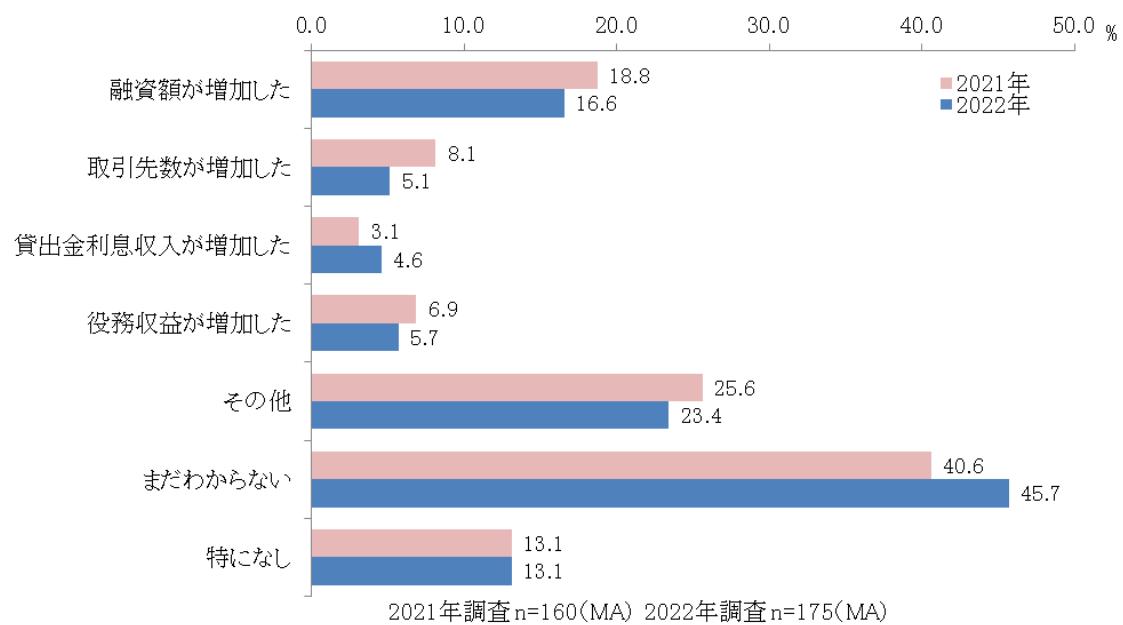
図表 85 ローカルベンチマークの支援機関との共有



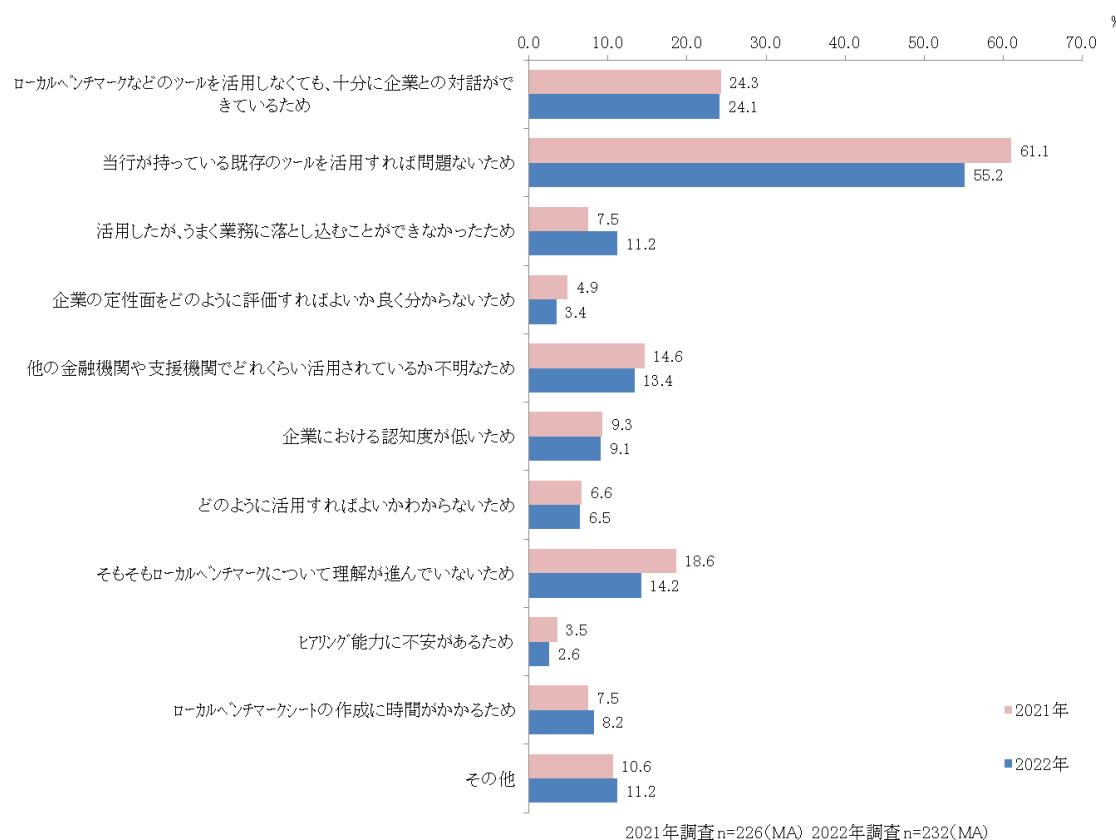
図表 86 ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果



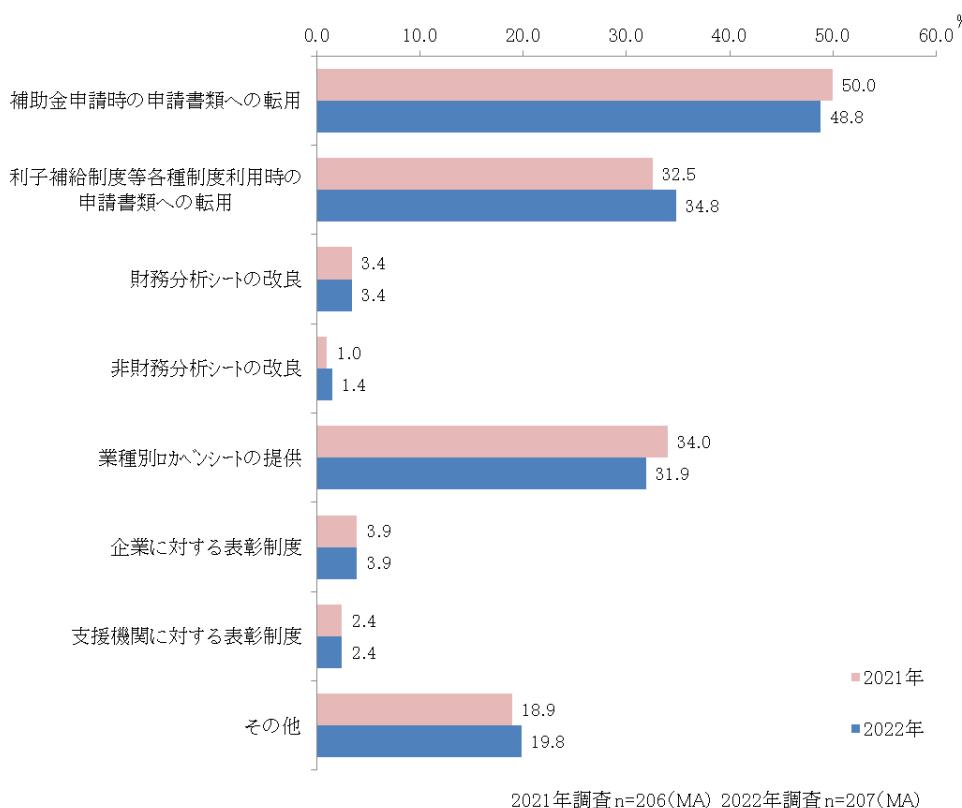
図表 87 ローカルベンチマークを活用後の支援機関の効果



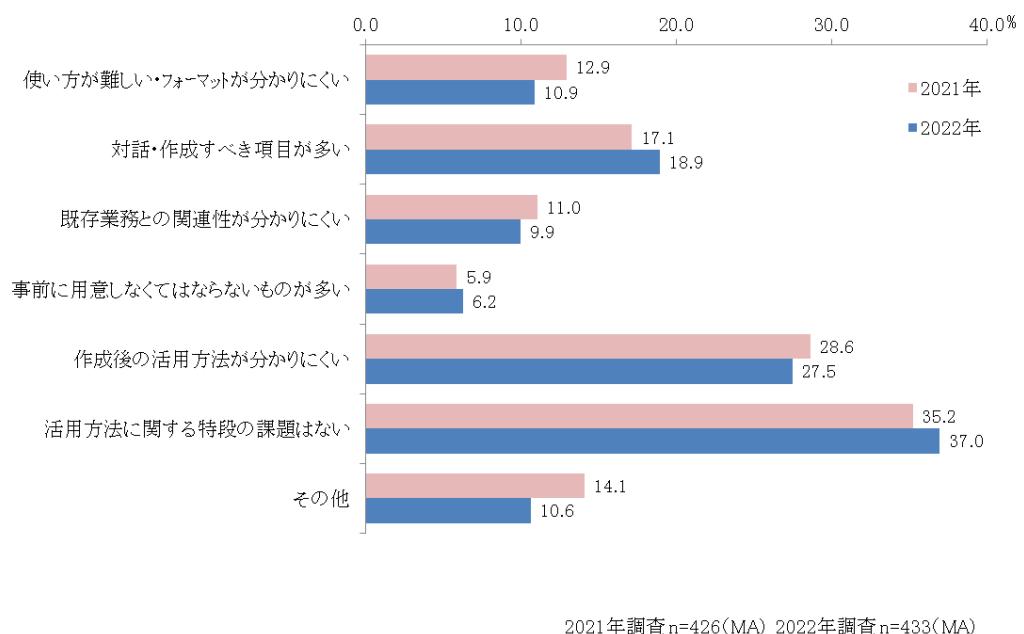
図表 88 ローカルベンチマークを活用しない理由



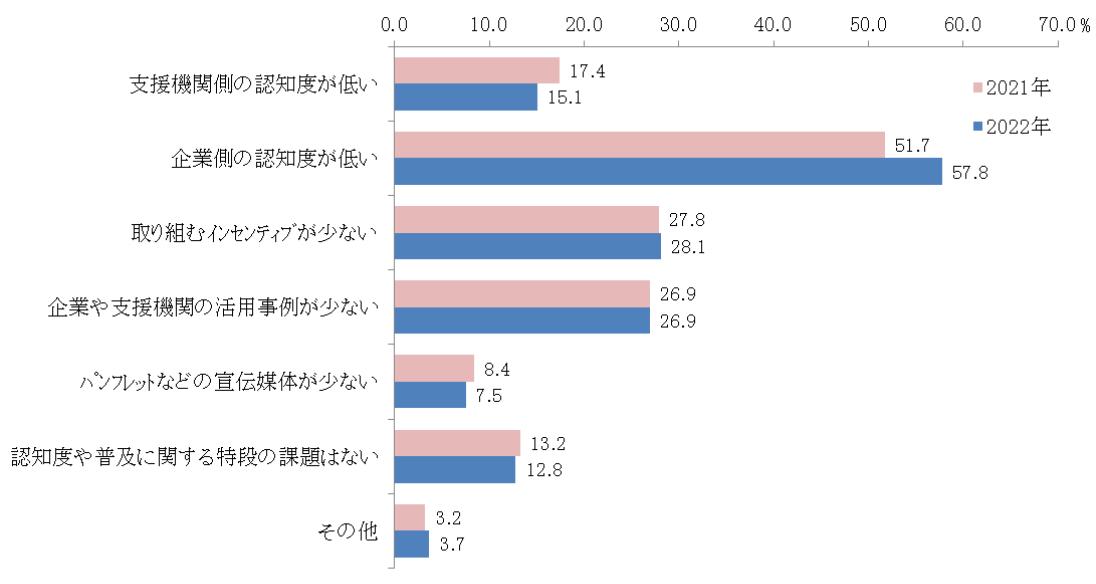
図表 89 ローカルベンチマーク活用したいと思う制度やツール等



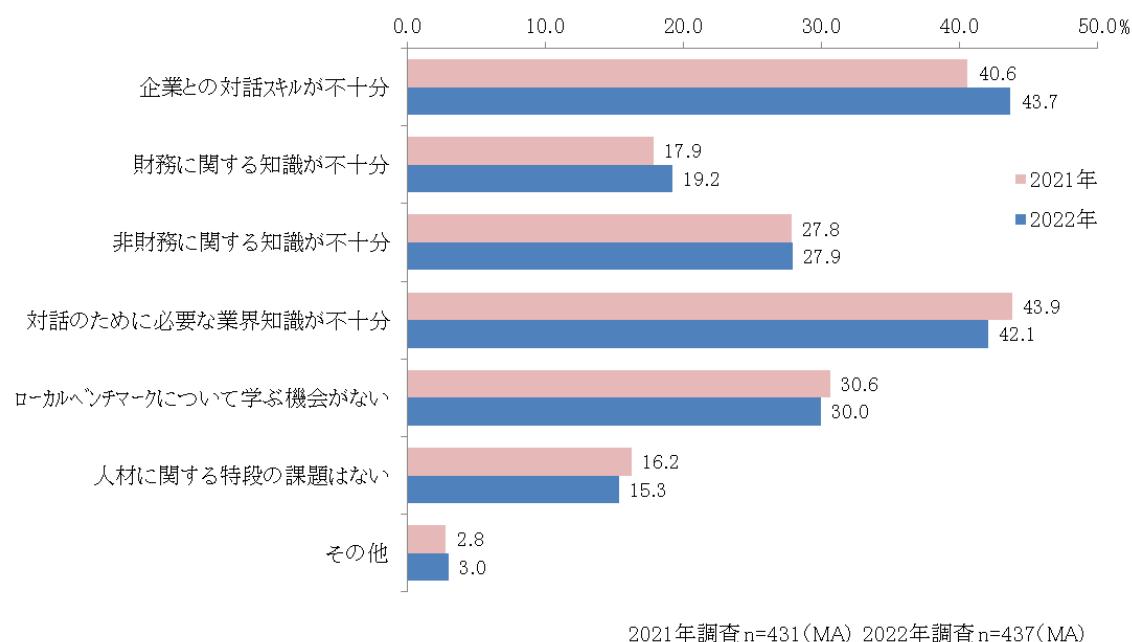
図表 90 ローカルベンチマークの活用方法に関する課題



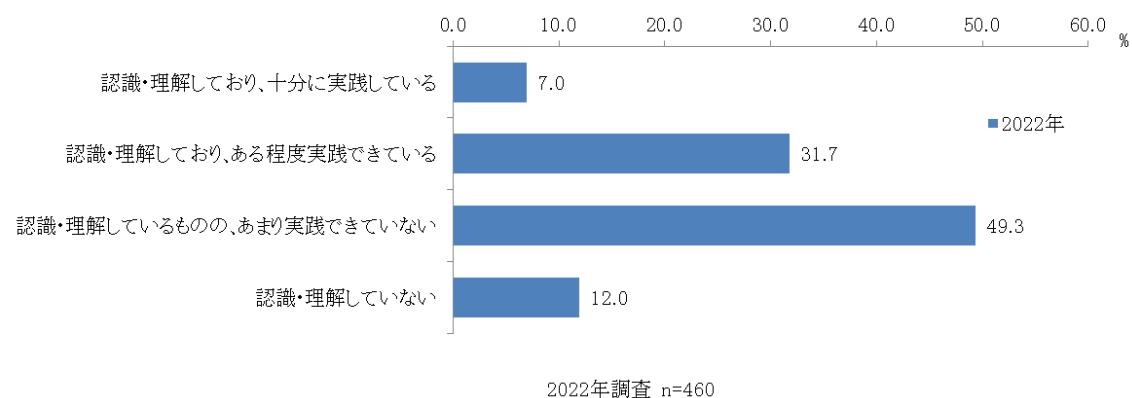
図表 91 ローカルベンチマークの認知度や普及に関する課題



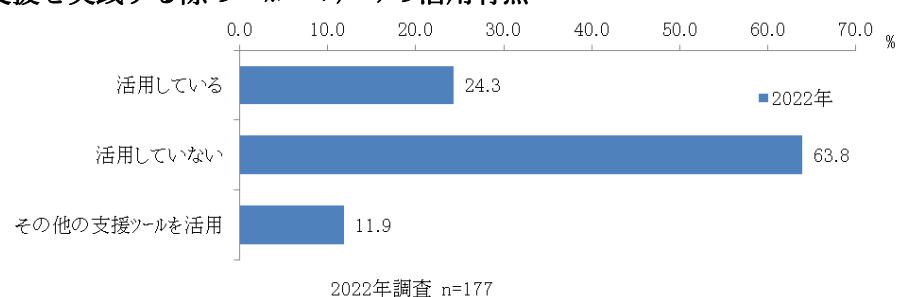
図表 92 ローカルベンチマークを活用する人材に関する課題



図表 93 経営力再構築伴走支援の認識・理解、実践状況

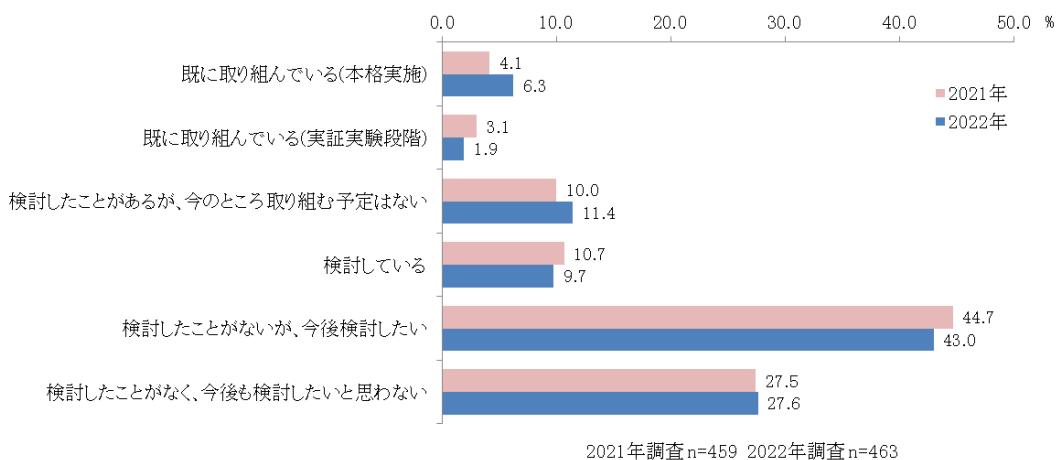


図表 94 伴走支援を実践する際のローカルベンチマークの活用有無

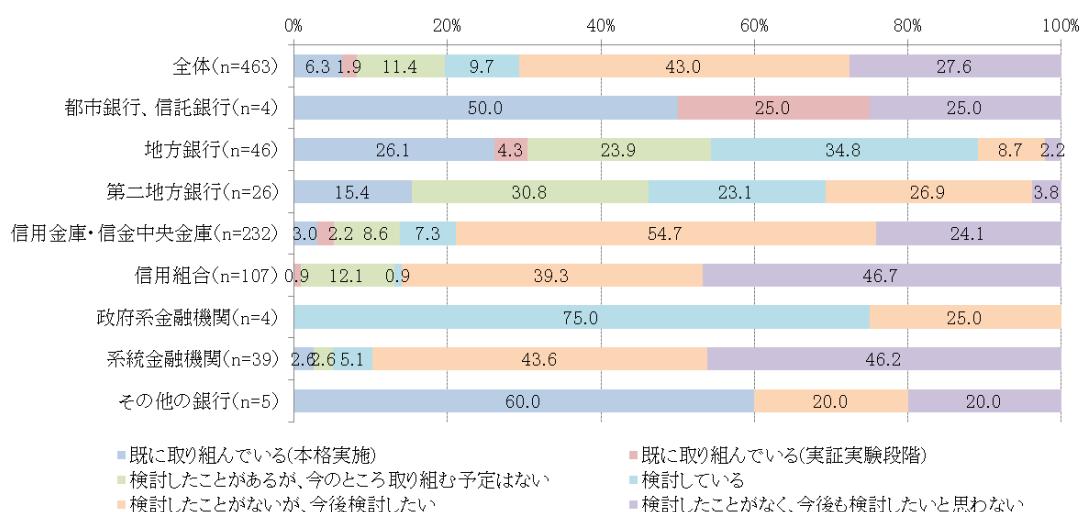


4.5 FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用

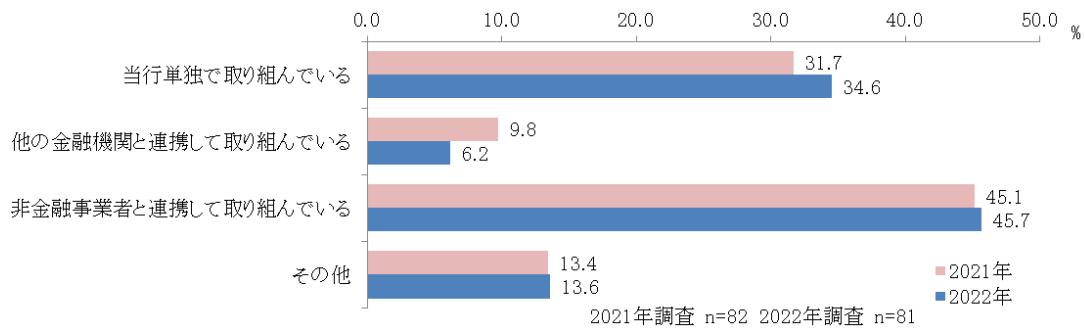
図表 95 FinTech の融資・審査への活用に向けた取り組み



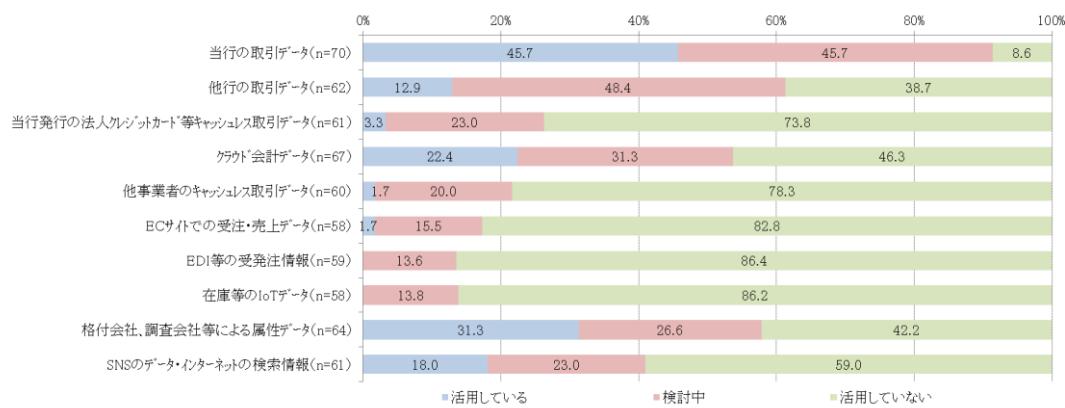
図表 96 FinTech の融資・審査への活用に向けた取り組み (業態別)



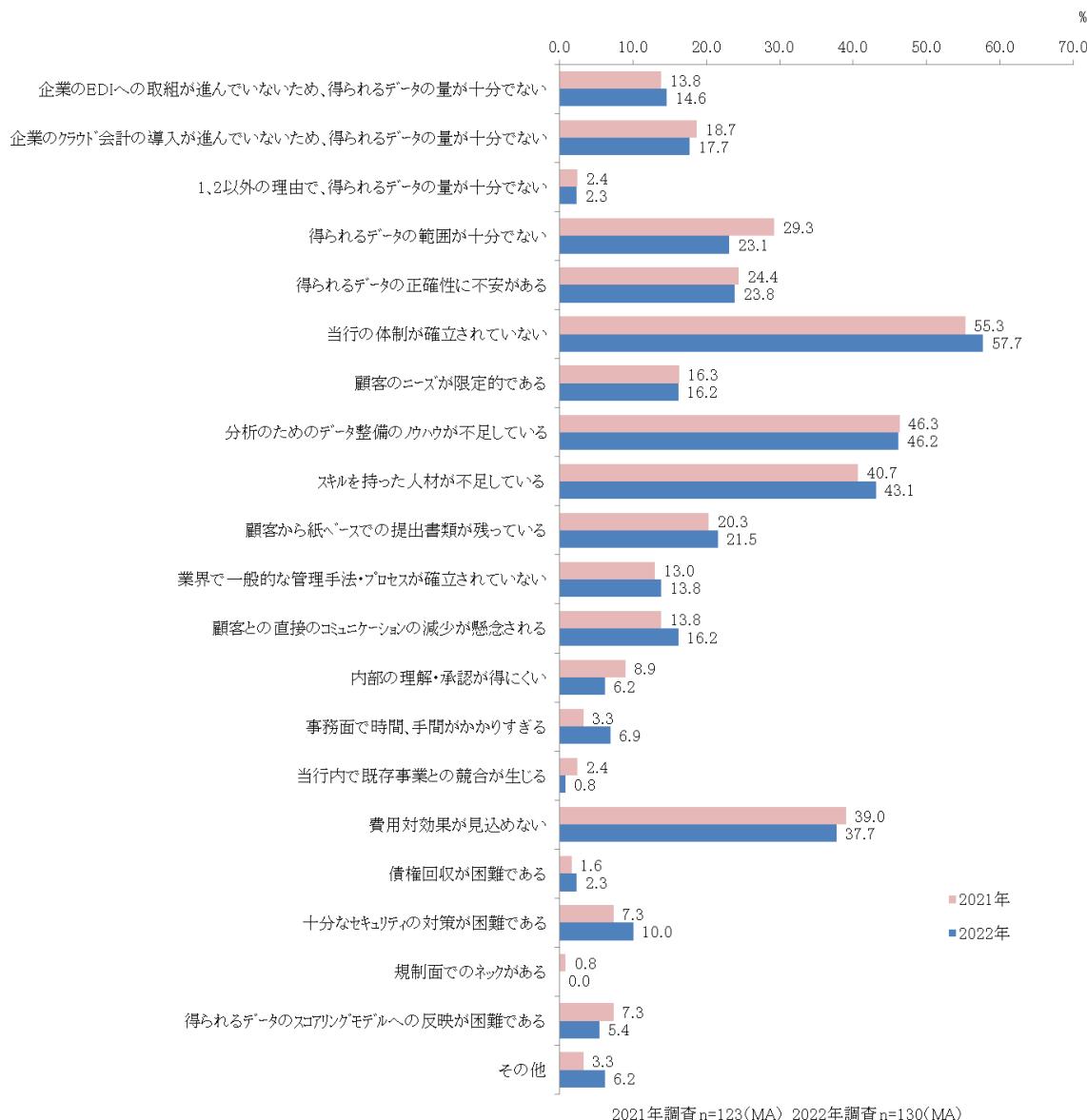
図表 97 FinTech の融資・審査への活用に向けた取り組みの実施体制



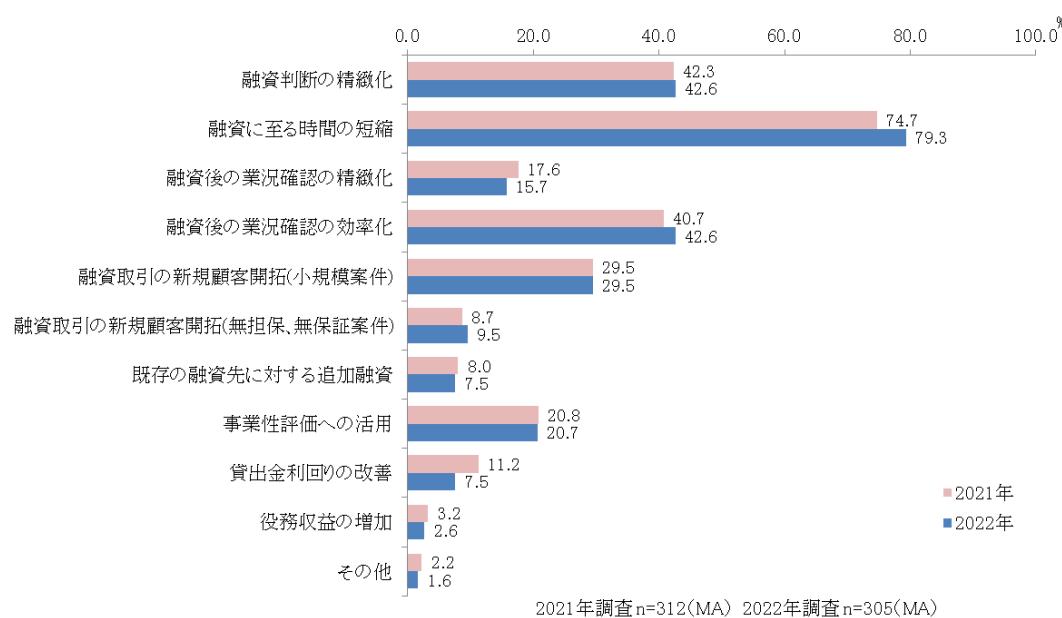
図表 98 FinTech(フィンテック)の融資・審査への活用状況



図表 99 FinTech の融資・審査への活用においての課題



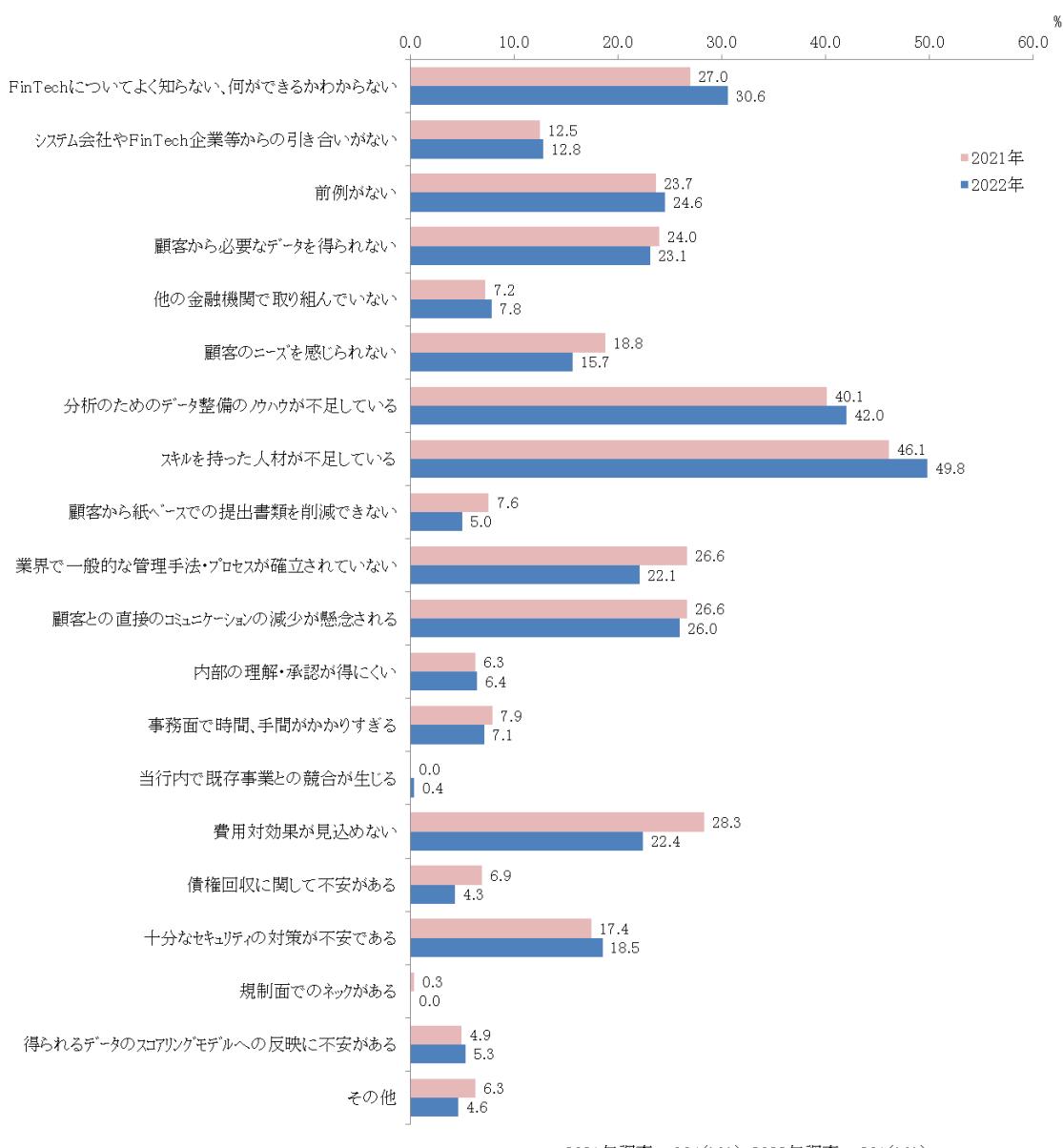
図表 100 FinTech の融資・審査への活用で期待する効果



図表 101 FinTech の融資・審査への活用で期待する効果（業態別）

取り組みを予定していない、縮小する理由	上段：回答機関数 下段：割合 (%)							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
融資判断の精緻化	2 66.7	16 36.4	8 38.1	67 41.6	22 42.3	2 50.0	11 61.1	2 100.0
融資に至る時間の短縮	3 100.0	34 77.3	19 90.5	123 76.4	41 78.8	4 100.0	16 88.9	2 100.0
融資後の業況確認の精緻化	1 33.3	7 15.9	3 14.3	29 18.0	5 9.6	0 0.0	3 16.7	0 0.0
融資後の業況確認の効率化	0 0.0	17 38.6	7 33.3	76 47.2	16 30.8	3 75.0	10 55.6	1 50.0
融資取引の新規顧客開拓(小規模案件)	2 66.7	23 52.3	11 52.4	32 19.9	16 30.8	1 25.0	4 22.2	1 50.0
融資取引の新規顧客開拓(無担保、無保証案件)	0 0.0	3 6.8	3 14.3	12 7.5	9 17.3	0 0.0	2 11.1	0 0.0
既存の融資先に対する追加融資	0 0.0	5 11.4	3 14.3	13 8.1	2 3.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
事業性評価への活用	1 33.3	11 25.0	1 4.8	39 24.2	8 15.4	2 50.0	1 5.6	0 0.0
貸出金利回りの改善	0 0.0	0 0.0	2 9.5	17 10.6	4 7.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
役務収益の増加	0 0.0	1 2.3	0 0.0	5 3.1	1 1.9	0 0.0	1 5.6	0 0.0
その他	0 0.0	2 4.5	0 0.0	1 0.6	1 1.9	0 0.0	1 5.6	0 0.0
回答機関数合計	3 100.0	44 100.0	21 100.0	161 100.0	52 100.0	4 100.0	18 100.0	2 100.0

図表 102 FinTech の融資・審査を検討しない理由



5. 参考資料

5.1 ABL 調査票

企業の多様な資金調達手法に関する実態調査 ご回答票

アンケート調査票は令和5年2月24日(金)までに
同封の返信用封筒にて、ご返送願います。

■返送先

〒107-8780

(東京都港区)赤坂郵便局 私書箱33号

株式会社帝国データバンク プロダクトデザイン部

「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」実施事務局 宛

◇FAX・メールでの回答も受け付けております。

FAX:03-5775-3168

メール:sangyo-shikin@mail.tdb.co.jp

■アンケートの内容についての照会先

◇調査実施機関:株式会社帝国データバンク プロダクトデザイン部

官公庁ソリューション課 担当:峯岸(みねぎし)、有吉(ありよし)

電話:03-5775-3161 ※受付時間[平日(月~金) 9:00~18:00]

■委託者



経済産業省 経済産業政策局 産業資金課

ご回答いただく方の情報についてご教示ください。返信の際に、お名刺を添付頂いても結構です。

反信時に名刺を添付 (ホチキスなどで調査票に留めてください)

下記欄に記入

ご回答者欄			
貴行(庫・社)名		電話番号	
部署名		ご担当者名	
e-mail アドレス			
貴行(庫・社)の業態 (該当項目1つに○)	<p>①都市銀行、信託銀行 ②地方銀行 ③第二地方銀行 ④信用金庫・信金中央金庫 ⑤信用組合 ⑥政府系金融機関 ⑦系統金融機関 ⑧その他の銀行 ⑨その他 ()</p>		

(注) ご回答内容についてお問い合わせさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。

本調査におけるABLの範囲

本調査において、ABLの範囲は以下のとおりとする。

企業が保有する在庫、機械設備等の動産及び売掛債権等の債権を担保とする融資のうち、

- ・国内での融資を対象とする
- ・動産譲渡登記、債権譲渡登記の具備の有無は問わない
- ・信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（以下、「ABL保証」と表記）による保証を受けた融資も対象となる
- ・ただし、SPC、信託経由（貸し手と借り手（顧客）との間の直接の貸出契約に基づかないもの）は対象から除かれる

本調査におけるABLで担保対象とする貸借対照表上の動産・売掛債権

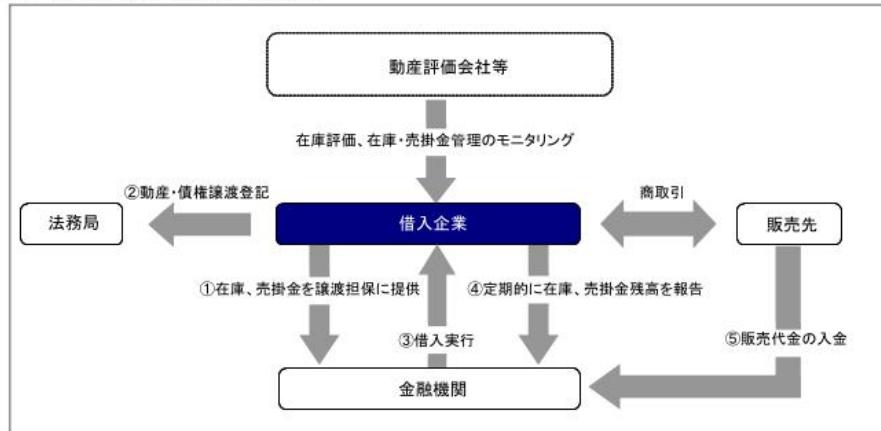
資産の部	負債・純資産の部
流動資産	
現金・預金	流动負債
受取手形	買掛金
売掛金等※1	短期借入金
有価証券	未払金
原材料	未払法人税
仕掛品	
商品・製品	
固定資産	固定負債
有形固定資産	長期借入金
建物	
設備 ※2	
機器（工具・部品）	
土地	純資産
無形固定資産	資本金
投資その他の資産	資本剩余金
	利益剩余金
	自己株式

※1 「売掛金等」には、売掛金債権のほか、工事請負代金債権、電子記録債権、介護報酬債権、診療報酬債権、売電債権等が含まれる。

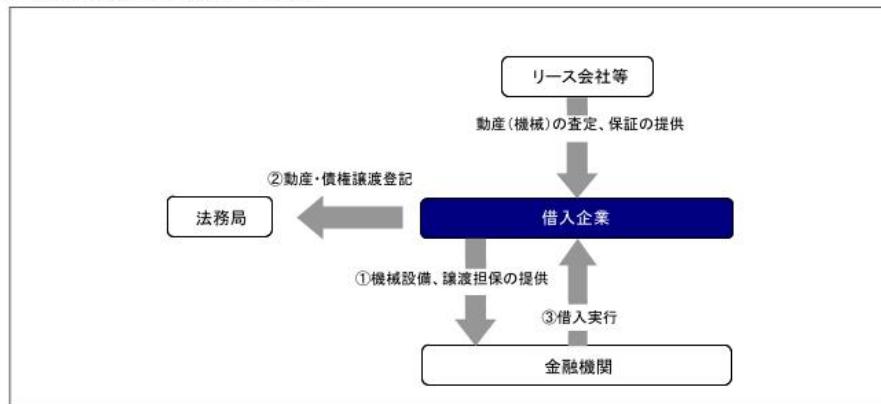
※2 「設備」には、「太陽光発電設備」を含む。

「太陽光発電設備」とは、ソーラーパネル、ソーラーパネル設備、太陽光設備、太陽光発電システム、太陽光発電システム一式、太陽光発電システム機器、太陽光発電設備、太陽光発電設備（モジュール他）、太陽光発電設備一式、太陽光発電パネル、太陽光発電パネル等一式、太陽光パネル、メガソーラー発電設備をいう。

ア. 在庫・債権を担保とする場合（事例図）



イ. 機械設備等を担保とする場合（事例図）



＜ご回答の際の注意点＞

- 信用保証協会のABL保証による保証を受けた融資やシンジケートローン（他行との協調融資）を含みます。ただし、「プロパー案件」（ABL保証を利用しない案件）や「シンジケートローン」の欄がある場合は、全体の内数として、それらの件数・実行額をご記入ください。また、シンジケートローンの実行額は、貴行（社・庫）の融資額分（ティク額）をご回答ください。
- リース会社等の保証人が担保権者になり、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます。
- 極度額を設定し、期中に一つの極度枠内で融資を複数回実行した場合は、件数・金額とも実行した総数（総額）をご回答ください。債権残高は実行額の残高をご回答ください。また1件の融資に動産担保と不動産担保を複数設定している場合は、融資全体の数字をご回答ください。

1. ABLの融資実績

Q 1. これまでに、ABLの実績はありますか。

[1つを選択]

1	令和2年度以前から融資実績がある
2	令和3年度中に初めて融資を実施した
3	これまでに融資実績はない

→Q 2へお進みください

→Q 2へお進みください

→「2. ABLの実施方針・体制」(Q 1 2)へお進みください

＜実績計数＞

Q 1で「1. 令和2年度以前から融資実績がある」、「2. 令和3年度中に初めて融資を実施した」を選択した方へお尋ねします。

Q 2. 令和3年度中に新規に実施したABLの融資件数と融資実行額（極度額ではない）を以下の項目ごとにお答えください。

[融資を実施した項目に件数・実行額を記入]

	令和3年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)		ABLのうち、 ABLのうち、プロバー案件 (ABL保証なし)		ABLのうち、 シンジケートローン（貴行（社・庫）の融資額 分）	
	実行 件数	実行 額	実行 件数	実行 額	実行 件数	実行 額
A. ABL (合計)	件	百万円	件	百万円	件	百万円
(内訳)	B. 棚卸資産のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件
	C. 機械設備のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件
	D. 債権のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件
	E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件
	F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件
	G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件
	H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計)になります。

Q 3. 令和4年3月末時点のABLの融資残高を以下の項目ごとにお答えください。

[融資残高がある項目に金額を記入]

	令和4年3月末時点 ABLの融資残高 (ABL保証付き及びシン ジケートローンを含む)		
		ABLのうち、 プロパー案件 (ABL保証なし)	ABLのうち、シンジケー トローン（貴行（社・ 庫）の融資額分）
A. ABL（合計）		百万円	百万円
(内訳)	B. 棚卸資産のみを担保と した融資	百万円	百万円
	C. 機械設備のみを担保と した融資	百万円	百万円
	D. 債権のみを担保とした 融資	百万円	百万円
	E. 棚卸資産と機械設備の 両方を担保とした融資	百万円	百万円
	F. 棚卸資産と債権の両方 を担保とした融資	百万円	百万円
	G. 機械設備と債権の両方 を担保とした融資	百万円	百万円
	H. 棚卸資産と機械設備と 債権のすべてを担保と した融資	百万円	百万円

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 4. 令和3年度中に実施したABLについて、下記の対象業種（次ページ参照）ごとの融資件数をお答えください。

[対象業種ごとに件数を記入]

業種		令和3年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	建設業	件
2	製造業	件
3	情報通信業	件
4	運輸業	件
5	卸売業	件
6	小売業	件
7	サービス業	件
8	農業・林業	件
9	漁業	件
10	医療業	件
11	福祉業	件
12	不動産業	件
13	物品賃貸業	件
14	その他	件

(注) 対象業種は次頁のとおり日本標準産業分類に対応する。

＜参考＞日本標準産業分類

本調査の業種分類	日本標準産業分類	
	大分類	中分類
建設業	建設業	
製造業	製造業	
情報通信業	情報通信業	
運輸業	運輸業/郵便業	
卸売業	卸売業/小売業	各種の卸売業
小売業	卸売業/小売業	各種の小売業
サービス業	学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業/飲食サービス業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、教育/学習支援業、生活関連サービス業/娯楽業	
農業・林業	農業/林業	
漁業	漁業	
医療業	医療/福祉	医療業、保健衛生
福祉業	医療/福祉	社会保険・社会福祉・介護事業
不動産業	不動産業/物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
物品賃貸業	不動産業/物品賃貸業	物品賃貸業
その他	鉱業/採石業/砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業公務（他に分類されるものを除く）、金融業/保険業、分類不能の産業	

Q 5. 令和3年度中に実施したABLについて、融資先の企業区分ごとの融資件数をお答えください。

〔企業区分ごとに件数を記入〕

企業区分		令和3年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	法定中小企業（注）	件
2	中堅企業（1. および3. に当てはまらないもの）	件
3	大企業（資本金10億円以上）	件

（注）法定中小企業とは、業種別に以下の資本金に関する要件、または（當時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいいます。

- 小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q 6. 令和3年度中に実施したABLについて、対象の種類ごとの融資件数と融資実行額、代表的な担保目的物をお答えください（1つの案件について複数の項目が重複する場合は、それぞれの項目に回答してください）。

[融資対象の種類ごとに件数・実行額及び代表的な品名を記入]

担保の種類		件数	実行額	代表的な担保目的物
動 産	設備	1 工作機械、建設機械	件	百万円
		2 業務用車両	件	百万円
	機器	3 太陽光発電設備	件	百万円
		4 その他設備	件	百万円
	機器	5 廉價機器	件	百万円
		6 医療機器	件	百万円
		7 OA機器、什器等	件	百万円
		8 その他の機器	件	百万円
	原材料	9 鉄、非鉄、貴金属	件	百万円
		10 天然素材 (羊毛、繊、羽毛等)	件	百万円
		11 家畜（肉用牛、豚等）	件	百万円
		12 家畜（生産用）	件	百万円
		13 冷凍水産物 (マグロ、エビ等)	件	百万円
	仕掛品	14 その他の原材料	件	百万円
		15 一	件	百万円
	製品	16 衣料品	件	百万円
		17 ブランド品（時計、パック、化粧品等）	件	百万円
		18 酒類 (清酒、ワイン等)	件	百万円
		19 食品（冷凍食品、加工食品等）	件	百万円
		20 家電	件	百万円
		21 D I Y用品	件	百万円
		22 自動車	件	百万円
		23 その他の製品	件	百万円
		24 売掛債権	件	百万円
債 権		25 売電債権	件	百万円
		26 介護報酬債権	件	百万円
		27 診療報酬請求債権	件	百万円
		28 工事請負代金債権	件	百万円
		29 電子記録債権	件	百万円
		30 リース債権/割賦債権	件	百万円
		31 その他の債権	件	百万円

Q 7. 令和3年度中に実施したABLについて、対象とした担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額を動産、債権それぞれお答えください。

Q 7-1. 動産担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定動産	件	百万円
2	流動集合動産	件	百万円

Q 7-2. 債権担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定債権	件	百万円
2	集合債権	件	百万円

Q 8. 令和3年度中に実施したABLについて融資期間ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資期間ごとに件数・実行額を記入]

融資期間		件数	実行額
1	1年未満	件	百万円
2	1年以上5年未満	件	百万円
3	5年以上10年未満	件	百万円
4	10年以上	件	百万円

＜融資先の傾向＞

Q 9. これまでABLを実施した取引先企業の信用状況について、債務者区分をお答えください。

金融機関の方は、資産査定もしくはそれに対応する内部格付を踏まえてお答えください。

その他の貸し手の方は、金融機関との対比で自社が設定している基準に基づいてお答えください。

[1つを選択]

1	債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い	⇒Q 10へお進みください
2	債務者区分でおおむね要注意先に相当する企業が多い	⇒Q 10へお進みください
3	債務者区分でおおむね破綻懸念先に相当する企業が多い	⇒Q 10へお進みください
4	その他（具体的に：）	⇒Q 11へお進みください

Q 10. Q 9で選択肢1～3を選択した方へお尋ねします。

これまでABLを実施した取引先企業のABL実施時点における、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について、以下から該当するものをお答えください。また、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について十分・不十分と考える根拠についてもお答えください。

[1つを選択]

1	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分だった企業の方が多い 根拠（）
2	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった企業の方が多い 根拠（）
3	（事例数としては）ほぼ同程度

Q 1 1. これまでにABLを実施した主な取引先企業のイメージをお答えください。

[複数回答]

1	創業期にある企業（設立後間もなく、事業が軌道に乗る前段階）
2	発展期にある企業（売上高が拡大し、設備投資のニーズが高まる段階）
3	成熟期にある企業（売上高が安定し、設備・資産・資金が充実している段階）
4	衰退期にある企業（業績が悪化し、コスト削減や遊休資産の売却を迫られる段階）
5	再生期にある企業（事業再編や事業買収、資産整理などを検討する段階）

2. ABLの実施方針・体制

以下の設問については、融資実績の有無に関わらず、皆様お答えください。（Q 1 5まで）

Q 1 2. 現在のABLの実施方針についてお答えください。

融資実績がない場合は今後取り組む場合を想定してご回答ください。

[1つを選択]

1	対象動産・債権が一般担保となる場合に取り組む
2	一般担保とならなくとも取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う
3	担保設定はするが対抗要件具備は原則行わず、コベナンツの設定により対応する
4	担保設定はするが対抗要件具備、コベナンツの設定は原則行わず、在庫や売掛金の増減などのモニタリングを重視して対応する

Q 1 3. 今後のABLの実施方針についてお答えください。

[1つを選択]

・ABLの実績がある方はこちらからご選択ください。

1	動産・債権ABLの取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
2	動産ABLのみ取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
3	債権ABLのみ取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
4	現状を維持する	→Q 1 4へお進みください
5	動産・債権ABLの取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください
6	動産ABLのみ取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください
7	債権ABLのみ取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください

・ABLの実績がない方はこちらからご選択ください。

8	動産・債権ABLに取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
9	動産ABLのみ取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
10	債権ABLのみ取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
11	ABLの取り組みを予定していない	→Q 1 5へお進みください

Q 1 4. Q 1 3 で選択肢1~4、8~10を選択した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

〔複数回答〕

1	取引先の取引状況をモニタリングできるから
2	信用力の低い取引先への取引拡充ができるから
3	融資枠を事業の状況に合わせて機動的に調整できるから
4	担保種類を増やし担保の集中リスクを緩和できるから
5	保全により損失を軽減できるから
6	取引先を囲い込むことができるから
7	取引先のニーズにあった融資スキームだから
8	取引先にABLで融資を受けたいという要望があるから
9	ABL市場が拡大しているから
10	地域の産業・企業育成の観点で有用な手段だから
11	その他（具体的に：）

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q 2 7以降）へお進みください。ABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q 1 6以降）へお進みください。

Q 1 5. Q 1 3 で選択肢5~7、11を選択した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

〔複数回答〕

1	ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから
2	取引先が実施したことがないから
3	評価の為にコストがかかりすぎるから
4	客観的・合理的な評価を得ることが困難だから
5	譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから
6	登記や契約の手続きが面倒だから
7	担保物件のモニタリングに手間がかかるから
8	社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから
9	ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから
10	取引先のガバナンス能力が不安だから
11	担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから
12	処分ルートが確保できないから
13	担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから
14	担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから
15	ABLについて参考となる情報が少ないから
16	ABL市場が小さいから
17	社内規定上、取り組みが困難であるから
18	その他（具体的に：）

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q 2 7以降）へお進みください。ABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q 1 6以降）へお進みください。

3. ABLの推進に向けた取り組み

Q 1 で選択肢「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」を選択した方へお尋ねします。

※「3.これまでに融資実績はない」を選択された方は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について（Q 2 7）」にお進みください。

＜推進における課題＞

Q 1 6. 貴行（庫、社）ではABL案件発掘時にどのような点が課題だと考えていますか。

[複数回答]

1	物件の担保としての適性について判断ができないこと
2	売掛金・買掛金のサイト等、融資対象先の商流が確認できること
3	ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと
4	ABLに対する企業の認知度が低いこと
5	取引先の在庫などの資産の管理状態について把握ができていないこと
6	単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと
7	ABLを推進する体制を構築できていないこと
8	ABL実施の手続き方法が貴行（庫、社）内で定まっていないこと
9	支店の担当者が理解できないこと
10	その他（具体的に：）
11	特になし

Q 1 7. 担保価値評価時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと
2	貴行（庫、社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと
3	外部評価会社ごとに評価に関する考え方（現在価値、処分価値等）に違いがあること
4	外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎること
5	外部評価会社の評価結果について、評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと
6	外部評価会社の評価費用が高いこと
7	外部評価会社の評価額と実際の処分価額との間に大きな乖離が生じうこと
8	その他（具体的に：）
9	特になし

Q 1 8. 担保設定時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	債権に譲渡禁止特約が付いていることが多い、これを解除できないこと
2	債権に抗弁が付いていることが多い、担保取得できないこと
3	後順位譲渡担保権の取り扱いが不明確であること
4	譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること
5	動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと
6	対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと
7	実態に即して登記事項を変更すること（変更登記等）ができないこと
8	譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること
9	譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること
10	その他（具体的に：）
11	特になし

Q 1 9. 貴行（庫、社）の現状を踏まえて、ABLによる動産・債権担保を一般担保として取り扱うに当たっての課題として、解決困難なものをお答えください。

[複数回答] **※1～5は動産担保、6～9は債権担保に関する課題**

1	動産の対抗要件を適切に具備すること
2	動産の数量・品質等を継続的にモニタリングすること
3	客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること
4	動産につき適切な換価手段を確保すること
5	動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと
6	債権の対抗要件を適切に具備すること
7	債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること
8	債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること
9	債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること
10	その他（具体的に：）
11	特になし

Q 2 0. ABLの管理・モニタリングに関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと
2	貴行（庫、社）の体制・ノウハウが確立されていないこと
3	管理業務に時間・手間がかかりすぎること
4	貴行（庫、社）の担保資産の管理システムの改修が必要であること
5	モニタリングの業務負荷が大きいこと
6	外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと
7	外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと
8	外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと
9	その他（具体的に：）
10	特になし

Q 2 1. 担保物件の換価処分に関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること
2	取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること
3	処分業務のプロセスが確立されていないこと
4	適切な処分業者を見つけるのが困難であること
5	処分に時間を要すること
6	処分価額が評価額に比べて低すぎること
7	処分に要するコストが大きいこと
8	優越的地位の濫用などで貴重（庫、社）の評判が悪化しかねないこと
9	換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること
10	シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと
11	その他（具体的に：）
12	特になし

Q 2 2. ABLで譲渡担保を用いる場合の、後順位譲渡担保権に関する考え方についてお答えください。

[1つを選択]

1	既に後順位譲渡担保権を設定している
2	後順位譲渡担保権を設定するニーズはあるが、後順位譲渡担保権の取り扱いに関するルールが不明確なので設定していない
3	後順位譲渡担保権を設定するニーズを特段感じていない
4	その他（具体的に：）

Q 2 3. 特定動産、集合動産、特定債権、集合債権それぞれについて、対抗要件を具備する場合には、どの方法で具備することとしているかについてお答えください（原則的な考え方をお答えください）。

[あてはまるものに○]

【動産】		ア	イ
		引渡し（占有改定含む）	譲渡登記
1	特定動産	1	1
2	集合動産	2	2

【債権】		ア	イ
		通知・承諾	譲渡登記
3	特定債権	3	3
4	集合債権	4	4

Q 2 4. 講渡登記制度の課題と考えられる点についてお答えください。

〔複数回答〕

1	自然人を対象としたものについて登記ができない
2	場所の変更登記ができない
3	商号変更や合併等の場合の変更登記ができない
4	記載内容が固定的である（例えば、「在庫のうち、ロット番号が小さいものから 50 個」、「本店所在地の在庫」といった記載で動産を特定することができない等）
5	登記事項証明書の即日発行ができない
6	オンライン申請の利便性が悪く、現実にオンライン申請を利用できるケースが限られている
7	その他（具体的に：）

Q 2 5. 足もとで「事業成長担保権（仮称、以下略）※」の創設に向けた議論が進んでいますが、ABLへの取り組みスタンスに与える影響についてお答えください。

※「事業成長担保権」とは、有形資産だけでなく、技術力やブランド、顧客基盤などの無形資産を含む事業全体を担保にして、金融機関から資金を調達できるようにする制度で、企業の資金調達手段を拡充するもの。

〔1つを選択〕

1	事業成長担保権が制度化されても、ABLへの取り組みは現在と変わらない
2	事業成長担保権が制度化されれば、ABLへの取り組みは増加していく
3	事業成長担保権が制度化されれば、ABLへの取り組みは減少していく
4	現時点では不明（理由：）

Q 2 6. 事業成長担保権が制度化された場合、同制度の利用予定についてお答えください。

〔1つを選択〕

1	積極的に利用してみたい（理由：）
2	利用予定はない（理由：）
3	現時点では不明（理由：）

4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について

＜ローカルベンチマークとは？＞

平成28年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気付き、早期の対話や支援につなげていくものです。

（※1）6つの指標：①売上増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、

④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）

（※2）4つの視点：①経営者への着目、②事業への着目、③関係者への着目、④内部管理体制への着目



http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

Q 2 7. 「ローカルベンチマーク」の認知度についてお答えください。

[1つを選択]

1	内容をよく知っている	→Q 2 8 へお進みください
2	聞いたことがある	→Q 2 8 へお進みください
3	「ローカルベンチマーク」という言葉自体初めて聞く	→Q 4 1 へお進みください

Q 2 8. Q 2 7 で1、2を選択した方へお尋ねします。

「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。活用している場合は、可能な範囲で、活用開始（予定）時期、活用件数を教えてください。

[1つを選択]

1	財務シート・非財務シートの双方を活用している (活用開始: 年 月、総活用件数 件)	→Q 2 9 へお進みください
2	財務シートのみ活用している (活用開始: 年 月、総活用件数 件)	→Q 2 9 へお進みください
3	非財務シートのみ活用している (活用開始: 年 月、総活用件数 件)	→Q 2 9 へお進みください
4	活用を検討している（活用開始予定: 年 月）	→Q 2 9 へお進みください
5	活用しない（活用を予定していない）	→Q 3 6 へお進みください

Q 2 9. Q 2 8 で1~4を選択した方へお尋ねします。

具体的にどのような目的・手段により活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[複数回答]

1	企業との対話のツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
2	事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）
3	企業の評価ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
4	融資や投資判断の裏議書の添付資料として活用している（あるいは活用を検討している）
5	職員の教育ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
6	訪問管理ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
7	企業への各種施策等の情報提供の一つとして活用している（あるいは活用を検討している）
8	企業の企業価値向上や生産性向上支援のきっかけとして活用している（あるいは活用を検討している）
9	業績評価項目の一部に組み入れている（あるいは組み入れを検討している）
10	その他（具体的に：）

Q 3 0. Q 2 8 で1~4を選択した方へお尋ねします。

ローカルベンチマークの活用パート（あるいは活用を検討しているパート）についてお答えください。

[複数回答]

1	商流
2	業務フロー
3	4つの視点（現状把握・将来目標・課題・対応策含む）
4	財務分析

Q 3 1. Q 2 8 で1~4を選択した方へお尋ねします。

Q 2 9 で回答した目的において、どのような形でローカルベンチマークを活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[複数回答]

1	ローカルベンチマークをカスタマイズして活用（を検討）している
2	ローカルベンチマーク（経済産業省ホームページ上のエクセルシート）をそのまま活用（を検討）している
3	ミラサボ p 1 u s 内の活動レポート（ローカルベンチマーク）を活用（を検討）している
4	その他（具体的に：）

Q 3 2. Q 3 1 で3を選択した方へお尋ねします。

ミラサボ p 1 u s 内の活動レポート（ローカルベンチマーク）に関して、利便性の観点から改善点等があれば、ご記載ください。

[自由回答]

Q 3 3. Q 2 8 で1~3を選択した方へお尋ねします。

ローカルベンチマークは、貴行（庫、社）以外の支援機関（企業の顧問税理士や診断士、経営指導員等）と共有していますか。

[1つを選択]

1	概ね共有している（活用している取引先のうち概ね2/3以上）
2	ある程度共有している（活用している取引先のうち概ね半分程度）
3	あまり共有していない（活用している取引先のうち概ね1/3以下）
4	共有していない
5	その他（具体的に：）

Q 3 4. Q 2 8 で1~3を選択した方へお尋ねします。

「ローカルベンチマーク」を活用した結果、顧客企業にとってどのような効果がみられましたか。

[複数回答]

1	顧客企業の事業計画の作成に繋がった
2	顧客企業の補助金申請に繋がった
3	顧客企業の資金調達が円滑になった
4	顧客企業の信用格付けを決定する際の点数アップに繋がった（信用格付けのランクアップ等）
5	顧客企業の売上向上に繋がった
6	顧客企業のビジネスマッチングに繋がった
7	顧客企業の生産性向上に繋がった
8	顧客企業における新規事業の開拓や事業構造の見直しに繋がった
9	顧客企業の円滑な事業承継に繋がった
10	顧客企業から経営者保証を徴求しない判断の一材料となった
11	その他（具体的に：）
12	まだわからない
13	特になし

Q 3 5. Q 2 8で1~3を選択した方へお尋ねします。

「ローカルベンチマーク」を活用した結果、貴行（庫、社）にとってどのような効果がみられましたか。

[複数回答]

1	融資額が増加した
2	取引先数が増加した
3	貸出金利息収入が増加した
4	役務収益が増加した
5	その他（具体的に：）
6	まだわからない
7	特になし

Q 3 6. Q 2 8で5を選択した方へお尋ねします。

「ローカルベンチマーク」を貴行（庫、社）の業務として活用しない（活用を予定していない）理由をお答えください。

[複数回答]

1	ローカルベンチマークなどのツールを活用しなくとも、十分に企業との対話ができるため
2	貴行（庫、社）が持っている既存のツールを活用すれば問題ないため
3	活用（試用）したが、うまく業務に落とし込むことができなかつたため
4	企業の定性面をどのように評価すればよいか良く分からなかったため
5	他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため
6	企業における認知度が低いため
7	どのように活用すればよいかわからないため
8	そもそもローカルベンチマークについて理解が進んでいないため
9	ヒアリング能力に不安があるため
10	ローカルベンチマークシートの作成に時間がかかるため
11	その他（具体的に：）

Q 3 7. Q 2 8で5を選択した方へお尋ねします。

どのような制度やツール等があれば、ローカルベンチマークを活用したいと思うかをお答えください。

[複数回答]

1	補助金申請時の申請書類への転用
2	利子補給制度等各種制度利用時の申請書類への転用
3	財務分析シートの改良 (具体的に：)
4	非財務分析シートの改良 (具体的に：)
5	業種別ロカベンシートの提供
6	企業に対する表彰制度
7	支援機関に対する表彰制度
8	その他 (具体的に：)

Q 3 8. ローカルベンチマークの活用に関する課題についてお答えください。

[複数回答]

① ローカルベンチマークの活用方法に関する課題についてお答えください。

1	使い方が難しい・フォーマットが分かりにくい
2	対話・作成すべき項目が多い
3	既存業務との関連性が分かりにくい
4	事前に用意しなくてはならないものが多い（決算書など）
5	作成後の活用方法が分かりにくい
6	活用方法に関する特段の課題はない
7	その他（具体的に：）

② ローカルベンチマークの認知度や普及に関する課題についてお答えください。

1	支援機関側の認知度が低い
2	企業側の認知度が低い
3	取り組むインセンティブが少ない
4	企業や支援機関の活用事例が少ない
5	パンフレットなどの宣伝媒体が少ない
6	認知度や普及に関する特段の課題はない
7	その他（具体的に：）

③ ローカルベンチマークを活用する人材に関する課題についてお答えください。

1	企業との対話スキルが不十分
2	財務に関する知識が不十分
3	非財務に関する知識が不十分
4	対話のために必要な業界知識が不十分
5	ローカルベンチマークについて学ぶ機会がない
6	人材に関する特段の課題はない
7	その他（具体的に：）

Q 3 9. 中小企業庁の推進する「経営力再構築伴走支援 ※」の認識・理解、実践状況として当てはまるものをお答えください。

※「経営力再構築伴走支援」とは、経営者等との”対話と傾聴”を通じて、本質的な経営課題に対する気付きを与え、自己変革・行動変容を促す、”課題設定”を重視した支援手法です。

[1つを選択]

1	認識・理解しており、十分に実践している
2	認識・理解しており、ある程度実践できている
3	認識・理解しているものの、あまり実践できていない
4	認識・理解していない

Q 4 0. Q 3 9 で1~2を選択した方へお尋ねします。

伴走支援を実践する際の支援ツールとして、ローカルベンチマークを活用していますか。

[1つを選択]

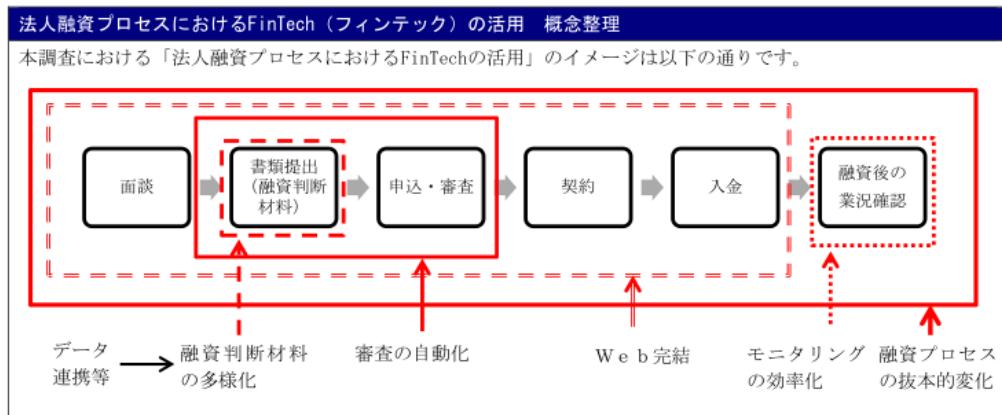
1	活用している
2	活用していない
3	その他の支援ツールを活用（具体的に：）

Q 4 1. どのような施策との連携が見込めれば、ローカルベンチマークの活用が推進されると考えますか。
[自由記述]

Q 4 2. ローカルベンチマークについて何かご意見等ございましたら、ご記載ください。
[自由回答]

5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取り組みについてお尋ねします。



Q 4 3. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取り組みについてお答えください。

[1つを選択]

1	既に取り組んでいる（本格実施）
2	既に取り組んでいる（実証実験段階）
3	検討したことがあるが、今のところ取り組む予定はない
4	検討している
5	検討したことがないが、今後検討したい
6	検討したことがなく、今後も検討したいと思わない

→Q 4 4へお進みください
 →Q 4 4へお進みください
 →Q 4 6へお進みください
 →Q 4 4へお進みください
 →Q 4 7へお進みください
 →Q 4 8へお進みください

Q 4 4. Q 4 3で1、2、4を選択した方へお尋ねします。

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取り組みはどのような体制で実施（検討）しているかお答えください。

[1つを選択]

1	貴行（庫、社）単独で取り組んでいる（あるいは検討中である）
2	他の金融機関と連携して取り組んでいる（あるいは検討中である）（金融機関名：）
3	非金融事業者と連携して取り組んでいる（あるいは検討中である）（企業名：）
4	その他（具体的に：）

Q 4 5. Q 4 3 で1、2、4を選択した方へお尋ねします。

FinTech（フィンテック）を活用して得られる様々なデータについて、融資・審査への活用（検討）状況をお答えください。

[あてはまるものに○]

	ア 融資・審査 へ活用して いる	イ 融資・審査 への活用を 検討中	ウ 融資・審査 へ活用して いない
1 貴行（庫、社）の取引データ（口座・為替）	1	1	1
2 他行（庫、社）の取引データ	2	2	2
3 貴行（庫、社）発行の法人クレジットカード等キャッシュレス取引データ	3	3	3
4 クラウド会計データ（サービス名：）	4	4	4
5 他事業者（）のキャッシュレス取引データ	5	5	5
6 E C サイト（）での受注・売上データ	6	6	6
7 E D I 等の受発注情報	7	7	7
8 在庫等の I o T データ（）	8	8	8
9 格付会社、調査会社等による属性データ	9	9	9
10 S N S のデータ・インターネットの検索情報（企業・代表者等）	10	10	10
11 その他（具体的に：）	11	11	11

Q 4 6. Q 4 3 で1～4を選択した方へお尋ねします。

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用においての課題についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

1 企業の E D I への取り組みが進んでいないため、得られるデータの量が十分でない
2 企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない
3 1、2以外の理由で、得られるデータの量が十分でない (具体的に：)
4 得られるデータの範囲が十分でない（倒産確率との相関がとれないなど）
5 得られるデータの正確性に不安がある
6 貴行（庫、社）の体制が確立されていない
7 顧客のニーズが限定的である
8 分析のためのデータ整備のノウハウが不足している
9 スキルを持った人材が不足している
10 顧客から紙ベースでの提出書類が残っている
11 業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
12 顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
13 内部の理解・承認が得にくい
14 事務面で時間、手間がかかりすぎる
15 貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる
16 費用対効果が見込めない
17 債権回収が困難である
18 十分なセキュリティの対策が困難である（認証等）
19 規制面でのネックがある（具体的に：）
20 得られるデータのスコアリングモデルへの反映が困難である
21 その他（具体的に：）

Q 4 7. Q 4 3 で1~5を選択した方へお尋ねします。

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用で期待する効果についてお答えください。（上位3つまで）

[複数回答・3つまで]

1	融資判断の精緻化
2	融資に至る時間の短縮
3	融資後の業況確認の精緻化
4	融資後の業況確認の効率化
5	融資取引の新規顧客開拓（小規模案件）
6	融資取引の新規顧客開拓（無担保、無保証案件）
7	既存の融資先に対する追加融資
8	事業性評価への活用
9	貸出金利回りの改善
10	役務収益の増加
11	その他（具体的に：）

Q 4 8. Q 4 3 で5、6を選択した方へお尋ねします。

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用を検討していない理由についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

1	FinTech（フィンテック）についてよく知らない、何ができるかわからない
2	システム会社やFinTech企業等からの引き合いがない
3	前例がない
4	顧客から必要なデータを得られない（クラウド会計の導入が進んでいないなど）
5	他の金融機関で取り組んでいない
6	顧客のニーズを感じられない
7	分析のためのデータ整備のノウハウが不足している
8	スキルを持った人材が不足している
9	顧客から紙ベースでの提出書類を削減できない
10	業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
11	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
12	内部の理解・承認が得にくい
13	事務面で時間、手間がかかりすぎる
14	貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる
15	費用対効果が見込めない
16	債権回収に関して不安がある
17	十分なセキュリティの対策が不安である（認証等）
18	規制面でのネックがある（具体的に：）
19	得られるデータのスコアリングモデルへの反映に不安がある
20	その他（具体的に：）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。